天城町 地域防災計画の作成・修正の履歴

修正年月	主な修正の概要
平成 27 年 4 月	旧・地域防災計画の全面的な刷新。
平成 30 年 3 月 26 日	鹿児島県地域防災計画の内容変更に伴う修正。 天城町防災センターの完成に伴う修正。 避難情報の用語変更に伴う修正。
平成 31 年 2 月 20 日	鹿児島県地域防災計画の内容変更に伴う修正。 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の追加指定に伴う修正。
令和 2 年 3 月 31 日	鹿児島県地域防災計画の内容変更に伴う修正。 ５段階の警戒レベルの設定に伴う修正。 職員災害初動体制マニュアルの更新に伴う修正。

天城町地域防災計画

PDF版

天城町防災会議

《操作について》
目次の項目とページ数をクリック／タップすると、各ページへジャンプします。
目次に戻るには、各ページ下にあるページ数をクリック／タップしてください。
電話番号から発信機能へ、住所からGoogleMapへ、URLからホームページへジャンプします。各ページ下にある赤い枠は、戻るボタンです。ただし、戻るボタンはタブレットやスマートフォンでは動作しませんので、ご了承ください。

目　　次

第１編　総　　則

第１節　計画の目的及び構成……31
第２節　防災上重要な機関の業務の大綱……34
第３節　住民及び事業所の基本的責務……40
第４節　天城町の地勢と災害の特性……51
第５節　災害の想定……57

第２編　一般災害対策編

第１部　災害予防計画

【第１章　災害に強い施設等の整備】

第１節　土砂災害等の防止対策の推進…… 311
第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進…… 315
第３節　防災構造化の推進…… 317
第４節　建築物災害の防止対策の推進…… 319
第５節　公共施設の災害防止対策の推進…… 320
第６節　防災研究の推進…… 321

【第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

第１節　防災組織の整備…… 401
第２節　通信・広報体制（機器等）の整備…… 404
第３節　気象観測体制の整備…… 407
第４節　消防体制の整備…… 408
第５節　避難体制の整備…… 461
第６節　救助・救急体制の整備…… 469
第７節　交通確保体制の整備…… 472
第８節　輸送体制の整備…… 531
第９節　医療体制の整備…… 533

第10節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備…… 535
【第３章　住民の防災活動の促進】
第１節　防災知識の普及啓発…… 651
第２節　防災訓練の効果的実施…… 654
第３節　自主防災組織の育成強化…… 657
第４節　防災ボランティアの育成強化…… 711
第５節　企業防災の促進…… 713
第６節　要配慮者の安全確保…… 714

第２部　災害応急対策
【第１章　活動体制の確立】
第１節　応急活動体制の確立…… 911
第２節　情報伝達体制の確立…… 916
第３節　災害救助法の適用及び運用…… 919
第４節　広域応援体制…… 971
第５節　自衛隊の災害派遣…… 974
第６節　技術者、技能者及び労働者の確保…… 979
第７節　ボランティアとの連携等…… 981
【第２章　警戒避難期の応急対策】
第１節　気象警報等の収集・伝達……1081
第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達……1141
第３節　広　報……1148
第４節　水防・土砂災害等の防止対策……1152
第５節　消防活動……1208
第６節　避難の勧告・指示、誘導……1261
第７節　救助・救急……1270
第８節　交通の確保・規制……1321
第９節　緊急輸送……1371
第10節　緊急医療……1374
第11節　要配慮者への緊急支援……1378
【第３章　事態安定期の応急対策】
第１節　避難所の運営……1501
第２節　食料の供給……1504
第３節　応急給水……1561
第４節　生活必需品の給与……1563
第５節　医　療……1567

第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策……1621
第７節　動物保護対策……1623
第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策……1624
第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等……1626
第10節　住宅の供給確保……1681
第11節　文教対策……1684
第12節　義援金・義援物資等の取扱い……1741
第13節　農水産業災害の応急対策……1742
【第４章　社会基盤の応急対策】
第１節　電力施設の応急対策……1901
第２節　ガス施設の応急対策……1903
第３節　水道施設の応急対策……1905
第４節　電気通信施設の応急対策……1907
第５節　道路・河川等公共施設の応急対策……1908

第３部　特殊災害
【第１章　海上災害等対策】
第１節　予防対策……2111
第２節　応急対策……2113
【第２章　空港災害対策】
第１節　予防対策……2201
第２節　応急対策……2202
【第３章　道路事故対策】
第１節　予防対策……2301
第２節　応急対策……2303
【第４章　危険物等災害対策】
第１節　予防対策……2401
第２節　応急対策……2403
【第５章　林野火災対策】
第１節　予防対策……2501
第２節　応急対策……2503

第４部　災害復旧・復興
【第１章　公共土木施設等の災害復旧】
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進……2711

第２節　激甚災害の指定……2712
【第２章　被災者の災害復旧・復興支援】
第１節　被災者の生活確保……2801
第２節　被災者への融資措置……2808

第３編　地震・津波災害対策編

第１部　災害予防計画

【第１章　地震・津波災害に強い施設等の整備】
第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進……3111
第２節　津波災害防止対策の推進……3112
第３節　防災構造化の推進……3116
第４節　建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）……3118
第５節　公共施設の災害防止対策の推進……3120
第６節　危険物災害等の防止対策の推進……3122
第７節　地震・津波防災研究の推進……3122
【第２章　迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え】
第１節　防災組織の整備……3231
第２節　通信・広報体制（機器等）の整備……3231
第３節　地震・津波観測体制の整備……3232
第４節　消防体制の整備……3233
第５節　避難体制の整備……3233
第６節　救助・救急体制の整備……3234
第７節　交通確保体制の整備……3236
第８節　輸送体制の整備……3236
第９節　医療体制の整備……3236
第10節　その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備……3237
【第３章　住民の防災活動の促進】
第１節　防災知識の普及啓発……3351
第２節　防災訓練の効果的実施……3351
第３節　自主防災組織の育成強化……3351
第４節　防災ボランティアの育成強化……3352
第５節　企業防災の促進……3352
第６節　要配慮者の安全確保……3353

第２部　災害応急対策

【第１章　活動体制の確立】

第１節　応急活動体制の確立……3611
第２節　情報伝達体制の確立……3613
第３節　災害救助法の適用及び運用……3613
第４節　広域応援体制……3613
第５節　自衛隊の災害派遣……3614
第６節　技術者、技能者及び労働者の確保……3614
第７節　ボランティアとの連携等……3614

【第２章　初動期の応急対策】

第１節　津波警報、地震・津波に関する情報の収集・伝達……3701
第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達……3761
第３節　広　報……3762
第４節　消防活動……3763
第５節　危険物の保安対策……3764
第６節　水防・土砂災害等の防止対策……3766
第７節　避難の勧告・指示、誘導……3767
第８節　救助・救急……3767
第９節　交通の確保・規制……3768
第10節　緊急輸送……3769
第11節　緊急医療……3769
第12節　要配慮者への緊急支援……3769

【第３章　事態安定期の応急対策】

第１節　避難所の運営……3871
第２節　食料の供給……3871
第３節　応急給水……3871
第４節　生活必需品の給与……3872
第５節　医　療……3872
第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策……3872
第７節　動物保護対策……3873
第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策……3873
第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等……3873
第10節　住宅の供給確保……3874
第11節　文教対策……3874
第12節　義援金・義援物資等の取扱い……3874
第13節　農水産業災害の応急対策……3875

【第４章　社会基盤の応急対策】
第１節　電力施設の応急対策……3971
第２節　ガス施設の応急対策……3971
第３節　水道施設の応急対策……3971
第４節　電気通信施設の応急対策……3972
第５節　道路・河川等公共施設の応急対策……3972

第３部　災害復旧・復興
【第１章　公共土木施設等の災害復旧】
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進……4181
第２節　激甚災害の指定……4181
【第２章　被災者の災害復旧・復興支援】
第１節　被災者の生活確保……4182
第２節　被災者への融資措置……4182

資　料　編

１　防災組織に関する資料
資料１－１　防災関係機関一覧……4501
資料１－２　天城町災害対策本部組織図……4502
資料１－３　天城町災害対策本部各対策部の所掌事務……4503
資料１－４　自主防災組織の現状……4506

２　災害危険箇所に関する資料
資料２－１　山地災害危険地区……4561
資料２－２　「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域……4561
資料２－３　土石流危険渓流……4564
資料２－４　急傾斜地崩壊危険箇所……4565

３　消防・水防に関する資料
資料３－１　消防力の現況……4621
資料３－２　重要水防区域……4621

４　医療・衛生に関する資料
資料４－１　主な医療機関一覧……4622
資料４－２　ごみ・し尿処理施設……4622

５　避難に関する資料

資料５－１　天城町指定避難所及び指定緊急避難場所……4623

６　通信に関する資料

資料６－１　町の防災行政無線施設の整備状況……4751

資料６－２　消防通信体制の整備状況……4752

７　災害支援制度に関する資料

資料７－１　災害報告の判定基準……4753

資料７－２　救助の実施要領の基準（概要）……4756

８　条例・規則に関する資料

資料８－１　天城町防災会議条例……4871

資料８－２　天城町災害対策本部条例……4873

９　応援協定に関する資料

資料９－１　鹿児島県消防相互応援協定……4874

資料９－２　鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定……4877

資料９－３　徳之島における大規模な災害時の応援に関する協定書……4879

資料９－４　災害時における電力復旧等に関する協定書……4882

資料９－５　災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定……4887

10　その他防災に関する資料

資料10－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）……4991

資料10－２　気象等観測施設・地震観測点等……4994

資料10－３　過去の主な災害履歴……4995

資料10－４　孤立化対策マニュアル……4996

11　各種様式に関する資料

資料11－１　災害報告の様式……5051

資料11－２　自衛隊災害派遣（撤収）要請様式……5053

資料11－３　被災証明に関する様式……5055

資料11－４　水防活動実施状況報告様式……5057

資料11－５　災害救助用米穀の引渡要請書……5058

資料11－６　徳之島地区消防組合で使用しているトリアージタッグ……5059

第１編　総　　則

第１節　計画の目的及び構成

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、天城町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における住民等の生命、身体及び財産の保護と土地の保全を目的とする。

第２　計画の理念

天城町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

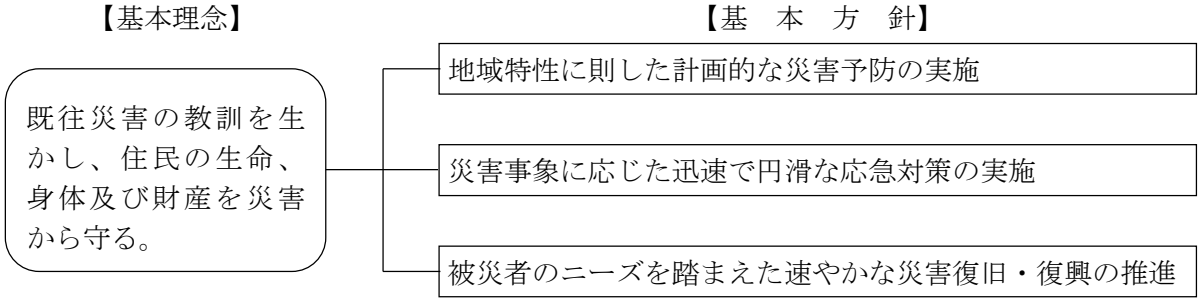

本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

１　地域特性に則した計画的な災害予防の実施

天城町は、台風、豪雨、地震、津波など過去に様々な災害を経験している。

また、奄美群島の島しょ部に位置するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と、住民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

２　災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

３　被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第３　計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を一般災害対策編、第３編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、末尾に資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

第４　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第５　計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第６　計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、町は、住民、事業者、自主防災組織、県、防災関係機関等と連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第２節　防災上重要な機関の業務の大綱

本節は、天城町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１　天城町

町は、第１段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
⑴　天城町防災会議に係る事項に関すること。 ⑵　防災に係る施設及び組織の整備に関すること。 ⑶　防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。 ⑷　防災に対する訓練の実施に関すること。 ⑸　防災思想の普及に関すること。 ⑹　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ⑺　災害発生の防ぎょと被害拡大の防止に関すること。 ⑻　被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ⑼　災害時における文教、保健衛生、治安対策に関すること。 ⑽　災害時における緊急輸送の確保に関すること。 ⑾　災害復旧の実施に関すること。 ⑿　被災した町管理施設の応急対策に関すること。 ⒀　被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 ⒁　被災施設の復旧に関すること。 ⒂　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 ⒃　災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
徳之島地区消防組合消防本部 （天城分遣所）	⑴　防災に係る施設・設備の調査及び点検等に関すること。 ⑵　災害に係る情報の収集、伝達に関すること。 ⑶　被災者の救難、救助に関すること。 ⑷　避難、誘導活動に関すること。 ⑸　火災及び救急に係る業務に関すること。

第３　鹿児島県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿　児　島　県	⑴　鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 ⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 ⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ⑷　災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。 ⑸　罹災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。 ⑹　被災した県管理施設の応急対策に関すること。 ⑺　災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 ⑻　災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 ⑼　災害時における交通輸送の確保に関すること。 ⑽　被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 ⑾　被災施設の復旧に関すること。 ⑿　市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 ⒀　災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
徳之島警察署 （平土野駐在所 松原駐在所）	⑴　災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 ⑵　災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。

第４　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
九　州　農　政　局	⑴　農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 ⑵　農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導・調整並びに助言に関すること。 ⑶　応急用食料の調達・供給対策に関すること。 ⑷　主要食料の安定供給対策に関すること。 ⑸　その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所	⑴　国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 ⑵　国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 ⑶　災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること ⑷　その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九　州　運　輸　局 （鹿児島運輸支局）	⑴　自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 ⑵　被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。

	⑶　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 ⑷　港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 ⑸　船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 ⑹　港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 ⑺　その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台・名瀬測候所)	⑴　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ⑵　気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ⑶　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ⑷　地方公共団体が行う災害対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑸　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	⑴　航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 ⑵　航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 ⑶　航空機による代替輸送に関すること。 ⑷　被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 ⑸　その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
第十管区海上保安本部 奄美海上保安部	⑴　海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 ⑵　警報等の伝達に関すること。 ⑶　情報の収集に関すること。 ⑷　海難救助等に関すること。 ⑸　排出油等の防除に関すること。 ⑹　海上交通安全の確保に関すること。 ⑺　治安の維持に関すること。 ⑻　危険物の保安措置に関すること。 ⑼　緊急輸送に関すること。 ⑽　物資の無償貸付又は譲与に関すること。 ⑾　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 ⑿　警戒区域の設定に関すること。 ⒀　その他防災に関し，海上保安部の所掌すべきこと。
九州総合通信局	⑴　非常通信体制の整備に関すること。 ⑵　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 ⑶　災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 ⑷　災害時における電気通信の確保に関すること。 ⑸　非常通信の統制、監理に関すること。 ⑹　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

第５　自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	⑴　人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 ⑵　その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第６　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)九州支社（天城町内各郵便局)	⑴　災害時における郵政業務運営の確保に関すること。 ⑵　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ　為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ　簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ　被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ　郵政公社医療機関による医療救護活動 ク　災害ボランティア口座 ⑶　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
西日本電信電話株式会社(鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本赤十字社（鹿児島県支部・天城町分区)	⑴　災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。 ⑵　救援物資の備蓄と配分に関すること。 ⑶　災害時の血液製剤の供給に関すること。 ⑷　義援金の受付に関すること。 ⑸　災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 ⑹　災害時の外国人の安否調査に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	⑴　気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 ⑵　社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

九州電力株式会社 奄美配電事業所	⑴　電力施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　災害時における電力供給確保に関すること。 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車運送機関（日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
ガス供給機関	⑴　ガス供給施設の耐災整備に関すること。 ⑵　被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 ⑶　ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
大島郡医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	⑴　災害時における歯科医療に関すること。 ⑵　身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	⑴　公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 ⑵　公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第７　その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
あまみ農業協同組合 天城事業本部	⑴　被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 ⑵　被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
とくのしま漁業協同組合	⑴　漁船遭難防止の対策に関すること。 ⑵　被災漁家に対する資金の融資あっせんに関すること。
天城町商工会	⑴　被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関すること。 ⑵　被災会員等に対する資金の融資あっせんに関すること。
徳之島用水土地改良区	⑴　農業用ダムやため池、送水管等かんがい用設備、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 ⑵　農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
天城町社会福祉協議会	⑴　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ⑵　救援ボランティアに関すること。

病院等経営者	⑴　防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 ⑵　災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ⑶　被災負傷者等の収容保護に関すること。 ⑷　災害時における医療、助産等の救助に関すること。 ⑸　近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	⑴　防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 ⑵　災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学校法人 （カトリック幼稚園、樟南第二高等学校）	⑴　防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 ⑵　災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 ⑶　災害時における応急教育の対策に関すること。 ⑷　被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	⑴　水道施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　災害時における水の確保に関すること。 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
一般運輸業者	緊急輸送に対する協力に関すること。
町女性団体	⑴　防災及び災害救助活動の協力に関すること。 ⑵　炊き出しに関すること。
危険物関係施設の管理者	危険物の保安処置に関すること。
ＬＰガス取扱い業者 （徳之島LPガス協同組合）	⑴　ＬＰガス施設の防災管理に関すること。 ⑵　ＬＰガスの供給に関すること。 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
アマチュア無線愛好者	無線通信の協力に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第３節　住民及び事業所の基本的責務

本節では、住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者)は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第１　住　民

基　本　的　責　務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。 また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第２　事業所

基　本　的　責　務
事業所の事業者(管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、町及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４節　天城町の地勢と災害の特性

本節では、天城町のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示すものとする。

第１　自然的条件

１　位　置

鹿児島から約450㎞の洋上に浮かぶ徳之島は、奄美大島と沖永良部の間にある島で、面積は248㎢、奄美大島についで大きな島である。

天城町は、徳之島の北西部の北緯27度48分、東経128度53分に位置しており、東西9㎞、南北17㎞にして、総面積は80.40㎢である。

２　地　勢

天城町は、東は徳之島町、南は伊仙町と隣接し、東北から南東にかけて、一連の山岳によって囲まれている。北から天城岳（533ｍ）、三方通岳（496ｍ）、美名田山（438ｍ）、井之川岳（645ｍ）、犬田布岳（417ｍ）の諸峰が連なり、隣町との境をなしている。これら山麓等に源を発する河川は、秋利神川、港川、真瀬名川、湾屋川となって西流し、東シナ海に注いでいる。町内14行政区のうち、当部、三京集落は山間部にあり、他の12集落は海岸線に沿って形成されている。

山地の周縁部を隆起サンゴ礁よりなる石灰岩の台地が取り巻いている。台地は海岸線に向かって緩やかな傾斜をなしており、この傾斜部は主に耕地として利用されている。天城町の浅間では埋め立てが行われ、港湾、空港などに利用されている。西海岸線は裾礁の発達が悪く、大規模な海食崖を発達させているところが多い。

３　気　象

本町は、徳之島の北西部に位置し、南に太平洋、西に東シナ海を望み、陽光に恵まれた亜熱帯海洋性気候に属している。

奄美群島は毎年のように台風の被害を被っており、本町も夏秋季には例年のように台風に見舞われる一方、干ばつの害を受けることもしばしばである。

気温は、年間平均22.5℃（平成26年）、年間降水量は2,045.5㎜（平成30年）で、年間を通じて雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約50％に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、熱雷に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに溢水、土砂崩れ等の原因となっている。

平成30年天城地域気象観測所気象表

要素＼月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	年
平均気温：℃	15.5	15.6)	18.5	20.7	24.4	26.5	28.2	28.6	27.9)	23.5)	21.5)	18.8	22.5
日最高気温の平均：℃	18.2	18.6)	21.8	24.1	27.3	29.3	30.8	31.8	30.9	26.3)	24.5)	21.2	25.4
日最低気温の平均：℃	12.8	12.2)	15.1	17.4	21.9	24.4	26.2	26.1	25.3	20.9)	18.3)	16.3	19.7
最高気温：℃	22.2	24.2)	25.4	26.9	30.3	32.2	32.6	34.0	32.7	28.6)	27.8)	27.2	34.0
起日	16	10	4	23	16	26	19	24	6	6	8	4	8/24
最低気温：℃	8.2	5.9]	9.2	11.0	14.9	19.1	24.5	24.3	23.5	18.3)	14.5)	10.8	5.9]
起日	13	14	12	9	4	2	14	5	4	26	25	19	2/14
平均風速：m/s	5.5	6.2)	4.9	4.5	4.1	4.4	5.4	4.8	4.3	4.5)	3.8)	5.0	4.8
最大風速：m/s	14.9	15.1)	14.7	14.9	10.9	13.5	19.5	18.6	29.9	17.3)	14.6)	15.0	29.9
風向	北西	北西	北西	北北西	南南西	東北東	南	西南西	西南西	南	南南西	北北西	西南西
起日	9	28	21	7	8	16	2	22	30	5	19	28	9/30
降水量：㎜	71.5	84.5)	68.5	80.0	200.0	403.0	331.5	201.5	332.5)	136.5)	47.5)	88.5	2045.5
日最大降水量：㎜	36.0	33.5)	32.0	23.5	75.0	186.5	238.5	91.5	199.0]	74.5)	11.0)	28.0	238.5]
起日	28	1	5	17	21	15	21	22	29	4	13	26	7/21
最大１時間降雨量：㎜	12.0	18.0)	22.0	8.0	50.5	27.0	73.5	46.0	46.5	20.5)	8.0)	9.0	73.5
起日	28	1	5	15	21	15	21	22	29	4	13	26	7/21
降水日数（降水量≧１㎜）	13	12)	9	6	9	11	8	12	14	9)	7)	12	122

（注）天城地域気象観測所では、日照時間を観測していません。

※　記号の説明

値）：準正常値……品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

値］：資料不足値……統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。資料不足値には十分な信頼性がありませんので、ご利用に際しては十分留意願います。

⑴　台　風

本町における気象災害のうち、特に被害が大きいのは、台風災害であり、建物、道路、農地、山林等において、相当の被害を受けている。これは本町は東シナ海に面し、地理的に台風に伴う大雨、高潮、あるいは塩風等の影響を受けやすいためである。

台風来襲回数

年	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	計
１月											0
２月											0
３月											0
４月											0
５月			2				1				3
６月			1	3	1	2				2	9
７月			1	2	1	3	2	1	3	4	17
８月	1	3	1	5	2	2	2	1	1	4	22
９月		3	2	2	1	2	1	4	1	2	18
10月	2	1		1	4	2		1	2	1	14
11月										1	1
12月											0
年間	3	6	7	12	9	10	6	7	7	13	80
発生個数	22	14	21	25	31	23	27	26	27	29	245

（※）　台風の中心が鹿児島県の奄美地方、沖縄県のいずれかの気象官署から300㎞以内に入った場合を「沖縄・奄美に接近した台風」としている。

（注）　接近は２か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

（注）　2018年の値は速報値であるため、後日変更になる場合がある。

台風の発生数・奄美地方への接近数の平年値（1981年～2010年）

項目＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
奄美地方接近数				0.0	0.1	0.3	0.8	1.0	1.1	0.6	0.0		3.8

※台風の接近数：奄美地方への接近数とは、台風の中心が奄美地方のいずれかの気象官署から300km以内に入った台風の数をいいます。

⑵　大　雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると４月～５月の低気圧によるもの、６月～７月の梅雨前線によるもの、８月～９月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

⑶　高　潮

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。昭和20年の枕崎台風など県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて異状な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、

ア　台風の中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水がふくれ上がる。

イ　強い風のため、海岸に海水が吹きよせられる。

ウ　台風の中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなる。

以上のようなことから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

⑷　島内および鹿児島県における竜巻

鹿児島県は、竜巻の発生数が多く、それに伴う被害も多く発生している。1991年から2017年までの調査（被害が発生したもの）では、全国で458件の竜巻被害が発生しており、そのうち鹿児島県での竜巻被害は24件で、全国でも発生数が多い方となっている。なお、奄美群島での発生は、2011年11月18日の伊仙町、2015年5月12日の伊仙の2件である。

⑸　地震及び津波

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域である。しかし、平成７年において、名瀬測候所で観測された有感地震は117回と頻発しており、その値は、1908年（明治41年）以降、1970年（昭和45年）の221回、1938年（昭和13年）の119回に次ぐ第３位の記録であった。近年（1965～1994年）30年間の有感地震の年平均発生回数30回をも大きく上回った。これは、平成7年10月に発生した奄美大島近海（喜界島南東海域）を震源とする地震とその余震活動によるものであった。

10月18日19時37分、19日11時41分にマグニチュード6.7と6.6の地震が奄美大島近海（喜界島南東40～50km）で発生し、奄美諸島を中心に沖縄県から九州南部までの広い範囲で有感となり、喜界島で震度５を観測した。

この海域の地震の発生は、10月をピークに次第に減少し、12月は有感の余震が時々発生する程度まで減少した。

平成７年の奄美大島近海における地震活動は、前半はほぼ平年並かそれ以下で推移し、後半は総じて活発であったといえる。

阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年、日本列島近海ではマグニチュード７を超える規模の大きい地震が相次いで発生し、強震動による建造物の崩壊や津波により、多くの人命や財産が失われている。

さらに、平成23年３月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード９という想定外の地震と津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第２　社会的条件

１　人　口

町の総人口は6,434人（平成26年４月１日現在）で、昭和30年以降減少傾向が続いている。離島という本町の立地条件もあって、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は平成22年国勢調査によると31.5％と増加している。

高齢化が進むことによる要配慮者、特に避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

さらに、観光客でにぎわう土地柄であること等から、災害発生時における避難時の対応については十分な体制を整えておく必要がある。

２　産　業

平成22年の国勢調査によると、第一次産業就業者数が960人（32.4％）、第二次産業就業者数が480人（16.2％）、第三次産業就業者数が1,514人（51.2％）となっている。第一次産業就業者数は年々減少傾向にある。また第二次産業就業者数は引き続き減少傾向にあるが、第三次産業就業者数は年々増加している。

⑴　農　業

本町の農業は、温暖な気象条件を生かし、基幹作物のさとうきびと畜産・野菜・果樹・花きを組み合わせた複合経営が展開されている。一方、離島という立地条件や降雨の偏りが大きいことにより、夏場の干ばつや台風による塩害を受けやすいため、さとうきびやばれいしょ、飼料作物などの品目が作付けの大半を占め、天候頼みの不安定な農業経営を強いられている。

このため、徳之島三町に安定した農業用水供給を目的として、島内最大の流域をもつ秋利神川に水を貯めるためのダムを平成９年より着工した。基幹的な水路等の整備も行うことに

より、まもなく完成する徳之島ダムの通水を見据え、水を活用した農業で単収向上と収益性の高い農業への転換を目指す。しかし、ダム建設による防災も同時に対策を講じていかなければならない。

⑵　水産業

近海の好漁場において瀬物一本釣り漁業が営まれており、礁池ではアオサ養殖業も盛んである。とくのしま漁協やゆいの里あまぎ漁業集落と町が連携を図り、漁業生産力の向上と、魚食普及活動等に取り組んでいる。また松原漁港を核とした「うるおいと活気に満ちた漁港・漁村づくり」事業を継続し、漁業従事者の所得向上や担い手育成等、水産振興を図っている。

⑶　商工業

衰退が顕著な平土野商店街では、空き店舗や老朽化した建物が密集し防災面の課題である。平成16年４月に県の定めた「都市計画の整備、開発及び保全の方針」により、公共交通の整備、農業と商工業の連携、観光地としての機能向上等、商店街の再構築と生活環境の改善を図っている。

３　交　通

本町の交通体系は、空路の徳之島空港、海路の平土野港を交通拠点とし、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、県道伊仙亀津徳之島空港線や県道伊仙天城線が配置されている。これらを基軸とした幹線道路沿いに市街化が進行しているものの、市街地内の道路網の不足や未整備箇所が残されていることから、円滑な交通や安全性の確保に支障をきたしている。生活道路が都市経済活動及び防災上重要な役割を有することから、その整備をすすめる。

離島において港湾の役割は極めて重要である。定期旅客船の拠点港となっている最寄りの平土野港、亀徳港（徳之島町）等については防災対策上その整備が必要である。

４　災害に強いまちづくり

災害を未然に防止する観点から、急傾斜地崩壊危険箇所に指定された地域の市街化を抑制、災害時における安全確保のため避難地となり得る既存公園・緑地の維持、河川の氾濫による災害に対応するため、計画的な治水対策が必要となる河川については、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

第５　災害記録

本町は、その位置と地形のために台風や季節風による被害が大きい。過去の災害発生状況は、**資料10－３**のとおりである。

第５節　災害の想定

本計画の策定にあたって、本町の地形・地質・気象等の自然条件、人口・産業・交通網等の社会的条件、さらには過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

第１　風水害の被害予測

鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置付ける。

鹿児島県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成５年（1993年）８月５日～７日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成５年（1993年）９月１日～３日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置付ける。

最大規模の被害予測に用いる災害の総括表

災害名（年月日）／想定項目		鹿児島豪雨（平成５年８月６日）	奄美豪雨（平成22年10月20日）	台風第13号（平成５年９月１日）
気象概況		・時間最大雨量 56㎜（鹿児島）６日19時 65㎜（入来峠）６日18時 ・日最大雨量 259㎜（鹿児島）６日 369㎜（川内）６日 ・総降水量の最大値 392㎜（川内）５～７日	・時間最大雨量 78.5㎜（名瀬）20日16時 89.5㎜（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622㎜（名瀬）20日 286.5㎜（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5㎜（名瀬）18～21日	・最大瞬間風速・風向 59.1ｍ／秒（種子島）・南 ３日15：45 ・最大風速・風向 33.7ｍ／秒（沖永良部島）・南 ３日02：40 ・総降水量の最大値 373㎜（高峠）２～３日
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1名	－	－
	重傷	12名	1名	15名
	軽傷	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部破損	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

（被害は全県の数値である。）

第２　地震・津波の被害予測

鹿児島県では、平成23年３月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

１　想定地震

想定地震等の概要及び位置を以下に示す。

想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード（M_J）	モーメントマグニチュード（M_W）	震源断層上端の深度（km）	津波（11津波）
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	－
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	－
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（４連動）】	－	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	－	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	－	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	－	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	－	8.2	10	○
⑫Ａ	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○
⑫Ｂ	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○

〔注〕気象庁マグニチュード（M_J）とモーメントマグニチュード（M_W）について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード（M_J）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_W）を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_W）を求めている。

想定地震等の位置

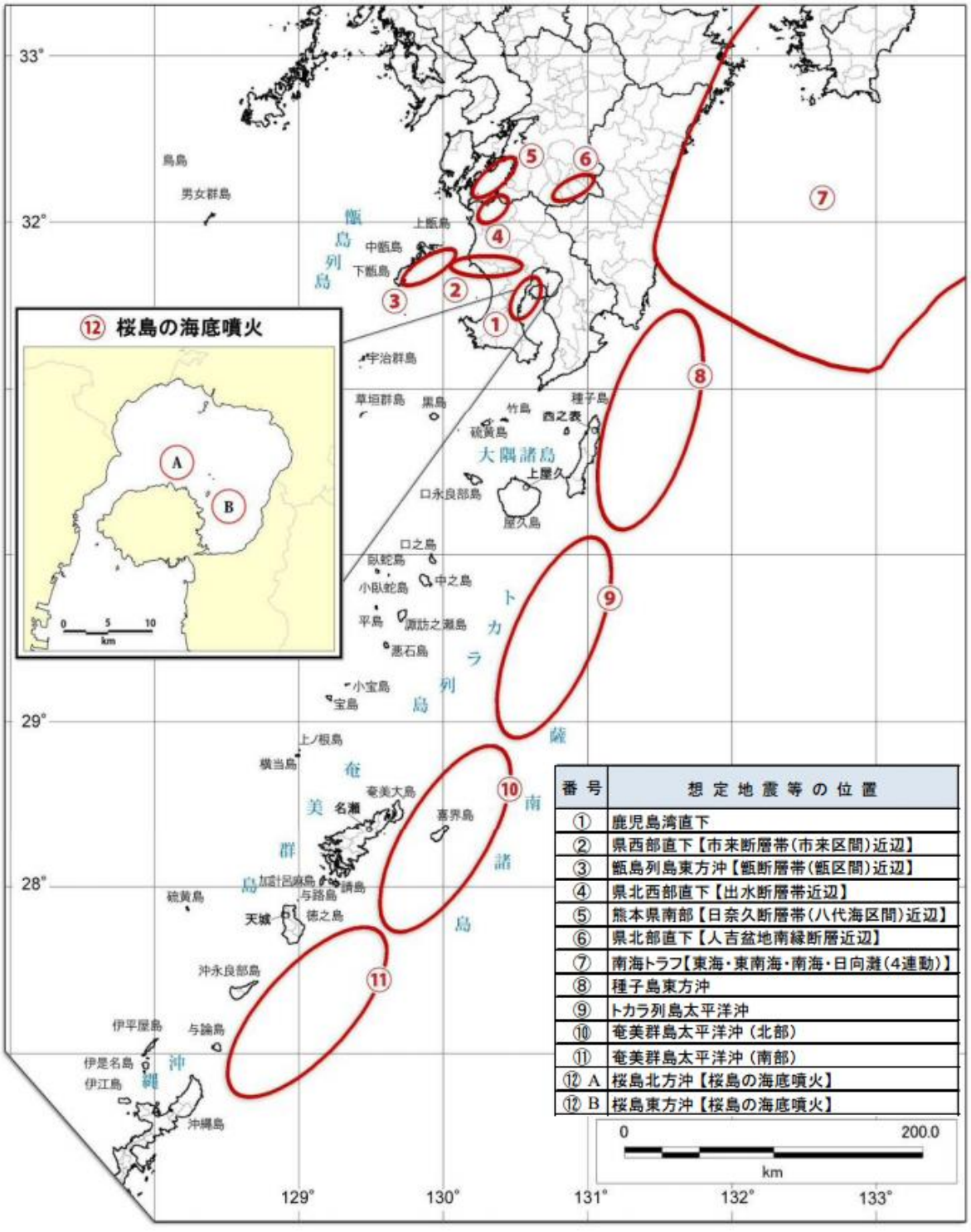

番号	想定地震等の位置
①	鹿児島湾直下
②	県西部直下【市来断層帯(市来区間)近辺】
③	甑島列島東方沖【甑断層帯(甑区間)近辺】
④	県北西部直下【出水断層帯近辺】
⑤	熊本県南部【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】
⑥	県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】
⑦	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】
⑧	種子島東方沖
⑨	トカラ列島太平洋沖
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）
⑫ A	桜島北方沖【桜島の海底噴火】
⑫ B	桜島東方沖【桜島の海底噴火】

２　想定地震等の考え方

地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

⑴　地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はＭ７又はＭ８クラス）

⑵　可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード９クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）

⑶　鹿児島県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（鹿児島県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）

⑷　国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定

⑸　県内全市町村の直下にマグニチュード６クラスの地震を想定

３　想定地震等の概要

想定地震ごとの地震動の想定結果の概要は、下表のとおりである。

想定地震	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下の地震	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度７に、垂水市では、一部の地域で震度６強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
②県西部直下の地震	いちき串木野市では、ほぼ全域で震度６弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度７に達すると想定される。 鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度６強の揺れが想定される。 南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
③甑島列島東方沖の地震	薩摩川内市（甑島）では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度６強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
④県北西部直下の地震	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度７に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。

⑤熊本県南部の地震	長島町では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度７に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下の地震	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度５強に達すると想定される。
⑦南海トラフの巨大地震	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の４ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曽於市、志布志市では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度６強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖の地震	種子島の３市町、曽於市、志布志市では、多くの地域で震度６弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度６強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度６弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度６弱に達すると想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	喜界町では、ほぼ全域で震度６強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度７に達すると想定される。 奄美大島の５市町村の多くの地域、**天城町**の一部の地域では、震度６弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度６強に達すると想定される。
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	徳之島の３町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度６弱の揺れが想定され、徳之島町、**天城町**では、一部の地域で震度６強に達すると想定される。

第３　被害の想定

１　被害想定の前提条件

⑴　季節、時刻が異なり想定される被害が異なる３種類のシーンを設定。

⑵　風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。

⑶　避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高＋呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の４パターンを設定。

設定するシーンは次のとおりとした。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※　被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

※　県の被害想定における施設等について、本町においては、繁華街には商店街、鉄道には空港とフェリー待合所、ターミナル駅には食品スーパー等が該当する。

２　被害想定の概要

⑴　被害想定項目

項　　目	想　　定　　内　　容
建　物　被　害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数

落　下　物　等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人　的　被　害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガス除く）の被害
交通施設被害	道路、港湾・漁港、空港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被　害　額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

⑵　主な被害想定結果

各想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおり。

主な被害想定結果①

※　被害が最大となるケースの県計

被害項目	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甑島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	12,100	13,600	1,300	3,100	1,200
うち火災	2,300	2,100	0	300	10
人的被害：死者数（人）	270	540	490	120	50
うち建物倒壊・火災	250	530	－	120	30
うち津波	10	－	480		10
上水道被害：断水人口（人）被災直後	265,200	91,700	6,600	54,800	10,500
下水道被害：支障人口（人）被災直後	21,700	6,800	730	2,100	680
電力被害：停電軒数（軒）被災直後	3,300	6,000	260	630	100
通信被害：固定電話不通回線数（回線）被災直後	3,400	4,600	230	720	120
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数（戸）被災直後	25,600	2,600	0	1,300	170
道路施設被害（箇所）	390	250	60	130	80
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	180	140	30	80	30
避難者数［うち避難所］（人）					
被災１日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	2,800[1,800]
被災１週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	3,500[1,900]
被災１か月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	3,200[950]
物資(食料)需要量（食）					
被災１日後	93,000	59,000	13,300	13,000	6,300
被災１週間後	142,000	71,900	10,100	25,700	6,700
被災１か月後	62,600	38,900	6,100	11,500	3,400
災害廃棄物発生量（万トン）	160	100	10	20	10
孤立する可能性のある集落数(集落)	3	3	2	1	4
被害額（億円）	13,200	9,100	2,300	2,800	1,900

（注１）－：わずか（５未満）

（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果②

※被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑥県北部直下	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	130	14,900	14,100	560
うち火災	0	70	500	0
人的被害：死者数（人）	－	2,000	190	210
うち建物倒壊・火災	－	10	90	－
うち津波		2,000	90	210
上水道被害：断水人口（人）被災直後	90	118,300	108,000	7,500
下水道被害：支障人口（人）被災直後	0	10,300	7,800	1,200
電力被害：停電軒数（軒）被災直後	－	2,600	820	290
通信被害：固定電話不通回線数（回線）被災直後	－	2,900	980	330
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数（戸）被災直後	0	2,300	4,300	510
道路施設被害（箇所）	10	450	640	70
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	－	120	160	－
避難者数［うち避難所］（人）				
被災１日後	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	7,700[5,100]
被災１週間後	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	3,800[3,000]
被災１か月後	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	7,200[2,100]
物資(食料)需要量（食）				
被災１日後	580	110,800	81,800	18,400
被災１週間後	500	101,700	85,100	10,700
被災１か月後	290	51,700	41,300	7,700
災害廃棄物発生量（万トン）	－	130	120	－
孤立する可能性のある集落数(集落)	0	38	26	34
被害額（億円）	100	14,600	14,300	1,800

（注１）－：わずか（５未満）

（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果③

※被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	⑪奄美群島太平洋沖（南部）	⑫A 桜島の海底噴火（桜島北方沖）	⑫B 桜島の海底噴火（桜島東方沖）
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	3,800	1,100	200	270
うち火災	560	120		
人的被害：死者数（人）	500	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
うち建物倒壊・火災	100	－		
うち津波	400	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
上水道被害：断水人口（人）被災直後	46,800	11,200		
下水道被害：支障人口（人）被災直後	4,300	2,100		
電力被害：停電軒数（軒）被災直後	2,200	1,100		
通信被害：固定電話不通回線数（回線）被災直後	2,600	1,400		
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数（戸）被災直後	440	120		
道路施設被害（箇所）	120	110	10	10
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	－	－	－	－
避難者数［うち避難所］（人）				
被災１日後	15,500[9,900]	8,500[5,600]		
被災１週間後	15,500[9,600]	5,500[4,300]		
被災１か月後	16,300[4,900]	8,100[2,400]		
物資（食料）需要量（食）				
被災１日後	35,800	20,200		
被災１週間後	34,500	15,300		
被災１か月後	17,600	8,700		
災害廃棄物発生量（万トン）	20	10	－	－
孤立する可能性のある集落数（集落）	42	44	5	3
被害額（億円）	4,100	1,900	450	520

（注１）－：わずか（５未満）

（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（注３）桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定【桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能】

⑶　被害軽減効果

各想定地震等に対する被害軽減効果は次のとおり。

ア　建物の耐震化による人的被害の軽減

最大被災ケース		被災度	想定結果	耐震化率90％時	耐震化率95％時
想定地震	季節・時刻		人数（人）	人数（人）	人数（人）
①鹿児島湾直下	夏12時	死者	270	160	140
②県西部直下	冬深夜	死者	540	190	150
③甑島列島東方沖	夏12時	死者	490	（※）	（※）
④県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤熊本県南部	冬深夜	死者	50	30	30
⑥県北部直下	冬深夜	死者	－	（※）	（※）
⑦南海トラフ（地震動：西側ケース）	夏12時	死者	2,000	（※）	（※）
⑦南海トラフ（地震動：陸側ケース）	夏12時	死者	2,000	（※）	（※）
⑧種子島東方沖	冬深夜	死者	190	120	110
⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	210	（※）	（※）
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	死者	500	430	420
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	死者	580	（※）	（※）

（※）想定結果のうち建物倒壊による死者数がわずかなため、被害軽減効果を算定できない。

（注１）－：わずか（５未満）

（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

イ　津波からの避難の迅速化による死者数の軽減

被災ケース		避難パターン			
想定地震等	季節・時刻	(ｱ)早期避難率低	(ｲ)早期避難率高	(ｳ)早期避難率高＋呼びかけ	(ｴ)迅速避難
①鹿児島湾直下	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	10	10	10
	冬18時	10	10	10	10
②県西部直下	冬深夜	－	－	－	－
	夏12時	10	－	－	－
	冬18時	－	－	－	－
③甑島列島東方沖	冬深夜	440	200	180	50
	夏12時	480	180	100	10
	冬18時	410	150	100	10
④県北西部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑤熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	－	－	－
	冬18時	10	－	－	－
⑥県北部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑦南海トラフ（地震動：西側ケース）（津波：CASE 5）	冬深夜	1,100	370	－	－
	夏12時	1,500	610	170	－
	冬18時	1,400	490	60	－
⑦南海トラフ（地震動：西側ケース）（津波：CASE 11）	冬深夜	1,500	510	－	－
	夏12時	2,000	800	210	－
	冬18時	1,900	660	80	－
⑦南海トラフ（地震動：陸側ケース）（津波：CASE 5）	冬深夜	1,100	370	－	－
	夏12時	1,500	610	170	－
	冬18時	1,400	490	60	－
⑦南海トラフ（地震動：陸側ケース）（津波：CASE 11）	冬深夜	1,500	510	－	－
	夏12時	2,000	800	210	－
	冬18時	1,900	660	80	－
⑧種子島東方沖	冬深夜	90	30	－	－
	夏12時	120	40	－	－
	冬18時	110	40	－	－
⑨トカラ列島太平洋沖	冬深夜	140	50	10	－
	夏12時	210	70	－	0
	冬18時	160	50	－	－
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	400	140	10	10
	夏12時	410	140	20	10
	冬18時	400	140	10	－
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	冬深夜	470	160	10	－
	夏12時	580	200	10	－
	冬18時	550	180	10	－

（注１）－：わずか（５未満）

（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

［参考］避難行動の違い（避難の有無、避難開始時期）

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難あるいは避難しない
		すぐに避難する（直接避難）	避難するがすぐには避難しない（用事後避難）	
㋐	早期避難者比率が低い場合（早期避難率低）	20%	50%	30%
㋑	早期避難者比率が高い場合（早期避難率高）	70%	20%	10%
㋒	早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合（早期避難率高＋呼びかけ）	70%	30%	０%
㋓	全員が発災後すぐに避難を開始した場合（迅速避難）	100%	０%	０%

（注）避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災後５分後、用事後避難者は発災後15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに５分準備に時間がかかると仮定する。

ウ　事前避難の有無による死者数の軽減【桜島の海底噴火に伴う津波】

※桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能。

被災ケース		事前避難	
想定地震等	季節・時刻	なし	あり
⑫Ａ桜島の海底噴火（桜島北方沖）	冬深夜	150	0
	夏12時	820	0
	冬18時	140	0
⑫Ｂ桜島の海底噴火（桜島東方沖）	冬深夜	790	0
	夏12時	1,100	0
	冬18時	800	0

（注）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

⑷　本町における被害想定結果

本町における想定地震・津波は、下表のとおりである。

想　定　地　震		地　震	津　　波	
		最大震度	到達時間（分）	津波高（m）
①	鹿児島湾直下	——	——	——
②	県西部直下	——	——	——
③	甑島列島東方沖	1	356	1.27
④	県北西部直下	——		
⑤	熊本県南部	——	——	——
⑥	県北部直下	——		
⑦南海トラフ	基本ケース	2		
	東側ケース	2		
	西側ケース	2		
	陸側ケース	2		
	CASE５		151	2.42
	CASE11		93	2.63
⑧	種子島東方沖	3	214	1.41
⑨	トカラ列島太平洋沖	4	109	1.96
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	6弱	119	2.24
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	6強	33	4.61

上記の表でもわかるように、本町に最も大きな影響を及ぼすのは、「奄美群島太平洋沖(南部)」の地震と推定される。この地震に対してのさらに詳しい被害想定結果を次頁に示す。

市町村名	現況データ				地震動					液状化			津波
	人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合(%)
	冬深夜	夏12時	冬18時	建物棟数(棟)	５弱以下	５強	６弱	６強	7	低い(0＜PL≦5)	高い(5＜PL≦15)	極めて高い(15＜PL)	浸水深0.3m以上
天城町	6,653	7,362	6,930	2,981	0	32	67	－	0	1	2	1	1

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数(人)			津波による死者数(人)(死者数の内訳)			ライフライン　機能支障率(%)					避難所避難者(人)
全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
40	200	100	－	10	－	－	10	－	27		4	8		270

市町村名	最大被災ケース	塀件数				倒壊件数			
	想定地震	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
天城町	⑪奄美群島太平洋沖（南部）	320	70	70	460	50	30	10	90

第４　地震等防災・減災対策

１　基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。町も県と連携して防災対策に取り組むものとする。

２　取組みの方向性

⑴　「命を守る（人的被害の抑止」)、「くらしを守る」(生活の確保)、「地域を守る」(経済被害等の軽減）の３つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。

⑵　多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。

⑶　巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。

⑷　海岸線が長いなど、町の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。

⑸　町、関係機関、県等が一体となって取り組む。

第２編　一般災害対策編

第１部　災害予防計画

【第１部　災害予防計画の構成】

第１章　災害に強い施設等の整備	
風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。 ここでは、災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。	第１節　土砂災害等の防止対策の推進 第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進 第３節　防災構造化の推進 第４節　建築物災害の防止対策の推進 第５節　公共施設の災害防止対策の推進 第６節　防災研究の推進
第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。 ここでは、災害応急対策の事前の備えについて定める。	第１節　防災組織の整備 第２節　通信・広報体制（機器等）の整備 第３節　気象観測体制の整備 第４節　消防体制の整備 第５節　避難体制の整備 第６節　救助・救急体制の整備 第７節　交通確保体制の整備 第８節　輸送体制の整備 第９節　医療体制の整備 第10節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備
第３章　住民の防災活動の促進	
風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。 ここでは、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。	第１節　防災知識の普及啓発 第２節　防災訓練の効果的実施 第３節　自主防災組織の育成強化 第４節　防災ボランティアの育成強化 第５節　企業防災の促進 第６節　要配慮者の安全確保

第１章　災害に強い施設等の整備

第１節　土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域（土砂災害警戒区域等）を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第１　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。そのため、降雨、台風時には、これらの危険が予想される箇所を巡回して監視する。

⑴　山地災害危険地区（**資料２－１**参照）

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑵　土石流危険渓流（**資料２－３**参照）

町は、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑶　急傾斜地崩壊危険箇所（**資料２－４**参照）

町は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑷　建築基準法に基づく災害危険区域

県及び町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域又は津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転の促進や、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

⑸　主要交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

⑹　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（**資料２－２**参照）

町は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

２　砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

３　災害危険箇所等の調査結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

町は、徳之島事務所、消防機関、警察等防災関係機関等の協力の下に、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日頃から地域ぐるみで居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町に通報する。

⑵　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ　町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

⑶　災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法の周知を図る。

イ　災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・配布・掲示。

ウ　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会組織等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

４　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。特に、土砂災害警戒区域においては早期に警戒避難体制を整備する。

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心掛ける。

⑵　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

⑶　避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

イ　住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、ケーブルテレビ（ＡＹＴ）、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法

ウ　避難所・避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を講ずる。

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、独り暮らしの高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

オ　避難勧告等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ　ハザードマップ等の作成

町は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

⑷　住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努める。避難対象地区内の住民は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、避難を早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

⑸　避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜斜面災害を想定した避難訓練を実施する。

第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯という気象的に厳しい自然条件の下に置かれ、河川の氾濫等の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪災害を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進する。

第１　河川災害の防止対策

１　河川災害の防止事業の推進

⑴　河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件の下にあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高い氾濫区域の防ぎょを主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進していく。

⑵　河川及び治水施設の整備対策

河川の通常の水位や潮位に比べて堤内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策として必要な区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。

２　河川等重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

町は、河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。

⑴　河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

⑵　避難路上の障害物等の把握

⑶　指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

⑷　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

３　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

災害危険箇所の警戒体制の確立、避難対象地区の指定、警戒巡視員の選任等、避難計画の整備、住民の自主的避難の指導及び避難訓練等については、本章第１節「土砂災害等の防止対策の推進」に準じて行う。

第２　高潮災害等の防止対策

１　海岸保全施設整備事業の推進

本町は、徳之島の北西部の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、台風時には波浪、高潮等による被害が発生しやすいので、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する。

２　既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

県及び町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第３節　防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第１　建築物の不燃化の推進

１　防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

２　消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

３　公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の町営住宅・教員住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

４　消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

５　その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第２　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

２　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山間部などの斜面地等については、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

３　防災拠点の確保

大規模災害時における暴風や地震等で橋梁が不通の際、防災センターに地域住民が避難できない場合などを踏まえ、与名間・宝土、西阿木名、三京の防災センターのサテライト拠点を確保し、災害応急対策等を効果的に実施するための拠点の確保に努める。

引き続き、最寄りの各集落公民館を強化し、コミュニティの防災拠点確保についても検討する。

第３　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

１　擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

２　ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付や建築物防災週間等において、新設のブロック塀等の落下や倒壊防止などの安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

３　窓ガラス等落下物の安全化

町は、年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。

第４節　建築物災害の防止対策の推進

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第１　公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

１　公共施設等の安全性の確保

町は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

２　重要防災基幹施設の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、町は関係機関と協力し、災害時にこれらの施設の機能を保持できるよう安全性を確保する。

第２　一般建築物の安全性の確保

１　住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

⑴　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

⑵　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

２　特殊建築物等の安全性の確保

⑴　特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

⑵　特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記⑴の特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第１　水道施設の災害防止

１　災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、町は水供給機能がまひしたときの社会的影響の大きさに鑑み、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い水道施設の整備を推進する。

⑴　老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進。

⑵　水道管路図等の整備を行う。

⑶　施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。

⑷　水道施設の耐震化・停電対策の推進。

⑸　浸水のおそれがある水道施設における対策の推進。

⑹　土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進。

⑺　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

２　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第２　港湾・漁港施設の災害防止

１　拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

２　港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

第６節　防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

第１　地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

第２　総合的な調査研究

町は、防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１節　防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、町は、実情に応じて専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　災害対策職員用携帯電話の整備

警戒避難段階の災害対策要員の確保を図るため、町長（本部長）をはじめ、主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

⑵　マニュアルの整備

災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

⑶　宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

２　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

⑵　災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも２～３日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

⑶　本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第２　平常時の連絡調整体制の整備

１　情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑴　情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

⑵　勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

２　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集･連絡が行えるように、次の対策を進める。

⑴　日頃からの積極的な情報交換

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

⑵　通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信連絡会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

町は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

１　県、町及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務続性の確保を図るよう努める。

２　特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第４　市町村間の広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対して応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第２節　通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第１　町の通信施設の整備

１　通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の整備に努める。（**資料６－１**参照）

特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に戸別受信機の整備を進める。

⑴　急傾斜地崩壊危険箇所のある地区

⑵　土石流危険渓流のある地区

⑶　水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区

⑷　山地災害危険地区のある地区

⑸　宅地造成工事規制区域のある地区

⑹　建築基準法に基づく危険区域のある地区

⑺　高潮危険のある地区

⑻　高齢化の進んでいる過疎地区

⑼　主要交通途絶予想箇所のある地区

⑽　その他、町防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

⑶　長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講ずるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

３　ＣＡＴＶの活用

⑴　町は日頃から放送を行うケーブルテレビ（ＡＹＴ）を活用することで、臨時災害放送局を迅速に開局する。

⑵　ケーブルテレビ（ＡＹＴ）を通じて、災害関連の情報を提供する。

⑶　町は、平時から地域に密着した情報の収集や提供に努め、被災時の生活支援情報の拠点となるよう努める。

第２　防災相互通信無線の整備

１　通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

徳之島地区消防組合の防災相互通信用無線＝使用周波数158.35ＭＨｚ

２　関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第３　関係機関の通信施設の整備

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

１　西日本電信電話株式会社の通信手段

⑴　災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

⑵　孤立防止対策用衛星電話による通信

災害時に電気通信設備の損壊等による通信途絶のため、孤立のおそれがある市町村からの緊急電話を確保することを目的として、あらかじめ、ＮＴＴが小・中学校や村役場等の公共機関に設置している衛星通信用電話。（**資料１０－４「孤立集落対策マニュアル」**参照）

２　警察の通信手段

⑴　警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

⑵　警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

３　九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支社、配電事業所、営業所等を経て通信連絡する。

第３節　気象観測体制の整備

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、町及び観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第１　主要関係機関における気象観測体制の整備

町及び関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設（**資料１０－２**参照）の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

第２　気象情報自動伝達システムの活用

町は、県の気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

第３　河川砂防情報システムの活用

町は、河川砂防情報システムの活用により、河川水位、雨量、ダム情報、河川監視カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を得たときは、住民に対し情報提供する。

第４節　消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第１　消防活動体制の整備

１　消防活動体制の整備・強化

⑴　消防組織の整備状況

町の消防組織は、常備消防（徳之島地区消防組合消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されており、その整備状況は**資料３－１**のとおりである。

⑵　消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

⑶　消防団の育成強化

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ　消防団への参加促進

住民に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

２　住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火防止のため、自治会、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。また、火災の早期発見及び焼死防止対策を徹底するため、住宅用火災警報器等の設置促進を図る。

⑵　地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

⑵　事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第２　消防用水利、装備、資機材の整備

１　消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

⑴　消防水利の整備状況

徳之島地区消防組合消防本部、及び天城町消防団における消防水利の保有状況は、資料3－1のとおりである。

⑵　消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

⑶　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議の下、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

２　消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

⑴　消防用装備・資機材保有状況

徳之島地区消防組合消防本部及び天城町消防団における消防用装備・資機材保有状況は、**資料３－１**のとおりである。

⑵　消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

３　通信手段・運用体制の整備

⑴　消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、**資料６－２**のとおりである。

⑵　消防通信手段の整備方策

ア　通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

⑺　多重無線通信機

⑴　衛星通信システム

⑼　早期支援情報収集装置

⑵　震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ　通信・運用体制の整備

⑺　消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

⑴　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備に努める。

⑼　住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備に努める。

第５節　避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第１　避難場所及び避難所の指定等

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（資料５－１参照）

町は、公民館、学校、公園等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造で、想定される津波、高潮、溢水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分があり、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する施設等を指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模で、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有し、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設では、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援体制が整った施設を指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、応急的な避難所として、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

２　指定避難所の整備

⑴　町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

⑵　指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

⑶　学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第２　避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

⑴　基本方針

ア　町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難準備・高齢者等避難開始（避難のための立退きの準備を促すことをいう。以下同じ。）、避難勧告（避難のための立退きを勧告することをいう。以下同じ。）、避難指示（緊急）（急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示することをいう。以下同じ。）及び災害発生情報（洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮が発生していることを把握した場合に、避難のための立退きを指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促す。（以下，一般災害対策編において、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」及び「災害発生情報」を「避難勧告等」と総称する。）

イ　町長が行う避難勧告等は、「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

（避難の勧告・指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第2部　第2章　第6節を参照）

ウ　町長以外の避難指示権者は関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

エ　町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、災害発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を本計画に定める。

また、避難指示権者は、避難勧告等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

⑵ 避難勧告等の基準の策定

ア　町長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難勧告等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ　国及び県は、町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

ウ　県は、町に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行う。

⑶ 避難勧告等の実施要領

ア　町長は、避難の指示等の方法について関係者に徹底し、迅速に実施できるよう、あらかじめ、実施要領を定めておく。

イ　町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、隣接町にも通知しなければならない。

ウ　町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（危機管理防災課及び支庁）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑷ 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等の下で、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

　県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

オ　町は、洪水等に対する住民や、地下空間・施設等利用者の警戒避難体制として、河川及び溜池等ついては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

２　自主避難体制の整備

⑴　町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

⑵　自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

⑶　住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心掛ける。

３　避難勧告等の伝達方法の周知

⑴　避難勧告等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、第２章第２節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　防災行政無線を利用して伝達する。

イ　ケーブルテレビ（ＡＹＴ）を利用して伝達する。

ウ　自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

エ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

オ　広報車による呼びかけにより伝達する。

カ　テレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む)、携帯電話（緊急速報メールを含む)、電話等の利用により伝達する。

⑵　伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

⑶　浸水想定区域における高潮・津波警報等の伝達

浸水想定区域内の一定の要配慮者利用施設については、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定める。

⑷　伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

４　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府)や「要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県)を参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

⑴　避難勧告等の伝達体制の確立

町は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難勧告等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、水防法に基づき、本計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。

⑵　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第３　各種施設における避難体制の整備

１　学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町教育委員会教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

⑴　集団避難計画の作成

ア　教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑵　避難勧告等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

⑶　避難誘導体制の強化

ア　避難勧告等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ　学校長等は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

㈠　災害、種別に応じた避難勧告等の伝達方法

㈡　避難場所の指定

㈢　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

㈣　児童生徒等の携行品

㈤　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ　児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

⑺　地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

⑴　地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ　児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ　校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク　校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ　校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所，安否確認方法等について確認しておく。

⑷　避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

２　病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

⑴　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

⑵　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

⑶　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

３　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

⑴　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

⑵　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

⑶　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

⑷　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第４　避難所の収容、運営体制の整備

１　避難所の開設・収容体制の整備

⑴　避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

⑵　高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

２　避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携の下で、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県の「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」及び「避難所管理運営マニュアルモデル」を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目は、次のとおりである。

○　避難所をめぐる基本的な事項
○　事前対策
○　応急対策
○　地域住民等自主運営組織による避難所の運営
○　要配慮者対策

３　避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力の下、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

４　避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第６節　救助・救急体制の整備

風水害時は、土砂崩れ、溢水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第１　救助・救急体制の整備

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、町（消防団を含む。）等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

⑴　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

⑵　町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、ふだんから必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

⑶　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

⑷　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

⑸　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

⑹　土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

２　救助の実施体制の構築

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

３　孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

⑴　相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

⑵　通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

⑶　人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結 を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

⑷　非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明，携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

（孤立化対策マニュアルは、資料１０－４参照）

４　住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第２　救助・救急用装備、資機材の整備

１　救助用装備、資機材等の整備方針

⑴　土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備、資機材の整備を次表のとおり図っていく。

⑵　災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

関係機関	整備内容
徳之島地区消防組合	①　救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、ザイル救助器具、切断機（鉄筋カッター）） ②　消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
消防団	①　消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m） ②　担架（毛布・枕を含む。） ③　救急カバン
自主防災組織	①　担架（毛布・枕を含む。） ②　救急カバン ③　簡易救助器具等(バール、鋸、ハンマー、スコップほか) ④　防災資機材倉庫等

２　救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

区　　分	整　　備　　内　　容
車　　両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

第７節　交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第１　交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者は次表のとおりである。

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	知事（県道） 町長（町道）	（道路法第46条） １　道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） １　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき （道路交通法第４条～第６条） ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき ３　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 町長	（港湾法第12条第１項第４号の２） 水域施設（航路、泊地及び船だまり。）の使用に関し必要な規制
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 海上保安官	（海上保安庁法第18条） 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第２　交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制の整備方針は次表のとおりである。

区　　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ　警備業協会との協定 規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 このため、警備業協会と締結した協定により協力を得る。 オ　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第３　緊急通行車両の事前届出・確認

１　緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等、若しくは町との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

指定行政機関等の長は、県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して事前届出を行う。（様式１）

様式１　緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者住所
（電 話）
氏 名　　印

番号標に標示されている番号（登 録 番 号）		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	（　）　局　　番
	氏 名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は２部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第A－　　号災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたこと証する。

平成　　年　　月　　日
鹿児島県公安委員会　印

（注）１ 警戒宣言発令時又は災害発生時には，この届出済証を最寄りの警察本部，警察署（幹部派出所を含む），交通検問所等に提出して，所要の手続を受けてください。
２ 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し，滅失し，汚損し，破損した場合には，公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
３ 次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
１ 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
２ 緊急通行車両が廃車となったとき。
３ その他，緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

２　届出済証の受理と確認

⑴　県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。（様式１）

⑵　届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章（様式２）及び確認証明書（様式３）の交付を受ける。

様式２　緊急通行車両の標章及び確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

年　　月　　日
知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。
　　証明書は当該車両に備え付けるものとする。

様式３　緊急通行車両の標章

１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

第８節　輸送体制の整備

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

１　輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、次のとおり確保する。

⑴　道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

⑵　海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

⑶　空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

２　関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

第２　輸送施設・集積拠点等の指定

１　輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、あらかじめ指定しておくものとする。

２　集積拠点の選定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点は、災害規模等によりあらかじめ選定するものとする。

第３　緊急輸送道路啓開体制の整備

１　啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

２　道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

４　関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第９節　医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第１　緊急医療体制の整備

１　町における医療体制の整備

町は医療機関（**資料４－１**参照）、日本赤十字社、医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

２　県、公的医療機関、日本赤十字社、医師会等における医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

⑴　ＤＭＡＴの整備

ア　県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うＤＭＡＴを養成する。

イ　ＤＭＡＴ指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

⑵　救護班体制の整備

ア　国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会は、救護班の編成計画を作成しておく。

イ　救護班の相互連携体制の強化

県（徳之島保健所）は、国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

⑶　救護所の設置、運営計画

県（徳之島保健所）は、町が設置した救護所のほか、必要に応じて、町が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、町や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておく。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

⑷　災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1箇所、地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1箇所整備し、災害時の医療を確保する。

⑸　医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておく。

⑹　情報連絡体制の充実

保健所、ＤＭＡＴ指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うための広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用する。 ＵＲＬ http://www.wds.emis.go.jp/

⑺　広域医療支援の強化

九州・山口９県災害時相互応援協定に基づく医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

３　後方搬送体制の整備

⑴　負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

⑵　透析患者や在宅難病患者等への対応

ア　透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人１回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、断水時における透析施設への水の優先的供給、隣接町又は島外への患者の搬送等について、医師会関連機関と情報共有し連携できる体制を整える。

イ　在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者・長期療養児などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び隣接町等との連携により、災害時における在宅難病患者・長期療養児の搬送及び救護の体制を確立する。

⑶　トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

第２　医療用資機材・医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、町は各関係機関と協力して、医療用資機材･医薬品等の整備に努めるとともに避難施設における医薬品の備蓄にも努める。

第10節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

第１　食料の供給体制の整備

１　食料の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

⑴　被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、町は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。

⑵　住民及び自主防災組織等に対して、以下の啓発・指導を行う。

ア　７日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、３日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

イ　自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

２　食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第２　飲料水の供給体制の整備

１　応急復旧体制の整備

⑴　復旧に要する業者との協力

町及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

⑵　緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

２　応急給水体制の整備

⑴　給水能力の把握

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

⑵　給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。

⑶　民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

⑷　広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

第３　生活必需品の供給体制の整備

１　生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、大手スーパー、農業協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第４　感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

１　感染症予防対策

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

⑵　感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

⑴　営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

⑵　業者団体との連携の強化

大災害の場合、生活衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

⑴　仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

⑵　広域応援体制の整備

町及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

５　ごみ処理対策

⑴　町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

⑵　国、県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第５　住宅の確保対策の事前措置

１　住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅の供給体制の整備に努める。

⑴　町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

⑵　災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

⑶　応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第６　文化財や文教施設に関する事前措置

１　文化財に関する事前措置

⑴　文化財管理者に対する防災指導

町の教育委員会の文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

ア　防火管理の体制を整備する。

・防火管理者のもとに適当な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。 ・防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。 ・防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。 ・文化財防火デー（１月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

イ　環境の整理，整頓を図る。

ウ　火気の使用を制限する。

・火気の使用は、一定の場所を定める。 ・指定建造物の周囲では、原則として喫煙、たき火等を禁止する。

エ　火災危険の早期発見と改善

・定期的に防火診断を受ける。 ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ　火災警戒を厳重にする。

・不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。 ・イベント時等、必要に応じて、巡視のための監視員を置く。 ・巡視経路を設定する。

カ　火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、ストーブ、こんろ、プロパン器具

キ　次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画

⑵　消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア　全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で割って得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ　その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ　その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

⑶ 文化財防火デーの計画

ア　広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

テレビ、ラジオ、新聞、印刷物、展示会、講習会、上映会等

イ　火災予防対策を指導する。

・消防計画の作成、検討 ・電気設備、火気使用箇所等の点検整備 ・たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定 ・各種消防用設備等の点検整備 ・上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項

ウ　防火訓練を行う

・地元消防機関の協力を求め指導を受ける。 ・防火訓練は、避難、通報、消火、重要物件の搬出等を総合的に行う。 ・繰法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。 ・不備の箇所を是正する。

エ　消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。

オ　実施状況を報告する。

２ 文教施設に関する事前措置

博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施する。

第７　総合防災力の強化に関する対策

１　防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災センターを活用し防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための最寄りの拠点を確保する必要がある。

まず、暴風や地震で橋梁が不通の際、防災センターに地域住民が避難できない場合などを踏まえ、与名間・宝土、西阿木名、三京のサテライト拠点の整備を検討する。

更に、各集落公民館の強化及びコミュニティ防災拠点化についても、引き続き検討していく。

２　県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

⑴　消防・防災ヘリコプターの活動内容

ア　被害状況の調査及び情報収集活動

イ　傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送

ウ　被災者等の救出

エ　生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送

オ　住民に対する情報伝達活動など

第３章　住民の防災活動の促進

第１節　防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第１　住民に対する防災知識の普及啓発

１　住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、それぞれ対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

⑴　防災知識の普及啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

ア　広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

イ　防災行政無線及びラジオ、テレビ

ウ　ケーブルテレビ（ＡＹＴ）

エ　広報車の巡回

オ　講習会、パネル展示会等の開催

カ　映画、ビデオ、スライド

キ　火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

ク　その他

⑵　防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア　住民等の責務

⑺　住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

⑴　自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

⑺　家庭での予防・安全対策

ａ　災害に備えた３日分、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

ｂ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ｃ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

ｄ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

⑴　出火防止、初期消火等の心得

⑼　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

⑽　警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

⑾　災害時の家族内の連絡体制の確保

⑿　災害危険箇所の周知

⒀　避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

⒁　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

⒂　船舶等の避難措置

⒃　農作物の災害予防事前措置

⒄　その他

エ　災害応急措置

⑺　災害対策の組織、編成、分掌事務

⑴　災害調査及び報告の要領、連絡方法

⑼　感染症予防の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

⑽　災害時の心得

ａ　災害情報の聴取並びに聴取方法

ｂ　停電時の照明

ｃ　非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末

ｄ　屋根・雨戸等の補強

ｅ　排水溝の整備

ｆ　初期消火、出火防止の徹底

ｇ　避難の方法、避難路、避難場所の確認

ｈ　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

㈦　その他

オ　災害復旧措置

カ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶　防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む１週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から１月21日）、「津波防災の日」（11月５日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

⑴　幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

⑵　町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

⑶　青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

⑷　いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

３　災害教訓の伝承

⑴　過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

⑵　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第２　職員への防災研修等の実施

⑴　町及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

⑵　災害時において、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第２節　防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第１　防災訓練の目標・内容の設定

１　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

２　訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

⑴　動員訓練、非常参集訓練
⑵　通信連絡訓練
⑶　水防訓練
⑷　避難訓練
⑸　医療・救護訓練
⑹　給水・給食（炊飯）訓練
⑺　輸送訓練
⑻　消防訓練
⑼　広域応援協定に基づく合同訓練
⑽　流出油災害対策訓練
⑾　その他必要な訓練

第２　訓練の企画・準備

１　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

２　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、河川の氾濫・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

３　訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、徳之島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

第３　訓練の方法

町は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、消防、県、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

１　町等が行う訓練

⑴　図上訓練

図上訓練は主として災害応急対策について図上で行うものとし、防災関係機関が合同して、又は単独で非常災害に即応するため、防災計画の検討と幹部職員又は主任担当者等を対象とした防災図上演習を実施するものとする。その訓練実施事項は、概ね次のとおりとする。

ア　迅速、的確な情報の収集、伝達

イ　関係防災機関相互の緊密な連絡、調整

ウ　多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施

エ　その他、災害対策事務又は業務の迅速、的確な処理

⑵　実地訓練

実地訓練は、災害予防に責任をもつ機関がそれぞれ水防、消防、避難、救出、救護、警備その他について適宜防災対策の訓練を行い、技術の向上を図るため行うものである。特に住民との協力による訓練、あるいは実践的能力のかん養上極めて重要な方法である夜間訓練を努めて行うよう計画するものとする。

ア　水防訓練

風水害等が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選び、河川危険箇所等の氾濫のおそれのある地域において行う。訓練の事項としては水防工法、水位・雨量の観測、水防団員及び消防団員の動員、一般住民の協力応援、水防資器材の輸送、広報、通報及び伝達などを折り込んだものとする。

イ　消防訓練

消防機関の出動、隣接町の応援、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報連絡等を折り込んだ訓練とする。

ウ　避難訓練

水防、大火訓練等とあわせて実施する。避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設、防疫、給水、炊き出し、連絡などを折り込んだ訓練とする。

エ　救助訓練

災害種類ごとの救助、資材、方法、事後処置等を折り込んだ訓練とする。

オ　医療救護訓練

救助訓練と併合して救助者の処置等を折り込んだ訓練とする。

カ　通信連絡訓練

通信連絡訓練として災害通信訓練及び非常無線通信訓練を行う。

⑺　災害通信訓練

町は、災害時における通信、情報連絡を確保するため、水防、消防その他の訓練とあわせて、又は単独に通信訓練を実施する。

⑴　非常無線通信訓練

町その他防災関係機関は、非常災害に備え鹿児島県が実施する非常無線通信訓練に参加する。

キ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

２　その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

３　事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第４　訓練結果の評価・総括

１　訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

２　訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第３節　自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

第１　地域の自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

⑴　自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

⑵　自主防災組織の整備計画の作成

町は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

町内の自主防災組織の現状については、**資料１－４**参照のこと。

２　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

イ　土石流発生危険渓流のある地区

ウ　山地崩壊危険区域のある地区

エ　家屋密集等消防活動困難地区

オ　地盤振動・液状化危険のある地区

カ　津波危険のある地区

キ　工場等の隣接地区

ク　高齢化の進んでいる過疎地区

ケ　土砂災害警戒区域等のある区域

コ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ　青年団、女性団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

３　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動

㋐　防災に関する知識の普及

㋑　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

㋒　情報の収集伝達体制の確立

㋓　火気使用設備器具等の点検

㋔　２～３日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等

㋕　斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

㋐　地域内の被害状況等の情報収集

㋑　住民に対する避難勧告等の伝達、確認

㋒　責任者による避難誘導

㋓　救出・救護の実施及び協力

㋔　出火防止及び初期消火

㋕　炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成強化

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年３月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまりみられない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第３　事業所の自主防災体制の強化

１　工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

⑴　自衛消防隊等の設置の指導

旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

⑵　自衛消防隊等の設置対象施設

ア　旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

⑶　自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、スーパー、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

２　自衛消防隊等の活動の推進

⑴　自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自衛消防隊等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第４節　防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体、ＮＰＯ法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握し、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

１　ボランティアの登録、把握

町は、社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

２　大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。

第３　ボランティアの区分と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある（次表参照）。

また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

ボランティアの区分と活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 （登録・教育・訓練等を行う）
専門分野のボランティア		
通信	通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部、 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会、 日本赤十字社鹿児島県支部
医療	人命救助、看護メンタルヘルス	県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、 県看護協会、ボランティア医療団体、 日本赤十字社鹿児島県支部
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
通訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	県国際交流協会、ボランティア通訳
砂防	土砂災害危険箇所の点検、土砂災害に関する防災教育･啓発活動	ＮＰＯ法人鹿児島砂防ボランティア協会
救助	救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局鹿児島県支部
車両の排除等	通行妨害車両の排除、被災地に放置された車両等の排除 《大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書》	(社)日本自動車連盟九州本部鹿児島県支部
一般分野のボランティア		
生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給、清掃等	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、 日本赤十字社鹿児島県支部

第５節　企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、国（内閣府，経済産業省等）、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

ＢＣＰ：Business Continuity Planning
ＢＣＭ：Business Continuity Management

第６節　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいをもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第１　町における要配慮者対策

１　要配慮者の把握

町は、町の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係各課間での共有化を図る。特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や集落等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者名簿の作成

町は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

⑵　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

３　緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力の下に要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

４　防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

５　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

６　外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

１　防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等、要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

２　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

なお、町の地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な一部改正により、措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法１５条の３、土砂災害防止法第８条の２）

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（避難確保計画の作成及び避難訓練の実施義務付対象）

＼	施　設　名	住　所	電話番号	想定される災害	
				がけ崩れ	土石流
1	与名間へき地保育所	与名間287	0997-85-4848		●
2	天　寿　園	松原784-4	0997-85-3384	●	●
3	グループホーム こぼれ陽	天城783	0997-85-4073	●	
4	しえすた　へとの	天城541-1	0997-85-4133	●	
5	岡前小学校 与名間分校	与名間940	0997-85-2284		●
6	カトリック幼稚園	天城543-3	0997-85-2215	●	

３　緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

４　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第２部　災害応急対策

【第２部　災害応急対策の構成】

第１章　活動体制の確立	
風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。	第１節　応急活動体制の確立 第２節　情報伝達体制の確立 第３節　災害救助法の適用及び運用 第４節　広域応援体制 第５節　自衛隊の災害派遣 第６節　技術者、技能者及び労働者の確保 第７節　ボランティアとの連携等
第２章　警戒避難期の応急対策	
風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。	第１節　気象警報等の収集・伝達 第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達 第３節　広　報 第４節　水防・土砂災害等の防止対策 第５節　消防活動 第６節　避難の勧告・指示、誘導 第７節　救助・救急 第８節　交通の確保・規制 第９節　緊急輸送 第10節　緊急医療 第11節　要配慮者への緊急支援
第３章　事態安定期の応急対策	
風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。	第１節　避難所の運営 第２節　食料の供給 第３節　応急給水 第４節　生活必需品の給与 第５節　医　療 第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第７節　動物保護対策 第８節　し尿･ごみ･死亡獣畜･障害物の除去対策 第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節　住宅の供給確保 第11節　文教対策 第12節　義援金・義援物資等の取扱い 第13節　農水産業災害の応急対策

第４章　社会基盤の応急対策	
電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。	第１節　電力施設の応急対策 第２節　ガス施設の応急対策 第３節　水道施設の応急対策 第４節　電気通信施設の応急対策 第５節　道路・河川等公共施設の応急対策

第１章　活動体制の確立

第１節　応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第１　応急活動体制の確立

１　初動体制（情報連絡体制の確立）

各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員による情報連絡体制を確立する。

２　災害警戒本部の設置及び廃止

⑴　小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置するものとする。

⑵　警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長と教育長をもって充てる。

⑶　警戒本部の組織及び各部の事務分掌については、災害対策本部に準ずる。

⑷　警報解除及び安全が確認されたときに廃止する。

３　災害対策本部の設置及び廃止

⑴　災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア　大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ　災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ　災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

エ　特別警報が発表されたとき。

⑵　本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

⑶　本部を設置又は廃止したときは、県(支庁)、消防、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

⑷　設置場所

町役場庁舎（庁舎被災の場合は、天城町防災センター・徳之島地区消防組合・天城分遣所に設置）

⑸　現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「天城町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

４　災害対策本部の組織（資料１－２参照）

⑴　本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

⑵　副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

⑶　本部に各対策部（班）及び部（班）長を置く。

⑷　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

⑸　各対策部に対策要員を置き、町(教育委員会、議会事務局を含む。)の職員をもって充てる。

５　動員配備体制

災害の規模に応じ、配備の段階を第１配備から第３配備までに区分し、配備の指定は、概ね次の基準により、その都度本部長が行うものとする。

体　　制	配備時期	配備内容	配備要員	
			職　員	消防（水防）団員
初動体制 （第１次配備） 風水害対策	１　気象警報が発令された場合において、状況から災害の発生が予想されるとき。 ２　その他町長が特に必要と認めたとき。	１　情報収集、住民への情報提供及び各課・局の情報連絡活動が円滑に行える体制とする。 ２　町長があらかじめ指定した職員で第２次体制に移行できる体制とする。	総　務　課	団本部 （拠点施設）

災害警戒本部 （第２次配備） 風水害対策	１　局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　その他町長が特に必要を認めたとき。	１　情報収集・把握、連絡活動及び応急措置が速やかに実施できる体制とする。 ２　事態の推移に伴い速やかに第３次配備体制に切り替え得る体制とする。	総　務　課 農　政　課 建　設　課 農地整備課 管理職全員	警戒区域の各分団
災害対策本部 （第３次配備） 大規模な災害の予想されるとき、又は発生したとき等、災害対策本部設置基準による	１　町の全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予測され、あるいはこれらが発生したとき。 ２　その他災害対策本部長が必要と認めたとき。	１　災害対策本部全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助応急対策活動が開始できる体制とする。	全　職　員	全団員

６　動員方法

⑴　災害発生のおそれがある場合の動員

ア　職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに町長（不在のときは副町長）及び総務課長に連絡する。

イ　町長の指示により総務課長は必要に応じ所属職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

ウ　関係課長は上司の指示を得られないときは、臨機応変の処置をとることができる。

⑵　職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア　配備要員の動員は、次の系統により行う。

⑺　勤務時間中

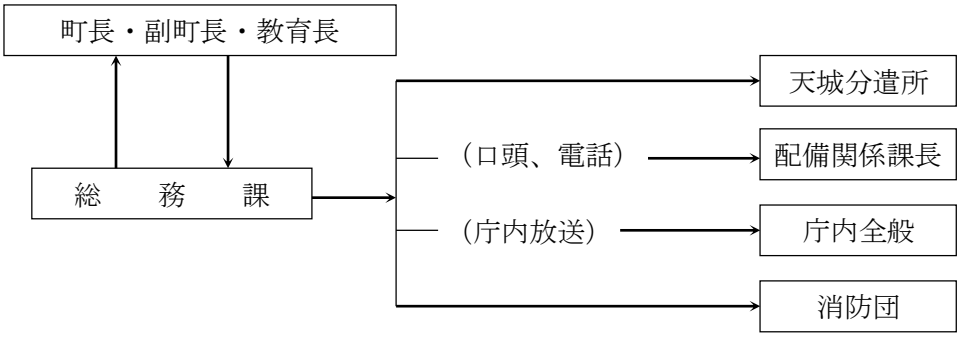

⑷　勤務時間外

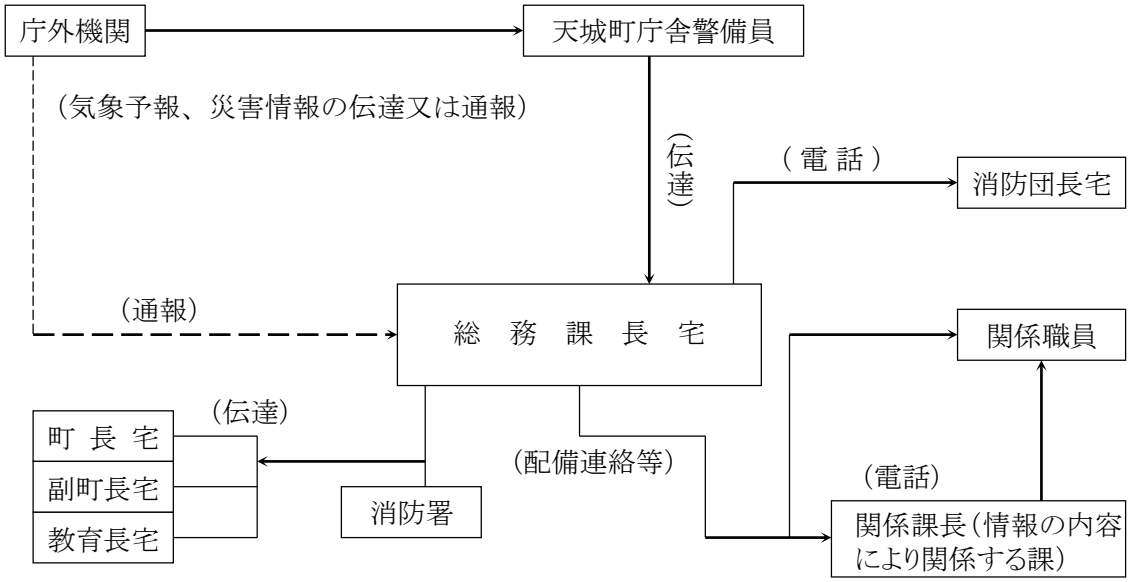

㈱⑴　庁舎警備員の気象注意報、警報の伝達については、発表日時、注意報、警報の種別（標題）のみとする。

⑵　上記関係課長は、庁舎警備員から災害に関する情報を受けたときは「配備の基準」に基づき、配備職員に対して配備の緊急連絡の処置をとるものとする。

⑶　総務課長は、庁舎警備員から伝達された情報について必要があるときは、関係課長と情報を交換し、又は警戒体制の処置について協議連絡するものとする。また、必要に応じて町長、副町長に伝達し、指示を受けるものとする。

イ　各課長は勤務時間外における各職員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ　職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

第２　災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

１　防災関係機関との協力体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携の下に、応急対策活動を実施する。

２　各種団体・組織との協力体制

農業協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

３　住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

第２節　情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第１　町の通信連絡手段の確保・運用

１　通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹通信とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

ＮＴＴ電話等が使用できない場合の通信系統

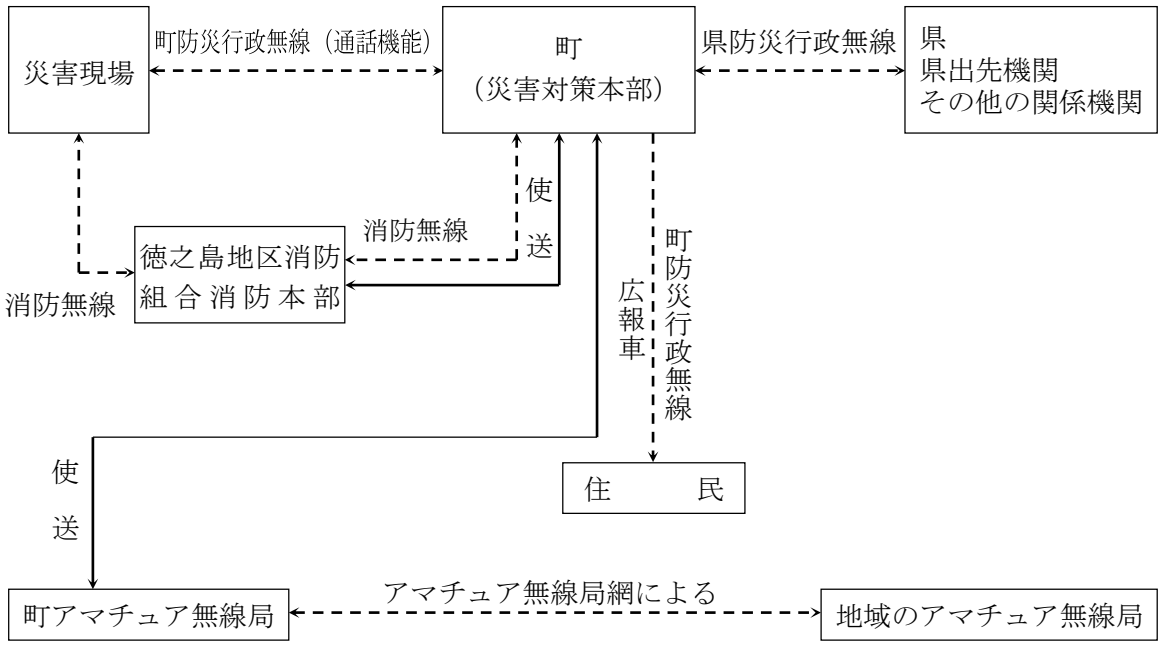

２　無線・有線通信体制の確立

⑴　無線通信の利用

ア　防災行政無線電話による通信

町防災行政無線を利用し、各小中学校（天城小学校を除く）に設置した屋外拡声局（通話機能）を通じ通信連絡する。

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

ウ　警察無線電話による通信

徳之島警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する交番及び駐在所等を経て通信連絡する。

エ　名瀬測候所無線電話

オ　鹿児島森林管理署徳之島森林事務所無線電話

⑵　災害時における優先電話等による通信

ア　災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、ＮＴＴ鹿児島支店に連絡し協力を求める。

イ　電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信する。

ウ　通信の途絶防止

災害が発生した場合、県は次の措置を通信事業者に依頼して、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

⑺　通信回線が途絶した場合、孤立防止対策用衛星電話の利用に加え、ポータブル衛星設備等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

⑴　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

⑼　著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル（171)」及び「災害用伝言板（Web171）を速やかに提供する。

（資料１１－５「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

⑶　ＮＴＴ電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

３　その他の手段による通信体制の確立

ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているケーブルテレビ（有線電話）、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。その他の各種通信手段の例としては、以下のものがある。

一斉同報メール	市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。
緊急速報（エリアメール等）	当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。
ワンセグ（エリアワンセグ）	地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。 エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。
コミュニティＦＭ放送	市町村内で放送を行うＦＭラジオ放送。
デジタル・サイネージ（電子看板）	デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。
データ放送	地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリアごとに異なった情報の送信が可能。 通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。
告知放送	各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第２　関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

１　各機関が保有する通信施設の運用

町は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

２　各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第３節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の機関としての知事が行い、町長がこれを補佐する。

知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）

１　町長に委任されている事務

⑴　避難所の設置

⑵　炊き出しその他による食品の給与

⑶　飲料水の供給

⑷　災害にかかった者の救出

⑸　学用品の給与

⑹　埋　葬

⑺　障害物の除去

２　町長にその都度委任される事務

⑴　応急仮設住宅の供与

⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑶　医　療

⑷　助　産

⑸　災害にかかった住宅の応急修理

⑹　遺体の捜索・処理

⑺　輸　送

⑻　労働力の確保及び供給

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準１号以上であること。

⑵　県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

⑶　県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

⑷　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

天城町の災害救助法適用基準

人　　口 （平成27年国勢調査）	基　　準	
	１号	２号
5,975人	40	20

２　救助の実施程度、方法及び期間

救助の実施程度、方法及び期間については**資料７－２**のとおりである。

第３　被災世帯の算定基準

１　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

２　住家の滅失等の認定

住家の滅失等の判定基準については、**資料７－１**参照のこと。

３　世帯及び住家の単位

⑴　世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

⑵　住　家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第４　災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、本節第２「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：社会福祉課福祉企画係（ＮＴＴ回線：099-286-2824）

第４節　広域応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

第１　消防における相互応援協力

１　全県的な消防相互応援体制

町は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な内容については、「鹿児島県消防相互応援協定」（**資料９－１**）の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

⑴　対象となる災害

ア　高層建築物火災、林野火災、危険物施設火災等の大規模なもの

イ　大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害

ウ　航空機事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

エ　その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

⑵　応援の内容

消火、救急、救助

⑶　応援要請手順

ア　応援要請

町長が、他の市町村等の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

イ　要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）などを連絡する。

⑷　応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）などを要請側へ連絡する。

２　緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても災害の防ぎょが困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

第２　市町村相互の応援協力

１　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

⑴　町は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

⑵　⑴の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

⑶　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

２　県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

３　町内所在機関相互の応援協力

町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力を行う。

大規模災害時における消防の応援要請経路

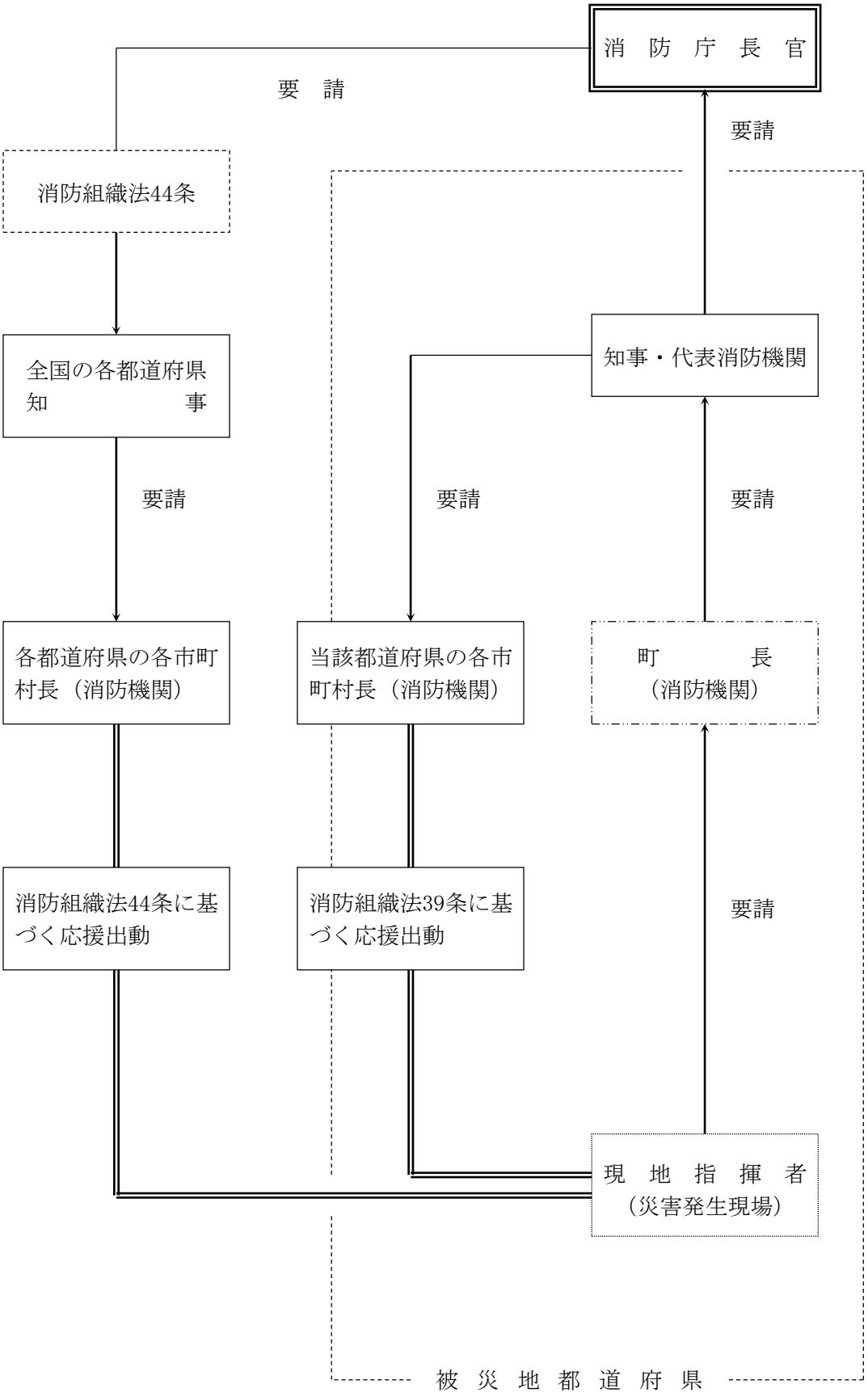

第５節　自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１　災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑷　災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続

⑴　災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

⑵　要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

自衛隊派遣要請系統

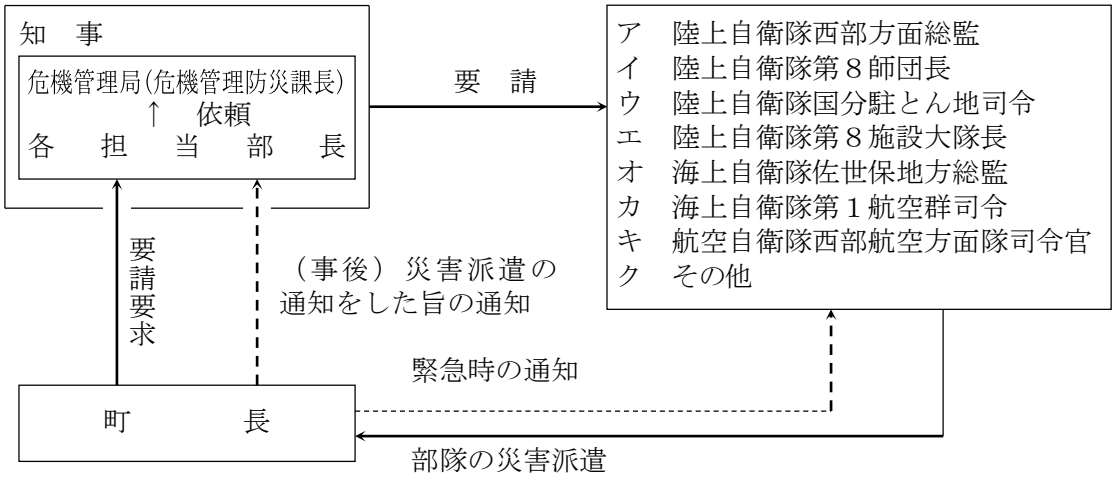

⑶　要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
陸上自衛隊第８師団司令部	第３部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線　3234 夜間　3302	
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第３科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235又は内線301	
陸上自衛隊第８施設大隊 （川内駐屯地）	第３科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線　230	
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線　3225	県内
海上自衛隊第１航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線　2213	
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部運用２班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線　2348 夜間　2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

３　知事への災害派遣要請の要求

⑴　災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

⑵　要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書（**資料１１－２**参照）を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

⑶　災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

⑷　要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099（直通）286-2256	県内
総務部	人事課		（直通）286-2045	
保健福祉部	保健医療福祉課		（直通）286-2656	
農政部	農政課		（直通）286-3085	
土木部	監理課		（直通）286-3483	
土木部	河川課		（直通）286-3586	
環境林務部	環境林務課		（直通）286-3327	
商工労働水産部	商工政策課		（直通）286-2925	
教育委員会	総務福利課		（直通）286-5190	
出納室	会計課		（直通）286-3765	
警察本部	警備課		（直通）206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

第２　自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

区　　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号)」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第３　自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

１　派遣部隊の受入体制

⑴　町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。（地積、出入りの便を考慮）

⑵　町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

⑶　災害地における作業等に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

⑷　その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

２　使用器材の準備

⑴　災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、でき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

⑵　災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

⑶　使用器材の準備については、上記のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を締結する。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

４　自衛隊受入のためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられる。町においてもヘリコプター発着場の準備をしておく。

第６節　技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第１　従事命令等による労働力の確保

町長は、災害応急対策活動の実施にあたり、緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

１　命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　令	執　　行　　者
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第７条	知事
	協力命令	災害救助法第８条	知事
災害応急対策作業 （除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事（委任を受けた場合町長）
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第１項	町長
		災害対策基本法第65条第２項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

２　命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命　令　区　分	従　　事　　対　　象　　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者

災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	⑴　医師、歯科医師又は薬剤師 ⑵　保健師、助産師又は看護師 ⑶　土木技術者又は建築技術者 ⑷　大工、左官又はとび職 ⑸　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑹　自動車運送業者及びその従業者 ⑺　船舶運送業者及びその従業者 ⑻　港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

第７節　ボランティアとの連携等

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第１　ボランティアの受入れ、支援体制

１　ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

２　被災地におけるボランティア支援体制の確立

⑴　災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺町社会福祉協議会等は、災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努める。

⑵　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、隣接町社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、島外市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努める。

第２　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、ボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、町、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

第２章　警戒避難期の応急対策

第１節　気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進める上で、名瀬測候所から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第１　名瀬測候所による気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報及び火災気象通報は、本町においては、大島支庁管内を担当する名瀬測候所が発表し、解除する。ただし、気象情報の解除は行わない。

１　特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

名瀬測候所が発表する特別警報・警報・注意報

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての特別警報、警報、注意報並びに情報をいう。

〔特別警報発表基準〕

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

〔注〕　発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

〔警報・注意報発表基準一覧表〕

（平成30年12月18日現在
発表官署　名瀬測候所）

天城町	府県予報区	鹿児島県		
	一次細分区域	奄美地方		
	市町村等をまとめた地域	南部		
警　報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	18	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	160	
	洪水	流域雨量指数基準	秋利神川流域＝11.5	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	25m/ｓ
			海上	25m/ｓ
	暴風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	121	
	洪水	雨量基準	１時間雨量40㎜	
		流域雨量指数基準	秋利神川流域＝9.2	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	15m/ｓ
			海上	15m/ｓ
	風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	2.5m	

	高潮	潮位	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度50％で、実効湿度65％		
	なだれ			
	低温			
	霜	最低気温５℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	120㎜	

⑴　予警報の細分区域

本町は、奄美地方・南部にあたる。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二　次　細　分　区　域
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、**天城町**、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

⑵　気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度程度しか発生しないような１時間120㎜以上の猛烈な大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合は、直ちに「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」が発表される。

２　土砂災害警戒情報の発表

鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時、市町村長が非難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように発表する。

⑴　発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

⑵　目　的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

⑶　発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、すべての市町村を発表対象とする。

⑷　土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせて作成する。

⑸　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

発表基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、鹿児島地方気象台と鹿児島県が定める一定の監視基準に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ　解除基準

解除基準は、鹿児島地方気象台と鹿児島県が定める基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑹　土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア　土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意する。

イ　町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難勧告等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報なども合わせて判断する。

ウ　県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。

そのため、避難勧告等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

３　火災気象通報及び火災警報の発表

⑴　火災気象通報

ア　発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは、直ちにそれを町長に通知しなければならない。

イ　発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。

担当気象官署	火　災　気　象　通　報　の　基　準
名瀬測候所	実効湿度65％以下で、最小湿度が50％を下り、かつ、最大風速が10m／ｓを超える見込みのとき。

⑵　火災警報

ア　発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ　発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、定めておく。

⑺　実効湿度65％以下又は最小湿度が35％以下に下がる見込みのとき。

⑴　平均風速10m／ｓ以上の風が吹く見込みのとき。

第２　気象警報等の受信・伝達

１　気象警報等の受信・伝達

町長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達を特に配慮する。

２　警報等の受領及び伝達方法

⑴　関係機関からの通報等は総務課、勤務時間外は警備員が受領する。

総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は、次のとおりとする。

（正）総務課長　　（副）消防交通係

⑵　警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。警報等を受領した総務課長は伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し指示にしたがう。

⑶　警報等で災害が起こるおそれが予想される場合は、直ちに庁舎内（勤務時間外は関係課長）にマイク放送（加入電話）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

ア　関係団体に対する伝達

農協等の関係団体に対しては、加入電話及びＦＡＸにより受領内容を送信する。

関係機関・団体名	受領電話・ＦＡＸ番号
ＪＡあまみ天城事業本部	（ＴＥＬ）0997-85-4111 （ＦＡＸ）0997-85-5063
とくのしま漁業協同組合天城支所	（ＴＥＬ）0997-85-3060 （ＦＡＸ）0997-85-4126
鹿児島森林管理署徳之島森林事務所	（ＴＥＬ）0997-82-0027 （ＦＡＸ）0997-82-0027

イ　教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した町教育委員会は、加入電話等により町内各小中学校等に伝達する。

学校名	所在地	電話番号	受領責任者
天城保育所	天城町天城580-１	0997-85-2209	所　長
南部保育所	天城町大津川751-１	0997-85-2299	所　長
北部保育所	天城町岡前600-１	0997-85-4161	所　長
与名間保育所	天城町与名間2876	0997-85-4848	所　長
西阿木名幼稚園	天城町西阿木名262	0997-85-9331	園　長
天城小学校	天城町天城555	0997-85-2052	学校長
岡前小学校	天城町岡前1602	0997-85-4188	学校長
岡前小学校与名間分校	天城町与名間940	0997-85-2284	学校長
兼久小学校	天城町瀬滝1009	0997-85-2285	学校長
西阿木名小中学校	天城町西阿木名262	0997-85-9001	学校長
西阿木名小学校三京分校	天城町西阿木名1352	0997-85-9002	学校長
天城中学校	天城町天城兼久1105	0997-85-2281	学校長
北中学校	天城町浅間408-１	0997-85-2282	学校長

ウ　住民に対する周知方法

⑺　警報等の伝達を受けた無線担当員は、警報等の内容を防災行政無線等により放送し、地域住民に周知徹底を図る。

⑴　総務課広報担当員は、必要に応じて広報車をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

エ　在港船舶に対する周知方法

警報等の伝達を受けた総務課担当員は、警報等の内容を港内碇船舶に放送し、在港船舶乗組員に周知徹底を図る。

３　気象情報等の収集

町及び町内関係団体は、災害発生の状況等について、テレビ・ラジオ等を常備して気象情報等の収集に努める。

気象予警報等の伝達系統図

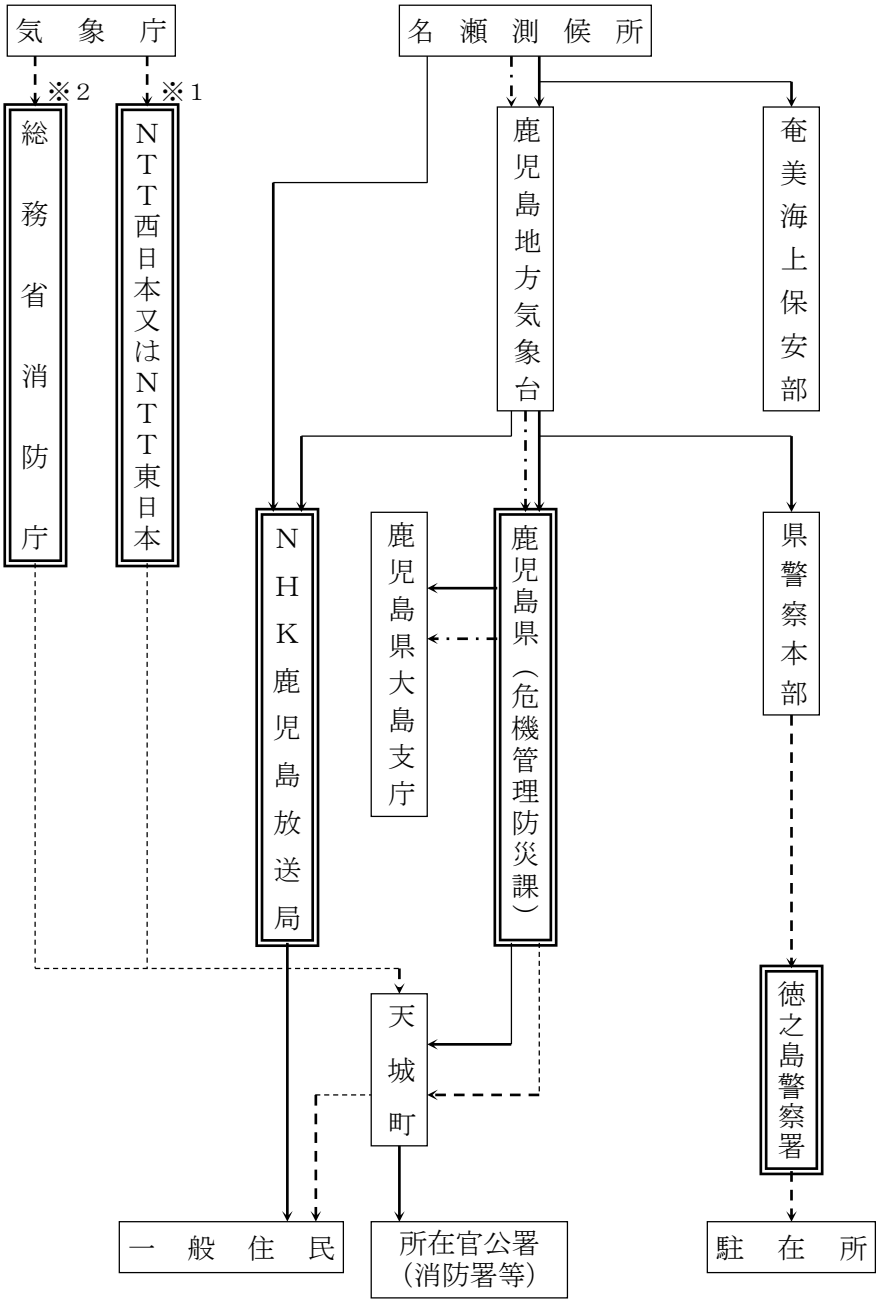

（注）予報警報情報とも通知⟶　警報だけ通知 - - →　火災気象通報 -・→

1　鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。

2　ＮＴＴ西日本又はＮＴＴ東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

3　二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先。

4　特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。

※1　気象資料伝送システム（オンライン）　特別警報・警報のみ伝達

※2　気象資料伝送システム（オンライン）

名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類／通知先	特別警報・警報						注意報							火災気象通報	情報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形式
		暴風	暴風雪	大雨（大雪）	高潮	洪水＊２	波浪	強風	風雪	大雨（大雪）	高潮	洪水	波浪	警報のない注意報＊３				
名瀬測候所	ＮＴＴ西日本又はＮＴＴ東日本	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1										オンライン	全文
	鹿児島県	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○	○	○	○	○	○	○	○＊1	○	＊１防災情報提供システム	〃
	奄美海上保安部	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供システム	〃
	ＮＨＫ鹿児島放送局	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○＊1	○	○	○	○	○	○	○		○	＊１防災情報提供システム	〃

（注）１　災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む。）の確保に努める。

２　＊１印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信する。ただし、大島支庁は自動的に受領証を気象官署に返信する。

３　水防活動用気象警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報、それぞれ大雨特別警報・警報・注意報、高潮特別警報・警報・注意報、洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

４　＊１は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。

５　＊２の洪水は、警報のみ。（特別警報なし。）

６　＊３は、警報のない注意報（雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪）

防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝達事項															伝達方式	伝達内容
	警報							注意報							津波予報		
	暴風	暴風雪	大雨（雪）	高潮	洪水	波浪	その他	強風	風雪	大雨（雪）	高潮	洪水	波浪	その他			
第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）→船舶							海上○								○	無線電話その他	
ＮＴＴ西日本又は東日本→市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話ＦＡＸ	全文
鹿児島県→市町村	○	○	○	○	○		水防洪水予報○	火災通知○						洪水予報○		無線ＦＡＸ電話ＦＡＸ加入電話又は加入電報	全文
ＮＨＫ鹿児島放送局→一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文又は標題のみ

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

１　災害情報の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

なお、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

⑴　収集すべき災害情報等の内容

ア　人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

イ　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

ウ　津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

エ　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

オ　出火件数又は出火状況

カ　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

キ　輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）

ク　ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）

ケ　避難状況、救護所開設状況

コ　町災害対策本部設置等の状況

サ　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

⑵　災害情報等の収集

ア　町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

被害状況等の調査責任機関

被　害　区　分	担当課	協　力　団　体　等
人、住家等の被害 社会福祉関係被害	保健福祉課 総　務　課	区長会長、民生委員、施設の管理者
農業関係被害 農道関係被害　農地関係被害 林務関係被害	農　政　課 農地整備課 農業委員会	ＪＡあまみ天城事業本部、徳之島用水土地改良区
商工業関係被害　水産業関係被害 観光業関係被害	商工水産観光課	商工会、とくのしま漁業協同組合、ゆいの里あまぎ漁業集落、徳之島観光連盟
土木関係被害 建築関係被害	建　設　課	町内建設業者
衛生関係被害	保健福祉課 町民生活課	各衛生組合長、各病院
教育関係被害	教育委員会	学校長、施設管理者
一般被害及び応急対策の総括、町有財産等の被害	総　務　課 企　画　課	協力団体全般

イ　調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、概ね地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

なお、調査班の編成は、次による。

班　名	地　区　名	担　当　課　名
第１班	与名間	農地整備課
第２班	松原(西区･上区)	農政課
第３班	前野・岡前	税務課
第４班	浅間	商工水産観光課・会計課
第５班	天城・平土野	保健福祉課

第６班	兼久・大津川	町民生活課・企画課
第７班	瀬滝	農業委員会・選管・監査・議会事務局
第８班	西阿木名	教育委員会（社教・総務）
第９班	三京・当部	建設課
町　内　全　域		建設課・農地整備課・農政課・総務課・水道課

連 絡 先　85-3111

優先電話　85-3110

⑶　災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア　町における報告情報の集約

町災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ　町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害の規模の把握のための町から県等への報告は、次のとおり実施する。

⑺　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ａ　勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

ｂ　勤務時間内（災害発生直後）

⑴　人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告要請する。

⑼　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

⑽　町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ　町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

２　災害情報等の報告

⑴　災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別＼区分		平日（９：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電　話	８－９０－４９０１３	８－９０－４９１０２
	ＦＡＸ	８－９０－４９０３３	８－９０－４９０３６
地域衛星通信ネットワーク	電　話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

災害情報等収集報告系統図

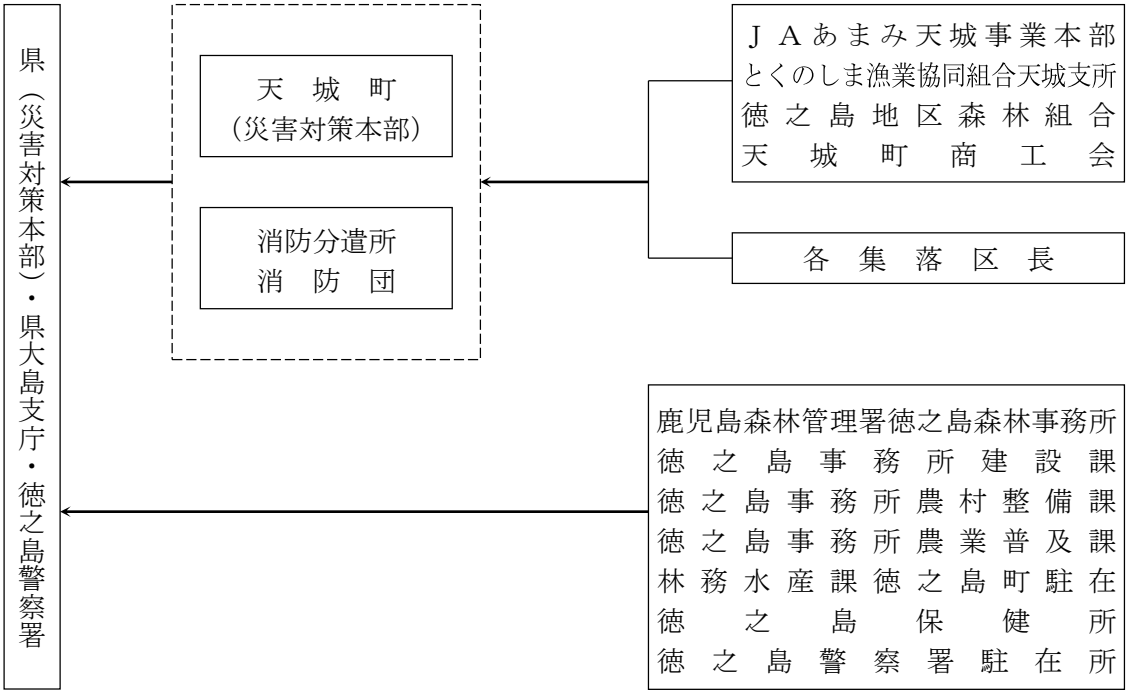

（注）１　緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。

２　災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

⑵　災害情報等の種類及び内容

ア　災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

⑺　災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

⑴　災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

⑼　災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

⑽　災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ　災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

⑺　災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚したとき、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第１報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

⑴　災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

⑼　災害中間年報　　12月20日までに報告（通報）するもの

⑽　災害年報　　４月30日までに報告（通報）するもの

⑶　災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア　災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

⑺　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">異　常　現　象　の　種　類</th><th>発見者の通報先</th></tr>
<tr><td colspan="2">火災の発生に関するもの</td><td>徳之島地区消防組合
消防署（119）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水防に関するもの</td><td>高潮、津波又は堤防の亀裂、漏水若しくは堤防等決壊寸前の現象</td><td rowspan="8">天城町長（総務課）
（85-3111）

徳之島地区消防組合
消防署
徳之島警察署（110）</td></tr>
<tr><td>道路の損壊、がけ（山）崩れ等によって、人命や住家が危険な現象</td></tr>
<tr><td>家屋の倒壊、流失等によって、人命等に危険な現象</td></tr>
<tr><td>その他水害によって、重大な災害の発生が予想される異常な現象</td></tr>
<tr><td>気象に関するもの</td><td>竜巻の発生又は豪雪等によって、交通等が途絶し、災害救助を必要とする現象</td></tr>
<tr><td>地震に関するもの</td><td>ひん発している地震の現象</td></tr>
<tr><td>水象に関するもの</td><td>異常な潮位の増減又は異常な津波現象</td></tr>
<tr><td>海難等に関するもの</td><td>船舶等の遭難</td><td>天城町長
徳之島警察署
徳之島地区消防組合
奄美海上保安部（118）</td></tr>
</table>

交通に関するもの	交通事故の発見	徳之島警察署
その他の異常現象によって、人命その他に重大な災害がおこるおそれのある現象		天城町長 徳之島地区消防組合 徳之島警察署

⑷　警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長（総務対策部）に通報するものとする。

⑼　町長の通報

⑺、⑷及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

a　気象、地震、水象に関するものは、名瀬測候所

b　その異常現象により災害の発生が予想される隣接町

c　その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

⒜　河川堤防のろう水

⒝　農業用ため池のろう水

⑽　県出先関係機関の通報

町長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報する。

⑾　町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

a　通報すべき事項

⒜　気象関係

⒝　水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

b　通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

c　通報のあて先

通報のあて先は、名瀬測候所とする。

イ　上記以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

⑺　総務課

a　町は、町内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、災害対策本部を設置した場合には、系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報、報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。

b　災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報する。

⑷　防災関係機関

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち町その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町その他防災関係機関に通報する。

⑺　町内各自治会長（区長）による災害情報の収集通報

自治会長（区長）は、集落内における次の災害情報を収集し、町総務課に通報する。

a　河川の増水等災害が発生しそうな状況

b　住民の避難状況

c　災害が発生しているときの状況

d　その他災害状況

⑻　町長による災害情報の収集通報

a　町内各自治会長（区長）から災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに町関係課に通報する。

b　町総務課長及び各課長は、各自治会長（区長）からの災害情報と町自体で把握し得る災害対策の実施状況等災害を併せ、関係の各機関に通報する。

⑷　水防に関するもの

⑹　災害の総体的情報及び避難、人的災害情報等

⑷　災害報告の様式

ア　総務課において、町全体の被害を収集する災害報告の内容は、別記様式（**資料11－１**）のとおりとする。

イ　各課において、関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を考慮して定める。

⑸　災害報告の留意事項

ア　町長は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」を定め、報告に関する一切の責任を負わせるものとし、さらに災害連絡員に事故ある場合を考慮して副連絡員を定める。

イ　被害状況の報告に際しては、警察の報告と町及び各関係機関の報告が食い違わないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携の下に報告の正確を期する。

⑹　災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、**資料７－１**のとおりとする。

第３節　広　報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１　町による広報

１　実施要領

⑴　町における広報に係る他課との連絡

ア　町における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、災害対策本部が行う。

イ　各課において、広報を必要とする事項はすべて災害対策本部に連絡する。

⑵　情報等広報事項の収集

必要に応じて災害現地に出向き、写真、動画、その他の取材活動を実施する。

２　住民に対する広報の方法

⑴　広報は、内容に応じ次の方法により行う。

ア　防災行政無線

イ　ケーブルテレビ（ＡＹＴ）による放送

ウ　広報車の巡回等（消防車を含む。）

エ　サイレン吹鳴装置（無線）

オ　報道機関を通じ、新聞、テレビ、ラジオ

カ　インターネット（ホームページ、ＳＮＳ、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）

キ　鹿児島県総合防災システム（インターネット経由）

ク　広報紙及びポスター

ケ　役場職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭

⑵　広報車により広報を行う場合は、特に危険なときを除き、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

⑶　避難勧告等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第２「１　放送機関に対する情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

３　広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象に関する特別警報・警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

⑴　災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

ア　気象に関する特別警報・警報及び気象情報の発表

イ　災害軽減の事前対策

⑵　災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　災害対策本部の設置

イ　災害応急対策状況

ウ　災害状況

エ　緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

オ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

カ　出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

⑶　災害発生後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、防災行政無線の告知放送から正確な情報を入手するように呼びかける。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板等を活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ　気象警報などの解除

キ　災害対策本部の解除

第２　報道機関等に対する放送の要請・公表

１　放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、鹿児島県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う（放送の即時性の活用）。

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

２　報道機関に対する発表

町の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、放送機関に対する放送の依頼は、原則として町が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が行う。

発表は次の要領で実施する。

⑴　報道発表の要領

ア　発表の場所は、原則として記者会見室（仮設）とする。

イ　発表担当者は、広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ　警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

⑵　報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア　災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

⑺　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の勧告・指示

⑴　災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

⑼　災害時における混乱を防止するための指示

⑵　その他必要な情報

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ　火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ　家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ　周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク　避難状況等〔発表〕

ケ　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」や、各携帯電話会社の災害用伝言板を活用してほしい。
・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

コ　ボランティア活動の呼びかけ

サ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
シ　交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等)〔発表、要請〕
ス　電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等)〔発表、要請〕
セ　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況)〔発表、要請〕

第３　その他の関係機関等への広報の要請・調整

１　ライフライン関係機関への要請

災害時に町（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

２　関係機関との調整

⑴　町（災害対策本部）が広報を実施したとき

町（災害対策本部）は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

⑵　関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県（災害対策本部）へ通知する。

第４　関係機関による広報

１　放送機関

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズにこたえるとともに住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や住民広報を実施する体制を強化する。

２　その他の防災関係機関

⑴　九州電力株式会社奄美営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

⑵　西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・報道機関等により住民への周知に努める。

⑶　(一社)鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

⑷　バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所及び待ち合い室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

第４節　水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１　河川災害の防止対策（水防活動）

１　水防の責任

⑴　水防管理団体の責任

町は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

⑵　天城町の責任（水防法第３条）

町域における水防組織の改善強化、計画的な施設の整備を促進し、水防体制の強化、水防能力の確保を図らなければならない。

⑶　放送局、西日本電信電話株式会社鹿児島支店、その他通信報道機関の責任(水防法第27条)

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう、協力しなければならない。

⑷　住民の責任

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者（町長)、水防団長、消防機関の長（消防長）から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちに従事しなければならない。

２　水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により、町域に溢水又は高潮、高波のおそれがあり水防の必要を認めたときから危険の解消するまでの間、町は庁舎内に水防本部を設置し、水防業務の総括にあたる。ただし、町災害対策本部が設置された場合は、同本部の建設対策部、農地対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

⑴　組織系統

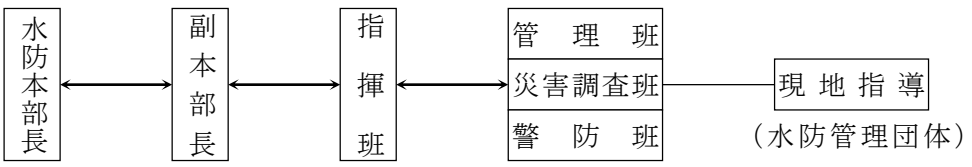

⑵　業務分掌

ア　水防本部長……町長

イ　副本部長……副町長

ウ　各　　班

班　　名	班　　長	班　　員	主　　要　　事　　務
指　揮　班	建　設　課　長	建　設　課　員 農地整備課員	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策 各班の連絡調整
管　理　班	建設課長補佐	庶　　務　　係 都　市　計　画　係	水防業務にわたる企画、水防資機材及び気象情報の整備（雨量、水位、風速、流量、潮位）、気象情報調査
災害調査班	建　築　係　長	建　　築　　係 土木施設管理係 工　事　施　工　係	河川、海岸、災害の調査、道路災害調査、港湾、漁港の災害調査、砂防の災害調査
警　防　班	各　　課 技　術　係　長	建　設　課　員 農地整備課員 農　政　課　員	水防工事の指導、災害応急工事

３　水防区域と水防警報を行う河川の現況

⑴　水防区域

町内の河川、海岸、港湾等について水防区域をその区域の現状及び溢水、高潮が公共上に及ぼす影響の程度により区分された区域は**資料３－２**を参照のこと。

⑵　注意報発表と雨量水位及び潮位の通報

水防管理者は、溢水、高潮又は津波のおそれがある注意報が発表されたときは、名瀬測候所と連絡を密にし、測候所の通報に基づいて、徳之島事務所その他の関係機関に必要な連絡をとるとともに必要に応じて少なくとも２名以上の所属職員を待機させる。

⑶　警報発表と出動警戒水防

ア　溢水又は高潮のおそれがある警報発表の措置

⑺　本部における措置

本部長があらかじめ指名した本部員は、常に気象状況の変化に注意し、溢水又は高潮のおそれがある警報が発表されたとき、その他非常事態の発生が予測されるときは、命令を待たず勤務時間中は待機し、勤務時間外は直ちに参集し、本部長の指揮を受け円滑な水防活動の完遂に努める。

その他の本部員はラジオ、その他の情報に注意し、必要があると認めるときは、直ちに指定された者に準じて行動する。

イ　警報の段階と範囲

⑺　待機＝消防機関の職員及び消防団員等を水防に出動できるよう待機させる。

⑴　準備＝水防団及び消防機関の幹部の出動を行い、水防資材、機材等の整備点検等をなし、水門等の開閉の準備を行う。

⑼　出動＝水防団員及び消防団員等の水防活動のため出動を通知する。

⑽　解除＝水防活動の終了又はその必要がなくなったことを通知する。

４　出　動

⑴　出動準備

水防管理者は、次の場合、管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

ア　出動準備を要する水防警報が発令されたとき。

イ　河川等の水位が、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。

⑵　出　動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせ、その旨徳之島事務所長に報告する。

ア　水防警報指定河川にあっては水防出動を要する警報事項の伝達を受けた場合。

イ　河川の水位が、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。

ウ　堤防に異常を発見したとき。

エ　気象状況、風速等により高潮の危険が予知されるとき。

５　監視及び警戒

⑴　常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け、随時区域を指定し、区域内の河川、海岸、堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川海岸、堤防等の関係者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

⑵　非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防や護岸を巡視し、次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに水防活動を開始するとともに、徳之島事務所長に報告しなければならない。

ア　裏法の漏水によるひび及び欠け崩れ又は底部からの漏水

イ　堤防の溢水状況

ウ　天端のひび又は沈下

エ　表法のひび又は欠け崩れ

オ　樋門の両袖又は底部からの漏水

カ　橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常

⑶　警戒区域の設定

ア　水防上の緊急の必要がある場合は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域へ立入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

イ　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、徳之島警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

６　非常事態の発生と水防作業

⑴　非常事態の発生

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は直ちにその旨を徳之島事務所長並びに災害のおそれのある地域の水防に関係のある者に通報しなければならない。

⑵　応　援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対し応援を求めることができる。また、応援を求められた者はできる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

⑶　自衛隊の派遣

非常事態が発生した場合、必要があると認められる場合には、部隊等の派遣を県に要請することができる。

⑷　警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、徳之島警察署長に対し、警察官の出動を要請する。

⑸　水防作業

溢水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、大体水位がはん濫注意水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が７～８割程度に減水したときが最も危険であるから、溢水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の形態、材料、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工するものとする。工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果を上げる場合が多いが、時には数種の工法を併用してはじめてその目的を達成することから当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水害の防止に努めなければならない。

７　避難のための立ち退き

溢水、高潮又は津波のはん濫により危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、本章第６節「避難の勧告・指示、誘導」により避難の準備、勧告、立ち退きを指示するものとする。水防管理者は、立ち退きを指示したときは、速やかに県本部長、現地指導班（徳之島事務所建設課）及び徳之島警察署長にその旨を報告しなければならない。

８　費用負担と公用負担

⑴　費用負担

水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、町が負担するものとする。ただし、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。

⑵　公用負担

ア　公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

㋐　必要な土地の一時使用

㋑　土石、竹木その他資材の使用及び収用

㋒　車馬その他運搬具又は器具の使用

㋓　工作物その他障害物の処分

イ　公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これ等の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

第　　号

公用負担権限委任証明書

年齢　　氏名

上記の者に○○の区域における水防法第28条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

平成　　年　　月　　日
水防管理者（消防機関の長）
氏名　　㊞

ウ　公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべきものに渡さなければならない。

第　　号

公 用 負 担 証 票

物　　件	数　　量	負担内容（使用収用処分等）	期　　間	摘　　要

平成　　年　　月　　日
水防管理者氏名　　㊞
（消防機関の長）
事務取扱者氏名　　㊞

殿

⑶　損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

９　水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮のおそれがなくなったときは、関係水防機関と協議し、管理区域の水防活動態勢を解除し、住民等に周知させるとともに徳之島事務所長にその旨を報告する。

10　水防報告と水防記録

⑴　水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、徳之島事務所長に報告しなければならない。

ア　天候の状況

イ　出水の状況

ウ　水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員

エ　堤防その他施設等の異常の有無

オ　水防作業の状況

カ　使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量

キ　水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量

ク　応援の状況

ケ　一般住民の出動状況

コ　警察の援助状況

サ　現地指導員の職氏名

シ　避難のための立退き状況

ス　水防関係者の死傷

セ　殊勲者及びその功績

ソ　今後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見

⑵　水防記録

ア　水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管しなければならない。

⑺　出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻

⑴　出動水防作業員の数

⑼　堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果

⑵　使用資材及び数量

⑶　破損した器具、資材名及び数量

⑷　警戒中の水位

⑸　水防法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由

⑹　収用又は購入の器具・資材名、その数量及びその事由並びにその理由

㈦　土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由

㈧　水防作業中負傷し、疾病となり又は死亡した者の氏名及びその手当状況

㈨　避難のための立退きを指示した理由

㈩　支出費帳簿

(ｽ)　その他記録を必要とする理由

イ　水防活動実施状況報告書の記載と提出

水防管理団体は、地域振興局建設部長等に水防を行った箇所ごとの報告書を提出する。記載要領は、次のとおりとする。なお報告様式については**資料11－４**参照のこと。

㈠　出水の概況

出水当時の模様を具体的に記入すること。

㈡　水防実施箇所

箇所数を記入すること。

㈢　水防実施の日時及び終結日時

管内水防管理団体中、出動の最も早かったものと、最終解決のものについて記入すること。

㈣　作業の概況

工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。

⑶　水防信号

水防信号は、次のとおりである。

第１信号　警戒水位に達したことを知らせるもの

第２信号　消防機関に属する者全員が出動するべきことを知らせるもの

第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区域及び信号

方法／区分	警　　鐘	サ　イ　レ　ン
第１信号	１点打　休止　１点打	５秒　休止（15秒）　５秒
第２信号	３点打　休止　３点打	５秒　休止（６秒）　５秒
第３信号	４点打　休止　４点打	10秒　休止（６秒）　10秒
第４信号	乱　　打	１分　休止（５秒）　１分
備　　考	１　信号は適宜の時間継続すること。 ２　必要があるときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。 ３　危険が去ったときは、広報車等により周知させる。	

11　水防施設及び水防器具、資材

⑴　水防倉庫等の現況

水防活動に必要な器具、資材を常に準備しておくための水防倉庫等の整備に努める。

⑵　水防器具、資材の保管

ア　水防器具、資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるように、常に留意し、使用方法の的確を期するとともに、水防の必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。

イ　毎年５月中に格納資材の保管状況を点検し、不良器具、資材の整備を図り、受払いについては受払簿を備え、常に数量を把握していなければならない。

⑶　水防器具資材の確保

水防管理者は、災害時における水防資材の確保を図るため、平常時において民間業者等の手持ち器具、資材を調査し、その調達方法を定めておく。

第２　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象に関する特別警報・警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

⑴　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

⑵　警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

⑶　専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

⑷　土砂災害防止法に基づく緊急調査への協力等

町は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国や県が行う当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）に協力する。

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難勧告等の発令を行う。

第５節　消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第１　町・住民による消防活動

１　消防活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

⑴　消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急・救助活動を行う。

ア　火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

⑺　延焼火災の状況

⑴　自主防災組織の活動状況

⑼　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

⑽　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

⑻　要救助者の状況

⑾　医療機関の被災状況

イ　消防活動

⑺　同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動

⑴　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

⑼　人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動

⑽　救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動

⑵　消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア　消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

イ　避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ　救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

２　住民・自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

⑴　住　民

消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

⑵　自主防災組織

ア　消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ　消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

⑶　事業所

ア　火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

㈠　周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

㈡　警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

㈢　立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第２　応援要請

１　応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

⑴　火災の状況及び応援要請の理由

⑵　応援消防隊の派遣を必要とする期間

⑶　応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

⑷　進入経路及び結集場所

２　応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、町は、受入体制を整えておく。

⑴　応援消防隊の誘導方法

⑵　応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

⑶　応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

３　鹿児島県消防・防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定」（**資料９－２**）に基づき、鹿児島県防災航空センターに対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

４　他県への応援要請

⑴　火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防ぎょが困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。（応援協定締結状況については、第１章第４節「広域応援体制」参照）

⑵　大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事から消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果は直ちに町長に連絡される。

第６節　避難の勧告・指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる。

このため、町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

なお、町長と連絡がとれない場合の職務権限順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長

第１　要避難状況の早期把握・判断

１　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑴　河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

⑵　斜面災害防止のための避難対策

本町における地形等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊が想定される。町・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第２　避難の勧告・指示の実施

１　避難指示等の発令

(1)　町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難情報発令基準

区　分	発　令　基　準
避難準備情報・高齢者等避難開始	ア　暴風域に入ることが予想されるとき イ　鹿児島県河川砂防情報システム（外部サイト）の土砂災害危険度情報において、レベル１（緑色）が表示されたとき ウ　河川の増水状況や当該地域の降雨状況、今後の降雨予測等を踏まえ、浸水の危険性が高いとき エ　その他、周囲の状況から総合的に判断し、危険が予想されるとき
避　難　勧　告	ア　暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想されるとき イ　数年に一度の大雨や記録的短時間大雨情報が発表されたとき ウ　鹿児島県河川砂防情報システム(外部サイト)の土砂災害危険度情報において、レベル２（青色）及びレベル３（黄色）が表示されたとき エ　天城町に**土砂災害警戒情報**が発表されたとき オ　土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り等）が確認されたとき カ　河川等の水位がはん濫危険水位を突破し洪水が予想され、若しくは高潮特別警報・高潮警報等が発せられ増水越波により、浸水流失の危険が予想されるとき
避　難　指　示（緊　急）	ア　暴風・大雨等の各種特別警報が発表されたとき イ　鹿児島県河川砂防情報システム（外部サイト）の土砂災害危険度情報において、レベル４（赤色）が表示されたとき ウ　土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が確認されたとき エ　災害発生が避難勧告の段階より、悪化した場合又は突然に災害が発生したとき オ　「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」が発令されたとき ⑴ 津波注意報の場合 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象 ⑵ 津波警報の場合 高さ３ｍの津波によって浸水が予想される地域を対象 ⑶ 大津波警報の場合 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる

⑵　町は、避難勧告等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難勧告等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

避難勧告等の区分･警戒レベル･居住者等に求められる行動整理表

区　分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
避難準備情報・高齢者等避難開始	警戒レベル３	**【高齢者等避難】** ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	警戒レベル４	**【全員避難】** ○ 指定避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 （・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。）
避難指示（緊急）	警戒レベル４	**○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急的に避難する。** （・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 ・ 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。）
災害発生情報	警戒レベル５	**【災害発生】** ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

*1　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

*2　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注）突発的な災害の場合，市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが重要である。

(3)　指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町長から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町長に積極的に助言するものとする。

(4)　町長は、避難勧告若しくは避難指示（緊急）又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

２　町の実施する避難措置

⑴　避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）

イ　避難の経路及び避難先

ウ　避難先の給食及び救助措置

エ　避難後における財産保護の措置

オ　その他

⑵　避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ　避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ　避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ　町は、避難措置の実施に関し、地域防災計画に次の事項を定めておかなければならない。

㈠　避難措置に関する関係機関の連絡方法

㈡　避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）

㈢　避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）

㈣　各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法

㈤　その他の避難措置上必要な事項

⑶　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

３　避難勧告等の実施要領

⑴　避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。

⑵　避難の準備の勧告は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、昼間に避難の準備をするよう努める。

⑶　避難準備・高齢者等避難開始の勧告に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

⑷　町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。

⑸　町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（危機管理防災課及び大島支庁）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

４　避難勧告等の伝達方法

⑴　避難計画にもとづく伝達

町長は、地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

⑵　災害状況に応じた伝達

避難の指示等は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、次の方法により伝達する。なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア　防災行政無線を利用した伝達

イ　ケーブルテレビ（ＡＹＴ）による伝達

ウ　あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

エ　サイレン及び鐘による伝達

オ　広報車からの呼びかけによる伝達

カ　コミュニティＦＭ放送

キ　緊急速報（エリアメール等）

ク　災害情報配信システム

ケ　テレビ、ラジオ、インターネット(ホームページ、SNS、ポータルサイト、鹿児島県防災Web等)、携帯電話(緊急速報メール含む)、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

⑶　伝達方法の工夫

町長は、伝達にあたっては、あらかじめ作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

⑷　洪水及び高潮による避難指示等

洪水及び高潮による避難の勧告指示は、次の信号による。

区　　分	サ　イ　レ　ン	警　　鐘
準　　備	５秒　休止（15秒）　５秒	１点打　休止　１点打
勧　　告	５秒　休止（６秒）　５秒	３点打　休止　３点打
指　　示	１分　休止（５秒）　１分	乱　　打

５　地域における避難誘導等

⑴　避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア　避難誘導体制の確立

⑺　避難場所が比較的遠距離であり、かつ、避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。

⑴　緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。

イ　避難経路

⑺　避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所へ避難経路の周知・徹底を図る。

⑴　災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　避難順位

⑺　災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。

⑴　浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

⑺　携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

⑴　避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

オ　危険防止措置

⑺　避難場所等の開設に当たって、町長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

⑴　避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

⑼　避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあたっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

⑵　自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆　　候
がけ崩れ	⑴　がけに亀裂ができる。 ⑵　がけから水が湧いてくる。 ⑶　小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	⑴　地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 ⑵　地面にひび割れができる。 ⑶　地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったりする。
土石流	⑴　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 ⑵　渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 ⑶　降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）

⑶　その他避難誘導にあたっての留意事項

ア　要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

６　避難所の設置

⑴　地域別避難場所は**資料５－１**のとおりとする。なお、災害の状況により避難場所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。

⑵　避難所の開設及び管理は総務対策部が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

⑶　避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務対策部長に報告する。

⑷　災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

⑸　町長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び各避難所の収容人員

ウ　開設期間の見込み

⑹　避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内とする。

⑺　危険防止措置

避難場所の開設にあたって、町長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

第３　学校・教育施設等における避難

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

１　避難の指示等の徹底

⑴　教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、あらかじめ定めた連絡網を用い、早期に実施する。

⑵　教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難誘導措置を行う。

⑶　教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

⑷　校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

⑸　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。

⑹　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者の下に誘導し、引き渡す。

⑺　学校が本計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑻　児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

２　児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動をする。

⑴　登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、遅くとも午前７時頃までには児童生徒等に周知するとともに、教育委員会にその旨連絡する。

⑵　在校中の場合の措置

ア　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者へ引き渡しを行う。

イ　町長等から避難の勧告又は指示があった場合、また、学校長等の判断により必要が認められる場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

ウ　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

⑶　児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア　児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ　災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

第４　不特定多数の者が出入りする施設の避難

１　避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

２　緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

３　避難の勧告・指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

４　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第５　車両等の乗客の避難措置

⑴　災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

⑵　天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第７節　救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、溢水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第１　町（消防機関を含む）による救助・救急活動

１　救助・救急活動

⑴　活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

⑵　出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア　延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ　延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ　同時に小規模な救助･救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

２　救急搬送

⑴　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。

⑵　救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。

３　傷病者多数発生時の活動

⑴　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

⑵　救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

４　住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第２　救助・救急用装備、資機材の調達

⑴　初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

⑵　救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

⑶　倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

⑷　搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第８節　交通の確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通規制の実施

１　交通規制の実施方法

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 また、道路管理者は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の運行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
警察機関	⑴　交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	⑵　交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	⑶　緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア　交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ　上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	⑷　警察官の措置命令等 ア　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

	イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記⑷ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、海上保安部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２　関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県へ通知する。

３　迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる（規制の標識は様式１）。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる（規制の標識は様式２）。

５　規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

規制標識等の指針

様式１　災害用 縦型

様式１　災害用 横型

使用例

様式２　訓練用 縦型

様式２　訓練用 横型

使用例

備　考

1　色彩は、文字、枠線を黒又は青色、標識マークを赤色、地を白とする。

2　枠線太さは１センチメートル程度とする。

3　部材等を無駄なく使用できるよう、適した採寸で製作する。
（使用例はアルミ板50×100センチ相当、合板で作成する場合は45×90センチ等）

4　標識は、屋外での使用に配慮し、十分な強度を確保する。

5　設置の際は強風等、天候に十分配慮する。

第２　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

２　災害発生時における運転者のとるべき措置

⑴　土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ｱ)　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(ｲ)　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ｳ)　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ　避難のために車両を使用しない。

⑵　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第９節　緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１　緊急輸送の実施

１　緊急輸送の実施責任者

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送にあたっての配慮事項
被　災　者　の　輸　送	町　　長	⑴　人命の安全 ⑵　被害の拡大防止 ⑶　災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

２　緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　　階	輸　　送　　対　　象
第　１　段　階 （警戒避難期）	⑴　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ⑵　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ⑶　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ⑷　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑸　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第　２　段　階 （事態安定期）	⑴　上記第１段階の続行 ⑵　食料、水等生命の維持に必要な物資 ⑶　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ⑷　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第　３　段　階 （復　旧　期）	⑴　上記第２段階の続行 ⑵　災害復旧に必要な人員及び物資 ⑶　生活必需品

第２　緊急輸送手段等の確保

１　緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。町は、車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関　係　連　絡　先
自動車	⑴　確保順位 ア　町有車両等 イ　貨物自動車運送事業者等の事業用車両 ウ　その他の自家用車両等 ⑵　貨物自動車運送事業者等の事業用車両 町有車両等で不足を生ずるときは、県を通じて、貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等による応援を要請する。	協力先 県トラック協会 （電話099-261-1167）
船舶等	⑴　県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県に応援要請をする。県は、できる限り県有船舶の活用を図るとともに、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、応援を要請する。 ⑵　民間船舶等の活用 町は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、県を通じて九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 同支局は、要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行うとともに、荷役業者の必要なときは、荷役業者あっせんも併せて行う。 ⑶　海上保安本部所属の船舶の活用 町及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は⑴、⑵による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。 ⑷　自衛隊所属船舶の活用 ⑴、⑵、⑶以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県を通じて自衛隊に船舶の派遣を要請する。	九州運輸局鹿児島運輸支局 （電話099-222-5660） 第十管区海上保安本部 （電話099-250-9801） 第２部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」参照。
航空機	町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部（電話099-250-9801）第２部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」参照。

２　輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

⑴　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）

⑵　輸送を必要とする区間

⑶　輸送の予定日時

⑷　その他必要な事項

３　輸送拠点

町内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設を確保し、物資の輸送拠点とする。

４　集積場所

災害時において調達した物資等や他県等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、災害規模等により適時施設を選定し物資の集積場所とする。

５　関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

６　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

第３　緊急輸送道路啓開等

１　道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

２　優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第10節　緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　緊急医療の実施

１　保健医療活動の総合調整の実施

県のくらし保健福祉対策部（保健医療調整本部）及び保健所は、救護班、DMAT、DPAT及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携並びに保健医療活動に係る情報の整理及び分析等、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

２　災害医療コーディネーター

⑴　災害医療コーディネーターの活動内容

災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の活動内容の修正回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

⑵　災害医療コーディネーターの出動

知事は、災害医療コーディネーターの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーターが所属する組織に災害医療コーディネーターの出動を要請する。

３　ＤＭＡＴ

⑴　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、概ね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

⑵　ＤＭＡＴの出動

ア　知事による出動要請

知事は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

イ　消防機関の長又は市町村長による出動要請の特例

消防機関の長又は町長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は町長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

ウ　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所

属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

⑶　ＤＭＡＴの構成と所在地

ア　ＤＭＡＴの構成

ＤＭＡＴは、概ね１チームにつき医師１名、看護師３名及び業務調整員１名の隊員で構成する。

イ　ＤＭＡＴの所在地

本町に最も近いＤＭＡＴ指定病院は、次のとおりである。

施　設　名	所　在　地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2

４　救護班

⑴　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期(発災後3日間)から事態安定期(発災後4日～14日間)に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

⑵　救護班の出動要請

ア　町長は、必要に応じて町内の医療機関に対して救護班の出動を要請し又は県に対し国公立・公的医療機関、県医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

イ　災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

⑶　救護班の編成と所在地

ア　救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

(ｱ)　国立病院機構の職員による救護班

(ｲ)　公立・公的医療機関の職員による救護班

(ｳ)　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班

(ｴ)　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ　救護班の構成

救護班の構成は、概ね次のとおりとする。

救　護　班　名	班長	班員				計	備考
	医師	薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水総合医療センター1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

注）上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

ウ　地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
徳之島保健所管内	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3-10（医師会館内）	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会		0997-52-6161	2

⑷　救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

５　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）

http://www.wds.emis.go.jp/を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

６　ＤＰＡＴ

ア　ＤＰＡＴの活動

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、知事の判断に基づき、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

イ　ＤＰＡＴの所在地

先遣隊の登録をしているＤＰＡＴの所在地は、下記のとおりとする。

（平成31年3月末現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-6847	1
県立姶良病院	姶良市平松6067	0995-65-3138	2
メンタルホスピタル鹿児島	鹿児島市永吉1-11-1	099-256-4567	1
谷山病院	鹿児島市小原町8-1	099-269-4111	1

７　ＤＨＥＡＴ

⑴　ＤＨＥＡＴの活動内容

被災都道府県の保健医療調整本部等が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等に対する応援を行う。

⑵　ＤＨＥＡＴの出動

くらし保健福祉部長は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてＤＨＥＡＴの派遣を行う。

⑶　ＤＨＥＡＴの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から５名程度で構成する。

第２　医薬品・医療用資機材等の調達

１　備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品･医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

２　医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

第３　後方搬送の実施

１　負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

２　負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

⑴　収容施設の被災状況の有無、程度

⑵　収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

４　透析患者等への対応

⑴　透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人１回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や島外を含む他市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

⑵　在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び隣接町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

（本町／徳之島地区消防組合のトリアージ・タッグの様式は、**資料１１－６**参照）

第11節　要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第１　要配慮者に対する対策

１　町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

⑴　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア　地域住民等と協力して避難所へ移送すること。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

⑵　要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目からすべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

２　応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

１　町が実施する対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

２　応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第３　高齢者及び障がい者に係る対策

１　町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

⑴　被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

⑵　掲示板、広報紙、インターネット(携帯電話を含む)のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

⑶　避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

⑷　避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

⑸　高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

２　応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第４　児童に係る対策

１　要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

⑴　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。

⑵　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

⑶　町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

２　児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

３　県の支援活動

⑴　要保護児童の把握等

保健福祉部は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

⑵　児童のメンタルヘルスケアの実施

くらし保健福祉部は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第５　社会福祉施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

⑴　各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

⑵　町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

２　支援活動

⑴　ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

⑵　ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

⑶　ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

３　社会福祉施設の管理者の活動

⑴　入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

⑵　応援要請等

ア　日常生活用品及びマンパワーの不足数について、隣接町、県に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請する。

イ　それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第６　観光客及び外国人に係る対策

１　観光客の安全確保

⑴　町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。（**資料１０－４**　孤立化集落対応マニュアルを参照）

⑵　旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

２　外国人の安全確保

⑴　町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

⑵　町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第３章　事態安定期の応急対策

第１節　避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第１　避難所の開設等

１　避難所の開設

⑴　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

⑵　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

⑶　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

⑷　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑸　避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

⑹　野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。

⑺　野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

２　二次避難所（福祉避難所等）の開設

⑴　自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。

⑵　二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第２　避難所の運営管理

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

⑴　町の避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

⑵　避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、ＮＰＯ法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

⑶　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

⑷　避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット（ホームページ、ＳＮＳ等）、ファクシミリ等の整備に努める。

⑸　避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

⑹　学校・教育施設において、常設トイレが屋外にしかなく、台風等風水害時に使用できない場合は、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。なお、仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮する。

⑺　避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

⑻　多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑼　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。

第３　広域一時滞在・移送

町は県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑴　町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

⑵　広域一時滞在を要請した場合、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

⑶　移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

⑷　その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から被災者を受け入れることができる施設等の指定に努める。

第２節　食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第１　食料の調達

１　実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は町長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

２　米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

⑴　町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。

ア　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ　被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合

ウ　災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

⑵　災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は、町長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

なお、町長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し「災害救助米穀の引渡要請書」（**資料１１－５**）に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファクス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。町長が直接、農林水産省政策統括官に要請を行う場合は、必ず、町担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は町担当者が要請書に基づく情報を農林水産省政策統括官付貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請

書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。

この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

⑶　政府所有米穀の調達系統

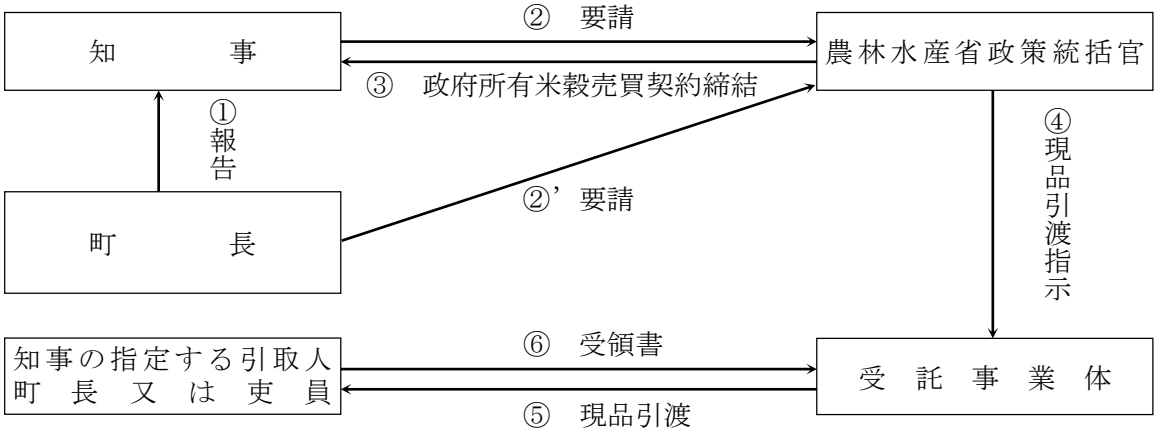

第２　食料の供給

１　町による食料の供給

町及び県による食料の供給は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

⑴　被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て行う。

⑵　米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

⑶　米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

⑷　炊き出し場所は町給食センターとするが、災害が広域にわたり、かつ、激甚のときは、各地区ごとに町長が定めた場所に炊き出し場を設置し給食するものとする。

⑸　町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

⑹　炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

２　給食基準

一人あたりの配給量は、次のとおりとする。

品　目	基　　準
米　穀	被　　災　　者　　１食あたり精米200ｇ以内 応急供給受給者　　一人１日あたり精米400ｇ以内 災害救助従事者　　１食あたり精米300ｇ以内
食 パ ン 調製粉乳	１食あたり　　185ｇ以内 乳児１日あたり　　200ｇ以内

３　緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

４　炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、**資料７－２**に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

第３　食料の輸送

１　町及び県による輸送

⑴　県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食料について町長に引取を指示することができる。

⑵　町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町において行う。

２　食料集積地の指定及び管理

⑴　災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

⑵　町は、町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

⑶　食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第３節　応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第１　被災者等への応急給水の実施

⑴　町は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　断水区域及び断水人口の状況

エ　原水、浄水等の水質の状況

⑵　水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。

⑶　給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

⑷　医療機関、社会福祉施設については、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

⑸　ＮＰＯ法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

⑹　被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、１人１日３ℓ以上とする。ただし、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

⑺　激甚災害等のため町だけでは実施が困難な場合には、県、隣接町及び関係機関へ応援要請をする。

第２　給水の方法

１　給水の方法

給　水　方　法	内　　容
浄・給水場等での拠点給水	水質検査、ろ水器による浄水の上、住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。

給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	⑴　避難所等への応急給水は、原則として町が消防機関の協力を得て実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 ⑵　医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	⑴　配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ⑵　復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

２　補給用水源の把握

飲料水の補給水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等の把握に努める。

３　給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。（**資料７－２**参照）

第４節　生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第１　生活必需品の調達

１　備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法の発動又は県で定める法外援助支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は、知事が行う。

なお、知事から町長に権限を委任された場合は、町長が行うものとして、その処置については直ちに状況を知事に報告する。

⑴　町の備蓄状況

大島郡天城町天城天城427

天城町防災センター（電話0997-85-2199）　　（令和２年３月31日現在）

品　　名	真空パック毛布（枚）	災害備蓄マット（枚）	防災用マルチルーム（セット）	保存食3日分（セット）	井草製夏用寝具セット（枚、マット等）
	190	110	5	208	26

⑵　県の備蓄状況

ア　備蓄場所

姶良郡姶良町平松6252

鹿児島県防災研修センター（電話0995-64-5251）

イ　備蓄内容（災害救助法による物資）　　（平成31年４月１日現在）

品　名	アルファ米（食）	保存水500ml（本）	毛　　布（枚）	タオル（枚）	大人用おむつ（枚）	ブルーシート（枚）
数　量	24,000	16,000	1,584	5,800	1,480	100

⑶　日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄状況

ア　備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ　備蓄内容

（令和元年９月30日現在）

品　　名	毛　布（枚）	緊急セット（個）	タオルケット（枚）	ブルーシート（枚）
支部倉庫	1,749	355	1,970	1,164
常備地区	1,982	1,008	1,269	1,034
計	3,731	1,363	3,239	2,198

ウ　天城町における備蓄内容

（令和２年３月31日現在）

品　　名	毛　布（枚）	緊急セット（個）	見舞品セット（個）	タオルケット（枚）	ブルーシート（枚）
天城町分区	46	36	4	34	32

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主　な　調　達　品　目

大　品　目	小　　品　　目
寝　　具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団、枕　等
外　　衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌　　着	シャツ、パンツ　等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘　等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、まな板、ガス器具　等
食　　器	茶碗、皿、はし　等
日　用　品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉　等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス　等

第２　生活必需品の給与

１　生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

⑴　町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設の被災状況

⑵　被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

⑶　ＮＰＯ法人やボランティア団体等との連携を図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。

⑷　激甚災害等のため町だけでは実施が困難な場合には、県、隣接町及び関係機関へ応援要請する。

⑸　給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

⑹　給与又は貸与の方法

ア　町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

イ　物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。

２　義援物資、金品の保管及び配分

⑴　町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

３　災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

⑴　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

⑵　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

⑶　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、**資料７－２**を参照のこと。

⑷　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

４　町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
全　　焼 全壊・流失	14,800円	19,000円	28,000円	33,500円	42,320円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,700円	11,800円	14,900円	2,100円

第３　生活必需品の輸送

１　町及び県による輸送

⑴　県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。

⑵　町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

２　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

３　輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については、第２章第９節「緊急輸送」参照）

４　集積地の選定及び管理

⑴　町は、災害規模等により集積地を選定し、調達した生活必需品の集配拠点とする。

⑵　生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第５節　医　療

災害時の初期の医療活動については、第２章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第１　医療救護活動状況の把握

１　被災地における医療ニーズの把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

⑴　避難所での医療ニーズ

⑵　医療機関、薬局の状況

⑶　電気、水道の被害状況、復旧状況

⑷　交通確保の状況

第２　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

１　被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

⑴　必要に応じて避難所への救護所等の設置やＤＰＡＴ派遣等により、心のケアを含めた対策を行う。

⑵　高齢者、障がい者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。

⑶　保健師等による巡回相談を行う。

２　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせることから、ＤＰＡＴをはじめ他の保険医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

⑴　メンタルヘルスケア

ア　保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、心のケアチームを編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ　精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

⑵　精神疾患患者対策

ア　被災した精神病院の入院患者については、被災地域以外の精神病院に転院させる。

イ　避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

ウ　災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

エ　措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

⑶　ＤＰＡＴ派遣要請及び受入調整

必要に応じ、国に対して他都道府県ＤＰＡＴの派遣を要請するとともに、ＤＰＡＴの受入に係る調整、活動場所の確保等を行う。

第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

第１　感染症予防対策

１　実施責任者

町長は、知事の指示、命令に従い保健所の協力を得て応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

２　感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

３　感染症業務

⑴　消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒の方法は，感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。

⑵　ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

⑶　患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対策をとる。

⑷　生活用水の供給

知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。

生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

⑸　避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導の下に感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期する。

なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。

ア　疫学調査

イ　消毒の実施

ウ　集団給食の衛生管理

エ　飲料水の管理

オ　その他施設の衛生管理

⑹　予防教育及び広報活動

保健所長の指導の下にリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

４　感染症予防用資器材等の調達

感染症予防並びに予防接種用資器材等は保健福祉課において調達するが調達不能の場合は、徳之島保健所に調達あっせんの要請を行うものとする。

第２　食品衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第３　生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第７節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

第１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

第３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ･がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第１　し尿処理方法

１　処理体制の確立

⑴　各戸の合併処理浄化槽及びし尿処理施設の被害状況の把握を行う。

⑵　し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

⑶　町長は、し尿の処理業務が不可能又は困難な場合には、被災を免れた隣接町に対して応援を要請する。

２　仮設トイレ等の設置

⑴　町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

⑵　被災地に仮設トイレを設置する場合は、関係業者に設置を要請する。なお、野外仮設トイレを設置する場合は、立地条件を考慮し、漏洩等による地下水への汚染のない場所を選定して設置する。また、閉鎖に当たっては、完全に消毒することとする。

⑶　速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

３　し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設及び運搬車の保有状況は、**資料４－２**のとおりである。

第２　ごみ処理対策

１　ごみの収集、運搬及び処分の方法

⑴　現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

⑵　激甚な災害を受けた場合、町長は町及び県の災害廃棄物処理計画を踏まえ、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

⑶　ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、徳之島愛ランドクリーンセンターで、焼却、リサイクル等を行うことを原則とするが、やむを得ない場合は、一時的に仮置場にて保管し、分別等を行う。町長は町の災害廃棄物処理計画を踏まえ、あらかじめ仮置場を定めておくとともに、隣接町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

２　ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設及び運搬車の保有状況については、**資料４－２**のとおりである。

第３　死亡獣畜処理方法

１　処理方針

徳之島保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

２　処理方法

⑴　死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

⑵　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは１ｍ以上とし、かつ、地表面30㎝以上の盛土をすること。

⑶　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

⑷　埋却現場には、その旨を標示すること。

⑸　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第４　障害物の除去対策

１　障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、町が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行うものとする。

２　障害物の集積場所の選定

障害物が流入してくるおそれのある箇所においては、あらかじめ、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

３　除去の方法

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第１　行方不明者の捜索

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町が奄美海上保安部及び徳之島警察署と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は町が行う。

また、災害救助法が適用された場合の捜索、処理等は、町長が奄美海上保安部、警察及び自衛隊へ協力を要請する。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

２　関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに徳之島警察署に通報する。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、奄美海上保安部に通報し、捜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

⑴　行方不明者の人員等
⑵　性別、特徴
⑶　行方不明となった年月日及び推定時刻
⑷　行方不明となっていると思われる地域又は海域
⑸　その他行方不明の状況

３　行方不明者捜索隊の編成

町捜索隊の編成は、災害規模、捜索対象者数、捜索範囲その他状況に応じ、徳之島地区消防組合天城分遣所、消防団及び自主防災組織等をもって概ね次のとおり編成する。

⑴　第１種捜索隊（捜索範囲が狭少で捜索が容易なもの）
　各消防分団及び地区の協力者にて捜索する。
⑵　第２種捜索隊（捜索範囲がやや広大で捜索が困難とされるとき）
　隣接の消防分団及び地区の協力者にて捜索する。
⑶　第３種捜索隊（捜索範囲が広大で捜索が困難であるとき）
　町消防団全員及び町全協力者にて捜索する。

４　捜索の実施方法等

⑴　捜索の方法

ア　捜索の範囲が広い場合

(ｱ)　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。

(ｲ)　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

(ｳ)　各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

イ　捜索範囲が比較的狭い場合

(ｱ)　災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。

(ｲ)　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。

(ｳ)　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。

ウ　捜索場所が河川、湖沼の場合

(ｱ)　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。

(ｲ)　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。

(ｳ)　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

⑷　必要帳票等の整備

町は、行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア　救助実施記録日計票

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出用（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

５　行方不明者発見後の処理

⑴　負傷者の収容

町捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び奄美海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

⑵　医療機関等との連携

捜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もってとるようにする。

第２　遺体の収容、処理、埋葬

１　遺体の収容、処理

⑴　死体調査及び検視（以下「検視等」という。）への協力

警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

町捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所へ収容する。

⑵　遺体の収容

ア　町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ　検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

㋐　遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

㋑　遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。

㋒　遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。

㋓　遺体の数に相応する施設である。

㋔　駐車場があり、長時間使用できる。

ウ　警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て町長に引き渡す。

町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

⑶　遺体の処理

ア　小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

イ　遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ　遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第２章 第１０節「緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、県医師会と連携し、一般開業医により行う。

エ　遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容場所に一時保存する。

オ　災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

カ　町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、ＤＮＡ等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、できる限り科学的な根拠に基づいて特定する。

２　遺体の埋葬等

⑴　遺体の埋葬

ア　身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ　埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

⑵　身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

⑶　必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア　救助実施記録日計票

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第10節　住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１　住宅の確保・修理

１　応急仮設住宅の供給

⑴　実施者

ア　災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ　町のみで処理不可能な場合は、隣接町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

⑵　応急仮設住宅の建設

ア　建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅１戸あたりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ　資材の調達等

⑺　木造応急仮設住宅

ａ　木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の譲渡を受ける。

ｂ　建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

ｃ　労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

⑴　組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ　建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、町等と協議し適当な空地に建設する。また、町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておく。

⑶　民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

⑷　入居者の選定

ア　入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは１世帯１箇所限りとする。

(ｱ)　住家が全焼、全壊又は流失した者

(ｲ)　居住する住家がない者

(ｳ)　自ら住家を確保できない者

イ　入居者の募集・選定

(ｱ)　入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割当てに際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の町相互間で融通し合う。

町が住宅の割当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(ｲ)　入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

⑸　応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から２年以内とする。

２　住宅の応急修理

⑴　実施者

ア　災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ　町内で処理不可能な場合は、隣接の町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

⑵　応急修理計画

ア　処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

イ　資材の調達等

⑺　木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の譲渡を受ける。

⑴　労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うよう通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第２　被災宅地危険度判定の実施

町は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の危険度判定を実施し、危険度に応じた判定ステッカーを当該宅地の見やすい場所に表示することにより、使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者等にも注意を喚起する。

第11節　文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１　応急教育の実施

１　教室等の確保

⑴　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

⑵　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

⑶　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

⑷　応急仮校舎の建設

⑴～⑶までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

２　教職員の確保

⑴　学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

⑵　学校外操作

学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

⑶　町の地域外操作

町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の町からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

３　応急教育の留意点

⑴　災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

⑵　応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ　教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

４　学校給食等の措置

⑴　給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

⑵　原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

⑶　衛生管理上支障のないよう十分留意する。

５　学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

⑴　児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

⑵　避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

⑶　避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第２　学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

１　教材、学用品等の調達、給与

⑴　教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

⑵　文房具、通学用品等については町教育委員会において調達し、給与する。

⑶　災害救助法が適用された場合における罹災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

２　授業料等の減免、育英資金

⑴　高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

⑵　県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第３　文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

⑴　所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者、教育委員会等は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

⑵　被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者、教育委員会等は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財については県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

⑶　関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第12節　義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第１　義援金の取扱い

１　義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

２　義援金の管理

個人、社会及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

３　義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第２　義援物資の取扱い

１　義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて住民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

２　義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は被災地に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

３　義援物資の管理

町は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第13節　農水産業災害の応急対策

風水害時には、農水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　農産物対策

１　事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたる。

２　気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

⑴　さとうきび対策

ア　応急措置

㋐　風害

速効性肥料を追肥する。

㋑　水害

ａ　夏植え新植で苗が埋没した場合は、速やかに排土する。

ｂ　ほ場の排水をはかる。

㋒　干害

灌漑施設のある所では、適宜灌水する。

イ　事後措置

㋐　風害

ａ　倒伏したものは、土寄せを行う。

ｂ　良く伸びているものは数本結束する。

ｃ　折損したものは、根際より刈取り、夏植え用の苗に利用する。

㋑　水害

ａ　中耕、土寄せをする。

ｂ　苗が流出したところは、早急に補植する。

㋒　干害

ａ　降雨を待って、速効性肥料を追肥する。

ｂ　害虫（ワタアブラムシ）の発生が多いので防除を徹底する。

⑵　野菜対策

ア　応急措置

(ｱ)　風害

a　ビニールハウスが倒伏するようであれば、押さえバンドを切り、ビニールを開け、骨組みを保護する。

b　さといもは葉の一部を切る。

c　草丈の低い作物は土寄せする。

d　可能な限り防風ネットで被覆する。

(ｲ)　水害

a　早急に排水する。

b　滞水、冠水した場合は泥を洗い落とす。

c　薬剤散布、土壌灌注を行う。

d　収穫見込みのあるものは収穫する。

e　回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

(ｳ)　干害

a　できる限り灌水する。

b　土の表面を軽く中耕する。

イ　事後措置

(ｱ)　風害

a　薬剤散布を行う。

b　泥の付いたものは水洗いする。

c　倒れた作物は原形に復帰する。

d　収穫直前のものは若採りする。

e　欠株は補植する。

f　即効性肥料を追肥する。

g　被害が大きいときは代替作物を播種する。

h　再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。

i　摘心状態になれば整枝、誘引して主枝更新を行う。

(ｲ)　水害

a　即効性肥料を追肥する。(葉面散布)

b　土寄せ、中耕を行う。

c　薬剤散布、土壌灌注を行う。

d　回復の見込みがなければ、播き直しする。

e　播き直し、後作では土壌消毒を行う。

(ｳ)　干害

a　回復の見込みのあるものは、降雨を待って再生を図る。

b　著しい品質の低下又は回復の見込みがないものは、播き直し、代替作物の作付けを行う。

⑶　果樹対策

ア　応急措置

(ｱ)　風害

a　倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて固定する。

b　枝が折れたり、裂けた場合は切り捨て、切り口に「接ロウ」を塗る。

c　傷が浅いときは、縄でくくって癒着を図る。

d　かいよう病の予防散布を行う。

e　潮風が上がったら６時間以内に1,800ℓ／10a以上の水で洗う。

(ｲ)　水害

a　極力排水を図る。

b　倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。

c　かいよう病の予防散布を行う。

(ｳ)　干害

a　灌水を行うが、全面散布は効果が劣るので、土管、竹筒灌水を行う。

b　結果過多の樹は摘果を早めにする。

c　繁茂枝は剪定し、蒸散抑制剤を散布する。

d　草生園は除草剤を散布し、水消費を防止する。

イ　事後措置

(ｱ)　風害

a　落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。

b　潮風で枝先が枯れこんだ場合は、除去せずに萌芽を待つ。

c　落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハムグリガとかいよう病の防除を徹底する。

d　冬期は寒害を受けやすいので、コモ等で防寒を行う。

(ｲ)　水害

a　土壌流失で根が露出した樹は、乾燥しないうちに客土と覆土を行う。

b　土砂で埋まった集排水溝は整備を急ぎ、次の災害に備える。

(ｳ)　干害

a　灌水間隔は、土質によって異なるが５～７日おきに灌水する。

⑷　花き、花木対策

ア　応急措置

(ｱ)　風害

a　ビニールハウス等の被覆物を取り除く。

b　花木類は枝条の結束を解く。

c　倒伏したものは土寄せして直す。

d　種子の播き直し又は代作種子の手配をする。

e　花木類で折損部位の多い株は切り直し、施肥する。

⑷　水害

a　早急に排水を行う。

b　病害虫防除のため、薬剤散布を行う。

c　種子の早期播き直し又は代作種子の手配を行う。

d　球根類の腐敗したものは直ちに取り除く。

⑼　干害

a　灌水施設のあるところでは灌水をする。

b　病害虫防除を徹底する。

イ　事後措置

⑺　風害

a　欠株が生じた場合、補植苗を植える。

b　代作種子の播き直しをする。

⑷　水害

a　排水溝を整備する。

b　中耕、土寄せ、追肥をする。

c　根腐れや球根の腐敗したものは直ちに除去して代作種子を播種する。

⑼　干害

a　灌水施設を整備する。

３　病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおりとする。

⑴　指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携の下に的確な状況の防除指導の徹底を期する。

⑵　農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて、ＪＡあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡をとり早急に確保する。

⑶　防除機具の整備

町、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を、有効かつ適切に使用するよう指導する。

⑷　集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をするとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第２　水産物等対策

町は、災害による水産物等の被害の拡大を防止するために、漁家等に対して実施の指導にあたる。

⑴　漁　業

ア　気象海流の変化を出漁中の各漁船に周知させるため、気象海流情報を速やかに漁協に通知する。

イ　漁協は無線により出漁中の漁船に連絡する。

ウ　海難事故が発生した場合、海上保安部に連絡し救助を依頼する。

第３　家畜管理対策

１　防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに体制を整備する。町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

⑴　防疫体制

家畜保健衛生所	衛　生　課	ア　被害状況の調査に関すること。 イ　家畜衛生車の配車に関すること。 ウ　り災家畜の衛生管理に関すること。
	防　疫　課	ア　防疫業務に関すること。 イ　家畜防疫員に関すること。 ウ　防疫器具薬品の調達に関すること。

⑵　家畜防疫員の配置

地　区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数
徳之島	鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所	5

２　家畜管理対策の実施

⑴　家畜伝染病予防及び診療

ア　家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じて町は家畜保健衛生所と協力し、畜舎の消毒を実施する。

イ　必要に応じて家畜保健衛生所及び獣医師会をもって診療班を編成し、被害地域の巡回診療を行い家畜伝染病の発生防止措置を講ずる。

⑵　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町長の要請に基づき、県は、次の機関に応援を要請するほか、飼料業者に対し、確保及び供給についてあっせんを行う。

- 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- 鹿児島県酪農業協同組合
- 薩州開拓農業協同組合

３　畜産関係施設の代替施設の確保

食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第４章　社会基盤の応急対策

第１節　電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

１　広報活動

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

⑴　垂れ下がった電線に絶対触らないこと。

⑵　浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上使用すること。

⑶　外へ避難するときは、漏電遮断器又はブレーカーを必ず切ること。

２　応急対策

町は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。

⑴　被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

⑵　対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

⑶　復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

⑷　危険予防措置

電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

⑸　施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第２節　ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は（一社）鹿児島県ＬＰガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

１　協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

２　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

⑴　あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

⑵　点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

⑶　使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

３　応急対策

町は、（一社）鹿児島県ＬＰガス協会が行う次の対策に協力する。

⑴　連絡体制

ア　液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に連絡系統により迅速な情報収集にあたるとともに、県、消防機関、警察に連絡し、販売店に対し事故処理に必要な指示を与える。

イ　休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

⑵　出動体制

ア　販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたる。

通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

イ　供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れを止める。

⑶　出動条件

ア　出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。

イ　出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。

ウ　出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

エ　出動の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

⑷　事故の処理

ア　事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

イ　設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

⑸　関係機関との連携

ア　事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。

イ　消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

⑹　報　告

供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県に提出する。

⑺　周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

⑻　安全管理

供給販売店は自己の安全管理に万全を講じなければならない。

第３節　水道施設の応急対策

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

１　応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については第３章第３節「応急給水」による。

２　応急対策要員の確保

町及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

３　応急対策用資機材の確保

町及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

４　応急措置

⑴　災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

⑵　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

⑶　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

⑷　施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

⑸　施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

⑹　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに隣接町から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

⑺　水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

５　広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

⑴　水道施設の被害状況及び復旧見込み

⑵　給水拠点の場所及び応急給水見込み

⑶　水質についての注意事項

第４節　電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

１　町防災行政無線通信の応急活動

⑴　通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。

⑵　停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

⑶　孤立防止対策用衛星電話など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。

⑷　災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

２　応急対策

町は、西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が行う対策に協力する。

第５節　道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

１　道路・橋梁等の応急対策

⑴　災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、必要に応じてう回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

⑵　応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

２　河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

⑴　海岸保全施設

海岸保全施設が、溢水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑵　河川管理施設

溢水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑶　港湾・漁港施設

溢水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑷　砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第３部　特殊災害

【第３部　特殊災害の構成】

第１章　海上災害等対策	第１節　予防対策 第２節　応急対策
第２章　空港災害対策	第１節　予防対策 第２節　応急対策
第３章　道路事故対策	第１節　予防対策 第２節　応急対策
第４章　危険物等災害対策	第１節　予防対策 第２節　応急対策
第５章　林野火災対策	第１節　予防対策 第２節　応急対策

第１章　海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

第１　海上災害対策

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

⑴　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

⑵　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

２　防災組織の整備

⑴　応急活動実施体制の整備

⑵　防災組織相互の連携体制の整備

⑶　広域応援体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

３　防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

５　緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

６　防災訓練の実施

⑴　町は、海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。

⑵　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第２　海上流出油災害対策

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

⑴　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

⑵　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

具体的な対策については、第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

２　防災組織の整備

⑴　応急活動実施体制の整備

⑵　防災組織相互の連携体制の整備

⑶　広域応援体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

３　防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

４　医療活動体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

５　緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

６　防災訓練の実施・連絡会議の設置

⑴　防災訓練

町は他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行う。

⑵　連絡会議の設置

町及び他の関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年10月１日に連絡会議を開催する。

なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第２節　応急対策

第１　海上災害対策

１　被害情報等の連絡

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

２　活動体制の確立

町、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

３　実施事項

町の実施事項は、以下のとおりである。

⑴　被害情報収集及び関係機関への連絡通報
⑵　他の市町村、消防機関への応援要請
⑶　応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力
⑷　一時避難所の設置及び運営
⑸　遺体一時収容所の設置
⑹　無傷、軽傷者の接遇
⑺　乗船者の家族、関係者への連絡、対応
⑻　報道機関への対応
⑼　現地連絡調整所の設置及び運営
⑽　その他の災害応急対策

４　現地連絡調整所

町は、町と県が協議し設置した現地連絡調整所に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

⑴　海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）
⑵　調整本部における調整事項の実施
⑶　その他の災害応急対策

５　捜索・救助救急活動

⑴　船舶の事故が発生したときは、第十管区海上保安本部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
⑵　事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

６　消火活動

⑴　消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活を行うものとする。

⑵　町は、町外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

７　広域的な応援体制

第２部第１章第４節「広域応援体制」参照

第２　海上流出油災害対策

１　活動体制の確立

⑴　連絡調整本部の設置

第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。町は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図る。

⑵　町その他の防災関係機関の組織

町においては、町及び関係市町村、関係消防機関、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

２　実施事項

⑴　漂着油の状況把握

⑵　沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

⑶　沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置

⑷　沿岸及び地先海面の警戒

⑸　沿岸住民に対する避難の指示又は勧告

⑹　ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

⑺　沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

⑻　漂着油の除去措置

⑼　回収した油の処分

⑽　海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力

⑾　その他海上保安部の行う応急対策への協力

３　情報連絡体制

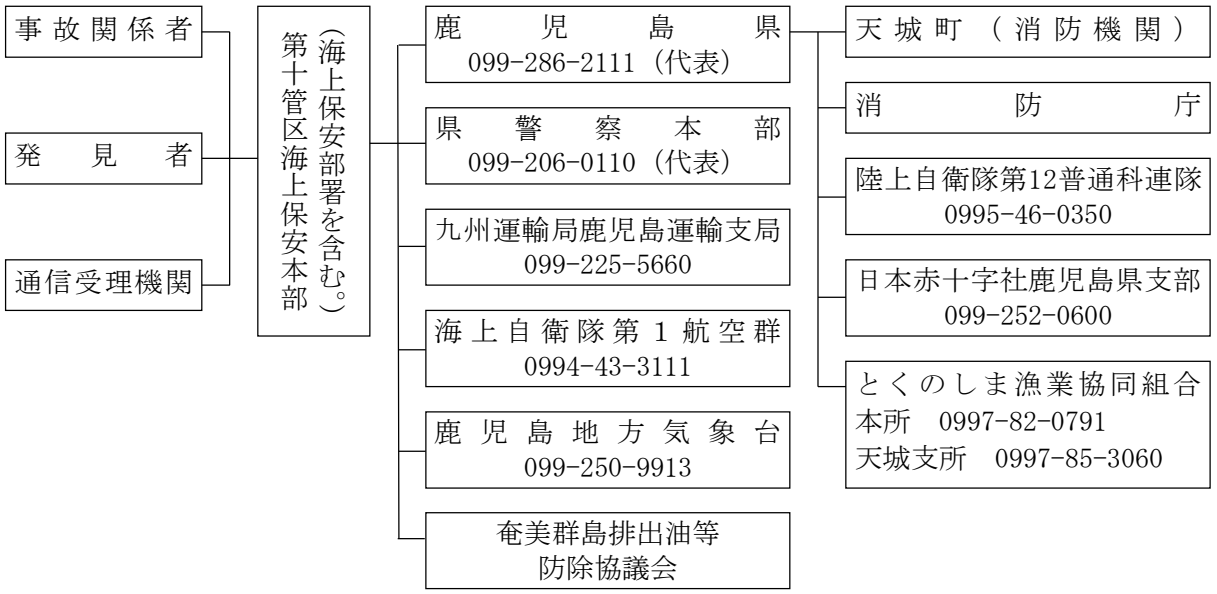

管区本部及び海上保安部
第十管区海上保安本部　099-250-9801　（運用司令センター） 奄美海上保安部　0997-52-5812　（警備救難課）

４　被害情報等の連絡

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

５　広域的な応援体制

具体的な対策については、第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

６　一般船舶・沿岸住民等への周知

⑴　一般船舶への周知

町及び他の防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

⑵　沿岸住民等への周知

町及び他の防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第２章　空港災害対策

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態が発生した場合、関係機関は連携を密にし、消火及び救難活動を迅速かつ的確に実施する。

第１節　予防対策

１　情報の収集・連絡手段の整備等

⑴　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

⑵　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

２　医療活動体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

３　緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第２節　応急対策

１　事故応急対策本部の設置

徳之島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたっては、県、大島支庁、天城町が事故応急対策本部体制により実施する。

また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

２　通信連絡体制

⑴　空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、徳之島空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、関係機関等に通報する。

⑵　空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに徳之島空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図

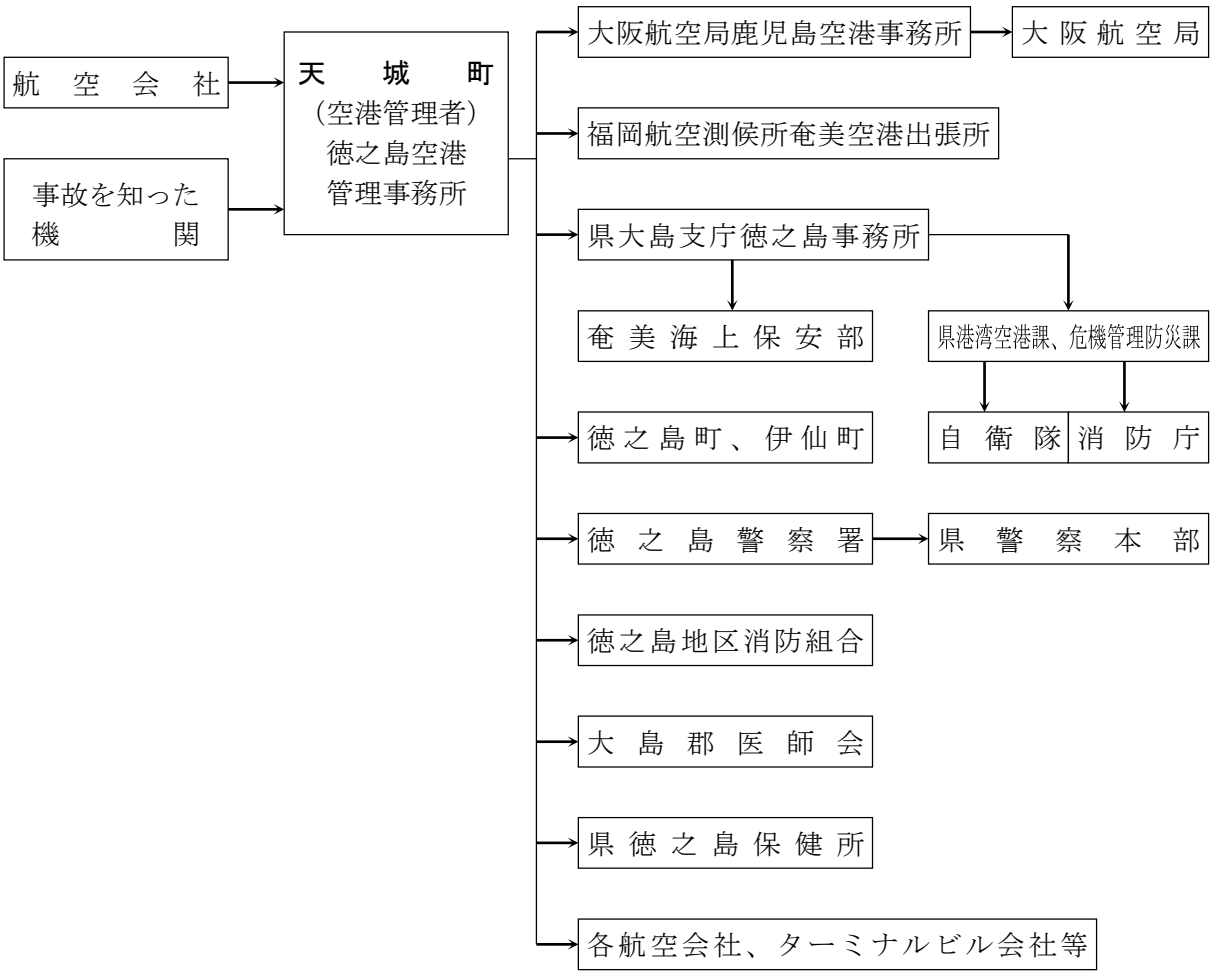

３　事故処理の実施

事故処理の実施にあたっては、「徳之島空港及びその周辺における消火救難業務処理規程」、「徳之島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

４　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、概ね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 県大島支庁 県徳之島事務所	(1)　事故処理に必要な業務 (2)　関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3)　被害状況の取りまとめ (4)　応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5)　応援要請 (6)　事故関係情報の周知
天城町	(1)　事故処理の総括的な業務 (2)　関係機関への情報伝達 (3)　関係機関への協力要請 (4)　空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5)　空港設備の使用期限 (6)　避難所の設置及び運営 (7)　遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1)　天城町への応急対策上必要な指示 (2)　天城町の行う応急対策への協力
奄美海上保安部	(1)　被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2)　海上における捜索活動 (3)　海上における災害に係る救助・救急活動 (4)　救護班の緊急輸送 (5)　船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	(1)　事故処置に必要な業務
徳之島警察署	(1)　警備活動 (2)　災害状況等情報の収集 (3)　救出・救助活動 (4)　立入禁止区域の設定等
大島郡医師会	(1)　負傷者の収容並びに手当
県徳之島保健所	(1)　負傷者の収容並びに手当

徳之島町、伊仙町	⑴　避難所の設置及び運営 ⑵　遺体の一時収容所の設置 ⑶　その他応急対策に係る協力
徳之島地区消防組合	⑴　救難及び消火・延焼防止作業
航空会社	⑴　事故処理に必要な業務 ⑵　被災者及びその家族への情報の提供 ⑶　被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	⑴　事故処理に必要な業務

第３章　道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

１　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

⑴　所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

⑵　所管道路の橋梁における長寿命化や耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

また、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕による橋梁の長寿命化や計画的な架け替えを図る。

２　緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

３　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

４　情報の収集・連絡手段の整備等

⑴　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

⑵　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

５　防災組織の整備

⑴　応急活動実施体制の整備

⑵　防災組織相互の連携体制の整備

⑶　広域応援体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

６　防災訓練の実施

⑴　事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

⑵　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

１　活動体制

⑴　事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な橋梁崩落事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

⑵　通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

⑶　被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

２　発生時の初動体制

⑴　救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

⑵　交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、う回路等の案内表示を行い交通傷害の解消に努める。（交通規制についての具体的な対策については、第２部第２章第８節「交通の確保・規制」に準ずる。）

３　広域的な応援体制

具体的な対策については、第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

４　避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

５　被災関係者等へ迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

６　復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第４章　危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス等の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

１　危険物等災害の防止

⑴　危険物施設等の保安監督・指導

徳之島地区消防組合（天城分遣所）は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑵　危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、町長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

ア　立入検査等の実施

⑺　危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

⑴　危険物施設の定期的立入検査を実施する。

⑼　危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ　定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ　事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ　消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

２　災害応急対策への備え

⑴　災害情報の収集・連絡手段の整備等

ア　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

⑵　防災組織の整備

ア　応急活動実施体制の整備

イ　防災組織相互の連携体制の整備

ウ　広域応援体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

⑶　救急・救助、医療及び消火活動の整備

ア　救急・救助活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第６節「救急・救助体制の整備」に準ずる。

イ　医療活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

ウ　消火活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第４節「消防体制の整備」に準ずる。

⑷　緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

⑸　避難活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第５節「避難体制の整備」に準ずる。

⑹　防災訓練の実施

ア　事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

イ　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

町は、危険物施設が被害を受けた場合、施設の管理者及び関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。また、住民に対し必要な広報を行い被害の拡大を防ぐ。

１　石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

⑴　災害が発生するおそれのある場合の措置

ア　情報及び警報等を確実に把握する。

イ　消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ　施設内の警戒を厳重にする。

エ　危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

⑵　災害発生の場合の措置

ア　消防機関及びその他の関係機関への通報

イ　消防設備（⑴のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ　危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ　災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

２　高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては、第２部第４章第２節も参照のこと。）

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

⑴　災害事故の急報及び現場措置

ア　通　報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、次ページに示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

イ　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

㈠　初期消火、漏洩閉止等の作業

㈡　付近住民への通報

㈢　二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

㈣　その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ　防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

⑵　通報の内容

「通報系統図」に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

ア　事故発生の場所・日時

イ　現場（通報時の実情と、とっている措置）

ウ　被害の状況

エ　原因となったガス名

オ　応援の要請、その他必要事項

⑶　通報系統

通報系統は次のとおりとする。

高圧ガス災害発生時の通報系統図

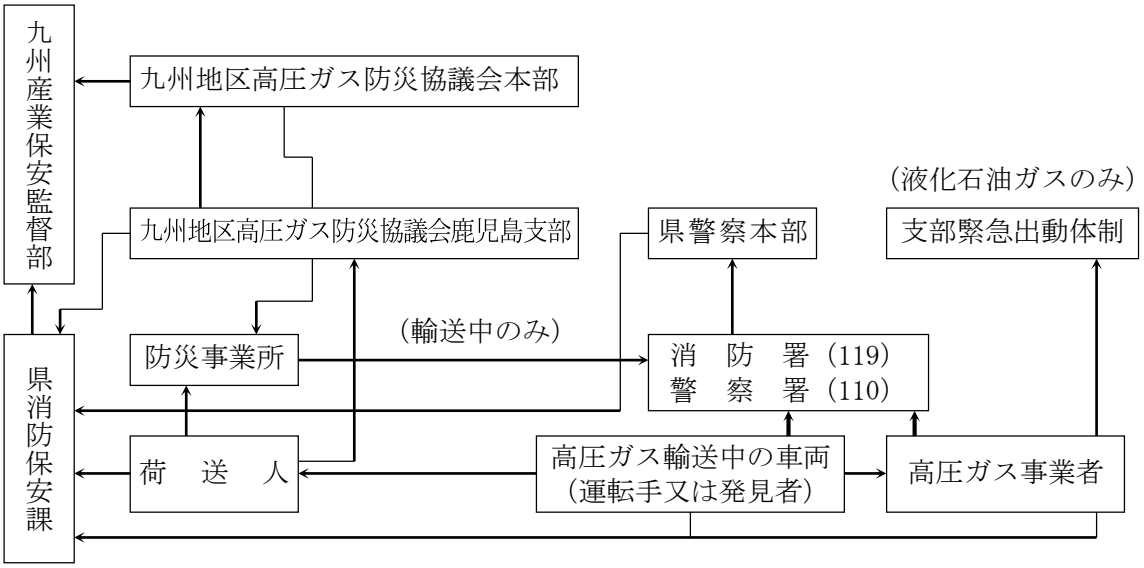

〔注１〕防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

〔注２〕 ━━ は通報、 ─── は連絡

３　活動体制の確立

具体的な対策については、第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」に準ずる。

４　広域的な応援体制の整備

具体的な対策については、第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

５　被害情報の報告

⑴　町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

⑵　大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

６　救急・救助、医療及び消火活動の整備

⑴　救急・救助活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第７節「救急・救助」に準ずる。

⑵　医療活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第10節「緊急医療」に準ずる。

⑶　消火活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第５節「消防活動」に準ずる。

７　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な対策については、第２部第２章第９節「緊急輸送」に準ずる。

８　避難収容活動

⑴　避難誘導の実施

具体的な対策については、第２部第２章第６節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

⑵　避難場所

具体的な対策については、第２部第３章第１節「避難所の運営」に準ずる。

⑶　要配慮者への支援

具体的な対策については、第２部第２章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

９　被災者等への的確な情報伝達活動

具体的な対策については、第２部第２章第３節「広報」に準ずる。

第５章　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

１　広報活動の充実

町及び国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

２　予防体制の強化

⑴　町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

⑵　森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

３　防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

４　予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

５　情報の収集・連絡手段の整備等

⑴　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

⑵　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

６　防災組織の整備

⑴　応急活動実施体制の整備

⑵　防災組織相互の連携体制の整備

⑶　広域応援体制の整備

具体的な対策については、第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

７　緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

８　避難活動の整備

具体的な対策については、第１部第２章第５節「避難体制の整備」に準ずる。

９　防災訓練の実施

⑴　事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

⑵　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

１　活動体制

⑴　現場指揮本部の設置による応急活動

町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎょにあたるとともに、状況把握を的確に行い、隣接町等への応援出動要請の準備を行う。

⑵　災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

⑶　空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

⑷　通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接町、関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図

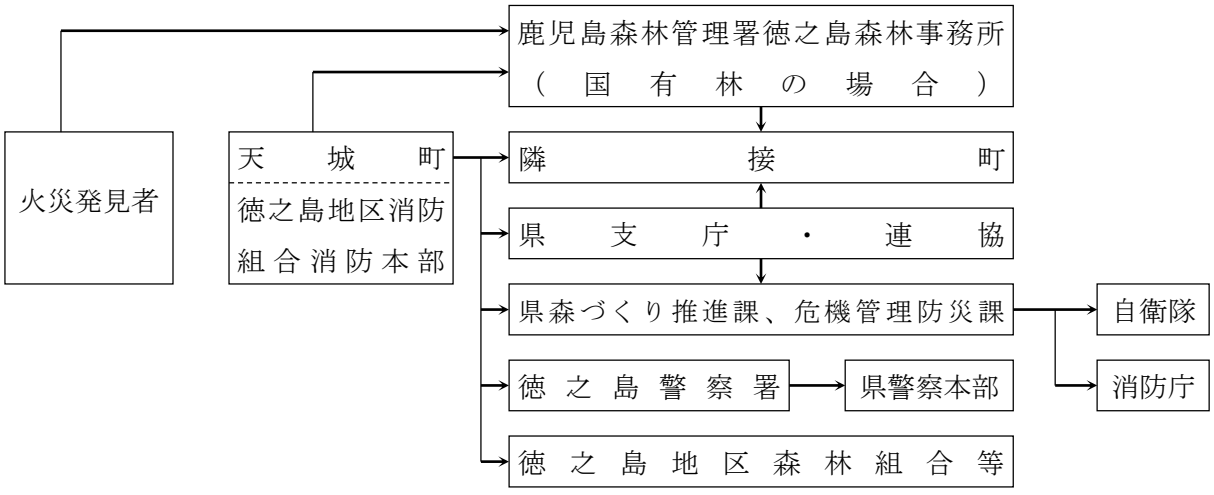

⑸　災害情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

２　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、概ね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所	⑴　国有林に係る火災対策の総括的な業務 ⑵　国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 ⑶　国有林に係る火災の関係機関への協力要請 ⑷　国有林内への立入り制限、火の使用制限等 ⑸　国有林に係る火災関係情報の広報
徳之島地区消防組合	⑴　火災対策の総括的な業務 ⑵　救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶　関係機関への情報伝達 ⑷　関係機関への協力要請 ⑸　立入り制限、火の使用制限等 ⑹　火災関係情報の広報 ⑺　避難所の設置及び運営 ⑻　広域応援
第十管区海上保安本部	⑴　被害規模に関する総括的な情報等の連絡 ⑵　救護班の緊急輸送
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	⑴　災害状況等情報の収集、通報 ⑵　救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶　防災資機材の輸送 ⑷　付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第１航空群	⑴　災害状況等情報の収集、通報 ⑵　避難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶　防災資機材の海上輸送
鹿児島県	⑴　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ⑵　消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 ⑶　応援要請 ⑷　被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	⑴　警備活動 ⑵　災害状況等情報の収集 ⑶　救出救助活動 ⑷　立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

３　広域的な応援体制の整備

具体的な対策については、第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

４　救急・救助、医療及び消火活動の整備

⑴　救急・救助活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第７節「救急・救助」に準ずる。

⑵　医療活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第10節「緊急医療」に準ずる。

⑶　消火活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第５節「消防活動」に準ずる。

５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第９節「緊急輸送」に準ずる。

６　避難収容活動の整備

⑴　避難誘導の実施

具体的な対策については、第２部第２章第６節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

⑵　避難所の開設等

具体的な対策については、第２部第３章第１節「避難所の運営」に準ずる。

⑶　要配慮者への支援

具体的な対策については、第２部第２章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

７　被災者等への的確な情報伝達活動の整備

具体的な対策については、第２部第２章第３節「広報」に準ずる。

８　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

⑴　町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

⑵　町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第４部　災害復旧・復興

【第４部　災害復旧・復興の構成】

第１章　公共土木施設等の災害復旧	
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。	第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第２節　激甚災害の指定
第２章　被災者の災害復旧・復興支援	
被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。	第１節　被災者の生活確保 第１　生活相談 第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理） 第３　借地借家制度の特例の適用に関する事項 第４　災害弔慰金等の支給 第５　被災者生活再建支援金の支給 第６　被災者生活支援金の支給 第７　税の減免措置 第８　職業のあっせん等 第９　り災証明書の交付 第10　被災者台帳の作成 第２節　被災者への融資措置 第１　民生関係の融資 第２　住宅資金の融資 第３　農林漁業関係の融資 第４　商工業関係の融資及び利子補助

第１章　公共土木施設等の災害復旧

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第１　災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力、改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

⑹　査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。

⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画

ウ　砂防設備災害復旧事業計画
エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画
⑶　上下水道災害復旧事業計画
⑷　住宅災害復旧事業計画
⑸　社会福祉施設災害復旧事業計画
⑹　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑺　学校教育施設災害復旧事業計画
⑻　社会教育施設災害復旧事業計画
⑼　その他の災害復旧事業計画

４　復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察等の指導の下、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第２節　激甚災害の指定

第１　激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第２　特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第１節　被災者の生活確保

町は県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第１　生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機　関　名	相　　談　　の　　内　　容　　等
町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	１　被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２　市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、警察安全相談窓口を設置し、警察関係の相談にあたる。
消 防 本 部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 １　被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ２　電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３　危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ４　火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

１　仮置場、最終処分地の確保

町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、隣接町に仮置場、最終処分地の確保について要請する。

２　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあたっては、県災害廃棄物処理計画や町の災害廃棄物処理計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

３　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては、町の災害廃棄物処理計画を踏まえ、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧･復興を効果的に行うため、町は災害廃棄物の処理を復旧･復興計画を考慮して行い、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や町の災害廃棄物処理計画も踏まえ、定める。

⑴　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

⑵　損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

⑶　災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

５　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

町又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

６　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

県及び町は、県災害廃棄物処理計画や町の災害廃棄物処理計画も踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水･薬剤の散布による湿潤化･固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散･ばく露防止対策を行うよう指導･助言する。

第３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

１　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する町は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

⑵　町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

ア　町の面積
イ　罹災土地の面積
ウ　町の建物戸数
エ　滅失戸数
オ　災害の状況
カ　その他（罹災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

２　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第４　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区　　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	町が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	⑴　一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） ⑵　県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑶　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑷　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……500万円 その他の場合……250万円

２　災害障がい見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障がいがある者に対して、災害障がい見舞金を支給する。

区　　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	町が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	⑴　一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） ⑵　県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑶　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑷　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）

支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障がいを受けた者に対して支給する。
障がい見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……250万円 その他の場合……125万円

３　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者一人あたり100万円とする。

４　県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	⑴　災害救助法による救助が行われた災害 ⑵　一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５以上である災害（⑴の災害に該当するものを除く。） ⑶　⑴、⑵に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 ⑷　その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	一世帯あたり10万円とする。

５　天城町小災害罹災者に対する見舞金

町内で発生した自然災害及び火災の被害を受けた者（若しくは遺族）が迅速、適切な応急活動を行い自立更正するための見舞金（若しくは弔慰金）を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	町内で発生した自然災害及び火災
支給対象	被害を受けた当時、本町内に住所を有していた者及びその遺族並びに世帯主に対して支給する。

見舞金（弔慰金）の額	当該災害から１ヶ月以内の死亡者１人あたり30万円 ３ヶ月以内……20万円 １年以内……10万円 ６ヶ月以上の入院１人あたり…20万円 ３ヶ月……15万円 １ヶ月……10万円 住居の全焼全壊、流失１世帯につき30万円 住居の半焼半壊……15万円 住居の床上浸水……10万円 その他、１世帯につき５万円以上20万円以内及び被害額相当額

第５　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、県は、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。法に基づき委託をされた場合、町は申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切、かつ、速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

区　　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	県(被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館を指定)に支給事務を委託)
対象災害	⑴　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ⑵　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ⑶　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 ⑷　⑴又は⑵の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑸　⑴～⑶の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑹　⑴若しくは⑵の市町村を含む都道府県又は⑶の都道府県が２以上ある場合 ５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） ２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満）
対象世帯	⑴　居住する住宅が全壊した世帯 ⑵　居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ⑶　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ⑷　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

<table>
<tr><td>支　給　額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
⑴　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td rowspan="2">住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>対象世帯の(1)</td><td>対象世帯の(2)</td><td>対象世帯の(3)</td><td>対象世帯の(4)</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>⑵　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円</td></tr>
<tr><td>申　請　先</td><td>県（市町村経由）</td></tr>
</table>

第６　被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、県は、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	①　被災者生活再建支援法が適用された市町村 ②　上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	①　全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ②　商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く。 ③　①、②に関わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④　①、②のうち、被災日の前年の１月１日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については１世帯（１事業者）あたり20万円 上記④については１世帯（１事業者）あたり50万円

第７　税の減免措置

１　税の徴収猶予等

⑴　町長は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により１年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。

⑵　地方税法第20条の５の２の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

２　税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第８　職業のあっせん等

町は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第９　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努める。

第１０　罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第１１　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２節　被災者への融資措置

第１　民生関係の融資

１　生活福祉資金・福祉費（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

（平成23年12月１日現在）

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ⑴　資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 ⑵　独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付けを決定の上、町社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間(6か月以内は無利子)経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利　　率	年1.5％（保証人がある場合は無利子）

２　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

（平成21年７月１日現在）

区　　分	貸　　付　　の　　内　　容　　等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国３分の２、県３分の１
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日まで

貸付対象世帯	⑴　同一の世帯に属する者が１人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 ⑵　同一の世帯に属する者が２人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 ⑶　同一の世帯に属する者が３人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 ⑷　同一の世帯に属する者が４人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 ⑸　同一の世帯に属する者が５人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 ⑹　住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270万円以下の世帯

別表　貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
⑴　世帯主が負傷した場合（療養に約１か月以上かかること。）	ア　家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0％ 据置期間中は無利子	10年以内　据置期間を含む。	３年（特認５年）	半年賦又は年賦　原則として元利均等償還	連帯保証人
	イ　家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ　住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	エ　住居が全壊した場合	3,500,000					
⑵　世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が約１か月かからない場合も含む。）	ア　家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ　住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）（特別の事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	エ　住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

（注）「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の３分の１以上に達した場合をいう。
「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第２　住宅資金の融資

１　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
対象となる災害	次のいずれかの災害 ⑴　地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ⑵　自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	⑴　建設の基準 ㋐　住宅部分の床面積は１戸あたり13㎡以上、175㎡以下であること。 【床面積上限の例外】 ①　り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建設可能。 ②　親族の家屋も併せてり災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能。 ㋑　併用住宅は、住宅部分が全体の１／２以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ㋒　建築基準法その他の関係法令に適合すること。 ㋓　各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 ㋔　木造である場合１戸建又は連続建であること。 ㋕　り災家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 ⑵　補修の基準 ㋐　家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 ㋑　併用住宅は、住宅部分が全体の１／２以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ㋒　建築基準法の規定に適合すること。 ㋓　各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 ㋔　１戸あたりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	⑴　機構から資金の貸付けを受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 ⑵　災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から２年以内に自ら居住し、又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしよう

	とする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあっては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 ⑶　償還能力を有する者であること。 ⑷　主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 ⑸　個人（日本国籍を有する者等に限る。）又は法人であること。
貸付の条件	⑴　建設等 ㋐　貸付限度額 住宅建設資金 基本融資　1,650万円（工事費の100%融資） 特別加算　460万円（工事費の100%融資） 土地取得資金　970万円 整地資金　440万円 ㋑　貸付利率　機構の貸付利率による。 ㋒　償還期間　木造（一般）　25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性）　35年以内 （３年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳 ㋓　償還方法　元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い （申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、６か月払い併用可） ⑵　補修の場合 ㋐　貸付限度額 住宅補修資金　730万円（工事費の100%融資） 引方移転資金　440万円 整地資金　440万円 （ただし、引方移転資金と整地資金を併せて融資を受ける場合には、440万円まで。） ㋑　貸付利率　機構の貸付利率による。 ㋒　償還期間　20年以内（据置期間１年を含む。） ※完済時年齢の上限は80歳 ㋓　償還方法　元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い （申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、６か月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

２　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
貸付を受けることのできる住宅	⑴　原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 ⑵　13㎡以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が１／２以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50㎡以上（共同建ての場合40㎡以上）であること。 ⑶　移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあっては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあっては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 ⑷　木造の住宅を建設する場合１戸建又は連続建であること。 ⑸　敷地の権利が転借によらないものであること。
貸付の条件、その他	利率　機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ。

第３　農林漁業関係の融資

１　天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

⑴　被災農林漁業者に対する経営資金

（平成27年10月20日現在）

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
	ア　被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは

貸付の対象者	繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積５アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者 イ　被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者 ウ　被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者 エ　特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあっては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあっては100分の40）以上である旨の町長の認定を受けた者 オ　特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者 カ　特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者
	ア　特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……年３％以内

<table>
<tr><td>貸付利率</td><td colspan="5">イ　天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 …… 年5.5％以内
ウ　その他…… 年6.5％以内</td></tr>
<tr><td>償還期限</td><td colspan="5">６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）</td></tr>
<tr><td>貸付の限度</td><td colspan="5"><table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</td><td>天災融資法</td><td></td><td>激甚災害法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）</td><td colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）</td></tr>
<tr><td>Ａ％</td><td>Ｂ万円
個人
（　）は法人）</td><td>Ａ％</td><td>Ｂ万円
個人
（　）は法人）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">農業者
開拓者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般開拓者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">漁業者</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>80</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td>漁船建造･取得資金</td><td>80</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500(2,500)</td><td>60</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

⑵　被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品が被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5％以内
償還期限	３年以内
貸出限度	2,500万円以内。ただし、連合会については5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については7,500万円以内）

２　日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和２年２月20日現在）

資金名		資金使途・内容	貸付利率（%）	償還期限（年以内）		貸付限度額（万円）	融資率（%）
				償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金		農林漁業経営の再建・維持安定費	0.10	10	3	一般　600 （特認：年間経営費等の12分の3）	—
農業基盤整備資金		農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	（下限50）	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）	0.10	15 （果樹の改植又は補植）25	3 （果樹の改植又は補植）10	１施設あたり　300 特認　600 漁船　1,000 （下限10）	80
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.10	20	3	（下限10）	80
漁業基盤整備資金	漁港	漁港施設	0.10	20	3	（下限10）	80
	漁場整備	漁場整備施設	0.10	20	3	（下限10）	80
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.10	20 （特認25）	3 （特認7）	（下限10）	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.10	15	5	（下限10）	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

３　奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期間、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次表「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表　奄美群島振興開発基金の貸付条件　　（令和元年11月18日現在）

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限（うち据置期間）	利率年利（%）	貸付限度額（万円）			担保及び保証人
				個人	法人共同施行体	協同組合	
農・林業振興資金	果樹の植栽、育成又は樹園地造成	15年以内（7）	0.24	450（特認1,000）	750（特認1,500）	750（特認1,500）	担保適宜徴求する。 保証人県内に住所を有するもの1人以上
	畜舎・堆肥舎建設、桑園地・農地の造成・取得、樹園地の取得、養蚕施設設備、桑の植栽・育成、農産物等貯蔵保管施設設備、園芸栽培施設設備、災害対策関連施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備	12年以内（3）					
	農業用機械器具（耕耘機購入）、牛・豚の購入、運搬用器具	7年以内（2）					
	災害復旧	5年以内（1）		100	（法人）100		
	樹苗養成		0.09	300（特認500）	500（特認800）	500（特認1,000）	
	しいたけ類生産施設、木材生産加工施設設備		0.24				
水産業振興資金	漁船建造、取得	9年以内（2）	0.24	300（特認2,000）	500（特認4,000）	800（特認5,000）	
	漁船改造、漁船装備等改善	5年以内					
	共同利用施設	10年以内（2）	0.90				
	養殖施設		0.24				
運転資金	第一次産業	1年以内	0.24	700	1,000	1,000（特認1,500）	

（注）　利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

（注）　次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので、金利は次のようになる。

（農・林業振興資金）

耕うん機、畜舎、堆肥舎、家畜導入、果樹の植栽・育成及び樹園地造成、農地取得、農地造成、園芸栽培施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備……年　0.3%

（水産業振興資金）

漁船建造・取得（新船）、漁船取得（中古船）……年　0.3%

第４　商工業関係の融資及び利子補助

１　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

⑴　目　的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

⑵　融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

①　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）

②　災害救助法第２条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

③　被災者生活再建支援法第２条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

④　知事が特に認める災害により被害を受けた者

※　いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金　　2,000万円
　　設備資金　　3,000万円

融資期間：運転設備資金　　７年以内（据置２年以内）
　　設備資金　　10年以内（据置３年以内）

融資利率：１年以内　　年1.6％
　　１年超３年以内　　年1.8％
　　３年超５年以内　　年1.9％
　　５年超７年以内　　年2.1％
　　７年超10年以内　　年2.2％

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③　年０％　融資対象者④　年０％～年1.40％
　　※割引料率
　　担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1％割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる。

担保：保証機関の定めるところによる。

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

２　政府系金融機関の融資

（平成30年４月１日現在）

機関名／事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠　１億５千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	当金庫所定の限度内
融資期間	運転　10年以内 設備　15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転　10年以内 設備　15年以内
据置期間	２年以内	２年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	３年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利になる。（異例の災害の場合は、その都度定める。）	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

（注）融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

３　鹿児島県信用保証協会の保証

区　　分	保　　証　　の　　概　　要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 ただし、保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人　２億8,000万円　　組合　４億8,000万円 （激甚災害保証の場合は、別枠）
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合　運転資金５年以内、設備資金７年以内）
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45％～1.90％ （激甚災害保証の場合　年0.87％）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1％割引

⑴　担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）

⑵　会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

４　奄美群島振興開発基金

⑴　保　証

区　　分	保　　証　　の　　内　　容　　等
保証対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害等の指定を受けた場合におけるり災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（鹿児島県中小企業融資制度で定められた保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	㋐　個人又は法人２億円（災害等特別の事由がある場合２億2,000万円） ㋑　森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については２億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	担　保　必要に応じ徴求する。 保証人　原則として鹿児島県内に住所を有する連帯保証人１人以上、法人の場合は原則としてその法人の代表者を徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45％～年1.90％）、激甚災害等保証（年0.87％）

※　担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者についてはそれぞれの年0.1％引き下げ。（一部資金は除く）

⑵　融　資

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次表の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表　奄美群島振興開発基金の貸付条件　　（令和元年11月18日現在）

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限（うち据置期間）	利率年利（%）	貸付限度額（万円）			担保及び保証人
				個人	法人共同施行体	協同組合	
観光関連産業振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連施設設備 中小規模旅館施設等の改善	20年以内 (2)	1.51～2.59	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	担保 適宜徴求する。 保証人 県内に住所を有するもの１人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	７年以内 (0.5)	1.91～2.91				
流通加工業等振興資金	施設・設備の整備及び改善	20年以内 (2)	1.51～2.59	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	７年以内 (1)	1.91～2.91				
地域資源等振興資金	地域資源等又は固有の技術等を活用した事業に要する施設設備の整備及び改善	20年以内 (2)	1.51～2.59	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	７年以内 (1)	1.51～2.91				
地域活性化・雇用促進資金	情報通信産業、企業立地、雇用の促進等地域活性化に資する事業	20年以内 (2)	1.51～2.59	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	1,500 (特認1億円)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	７年以内 (1)	1.91～2.91				
運転資金	第二次、第三次産業（大島紬関連事業）	１年以内	1.91～2.91	700	1,000	1,000 (特認1,500万円)	

（注）利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

５　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

⑴　目　的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

⑵　利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね６か月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※　災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

⑶　補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下　　年1.80％
融資額200万円超600万円以下　　年1.35％
融資額600万円超1,500万円以下　年0.90％

※　補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補 助 期 間：５年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申 込 み 先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添 付 書 類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願
・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
・事業報告書
・市町村長が必要と認める書類

第３編　地震・津波災害対策編

第１部　災害予防計画

【第１部　災害予防計画の構成】

第１章　地震・津波災害に強い施設等の整備	
地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。 ここでは、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。	第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進 第２節　津波災害防止対策の推進 第３節　防災構造化の推進 第４節　建築物災害の防止対策の推進(耐震診断・改修の促進等) 第５節　公共施設の災害防止対策の推進 第６節　危険物災害等の防止対策の推進 第７節　地震・津波防災研究の推進
第２章　迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え	
地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。 ここでは、地震・津波災害応急対策の事前の備えについて定める。	第１節　防災組織の整備 第２節　通信・広報体制（機器等）の整備 第３節　地震・津波観測体制の整備 第４節　消防体制の整備 第５節　避難体制の整備 第６節　救助・救急体制の整備 第７節　交通確保体制の整備 第８節　輸送体制の整備 第９節　医療体制の整備 第10節　その他の地震･津波災害応急対策事前措置体制の整備
第３章　住民の防災活動の促進	
地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。 ここでは、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。	第１節　防災知識の普及啓発 第２節　防災訓練の効果的実施 第３節　自主防災組織の育成強化 第４節　防災ボランティアの育成強化 第５節　企業防災の促進 第６節　要配慮者の安全確保

第１章　地震・津波災害に強い施設等の整備

第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本町は、地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第１　土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒避難体制の整備等については、第２編第１部第１章第１節「土砂災害等の防止対策の推進」に準ずる。

第２　液状化災害の防止対策

１　地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、地震災害時には、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって町は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査」等の結果を踏まえつつ、液状化対策を推進する。

２　液状化対策手法の周知

町は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等について等、住民や関係方面への周知に努める。

第２節　津波災害防止対策の推進

県及び町は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

町は、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第１　津波災害予防の基本的な考え方

１　総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

⑴　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

⑵　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

２　過去に遡った津波の想定

津波の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。

３　津波想定に係る留意点

県及び町は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じ得る地域差の大きな災害であることを念頭におく必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第２　津波に強いまちづくり

１　津波に強いまちの形成

⑴　町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

⑵　町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

⑶　町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

⑷　町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

⑸　町は　津波災害警戒区域の指定のあったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

⑹　町は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

２　避難関連施設の整備

⑴　町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

⑵　町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

⑶　町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基

準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

⑷　町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

３　建築物の安全化

⑴　町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

⑵　町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

⑶　県及び町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第３　津波災害の防止対策

１　海岸保全施設整備事業の推進

本町は、徳之島の北西部の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、津波発生時には被害を受け易い状況にある。このため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

２　海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第４　津波災害危険予想地域の把握

１　津波被害予測調査結果等の周知

本町の津波災害に係る危険性については、鹿児島県津波浸水想定（平成26年9月発表）により、奄美群島太平洋沖（南部）地震の場合に、12分以内に4.4ｍを超える津波が予想されている。このため、次のような津波対策に努める。

２　津波危険の把握

町は、被害が予想される町の津波災害危険予想地域の把握に努める。また、沿岸地域ごとに次の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

⑴　沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
⑵　避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
⑶　指定避難所（**資料５－１**参照）等の配置状況や堅牢度等の調査
⑷　避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
⑸　その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
⑹　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
⑺　過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第５　津波災害に対する広報・避難体制の整備

１　避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告･指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、ケーブルテレビ（AYT）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。具体的な住民等への伝達･広報体制の整備方法は、第2編第1部第2章第2節「通信･広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

２　津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する場合もあるので、町は、地震時の避難指示（緊急）の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。具体的な避難体制の整備方法は、第２編第１部第２章第５節「避難体制の整備」に準ずる。

第６　津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

１　各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第２編第１部第３章第１節「防災知識の普及啓発」に準ずる。

２　津波災害に関する意識啓発

現在の県の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

３　津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第３節　防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な環境の整備を推進する。

第１　建築物の不燃化耐震改修の推進

１　防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

２　消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

３　消防水利・耐震性貯水槽等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

４　その他の地震火災防止事業

町は、地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第２　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、地震・津波災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に地震火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、地震・津波災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

２　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山間部などの斜面地等については、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

３　防災拠点の確保

大規模災害時における暴風や地震等で橋梁が不通の際、防災センターに地域住民が避難できない場合などを踏まえ、与名間・宝土、西阿木名、三京の防災センターのサテライト拠点を確保し、災害応急対策等を効果的に実施するための拠点の確保に努める。

引き続き、最寄の各集落公民館を強化し、コミュニティの防災拠点確保についても検討する。

第３　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

１　擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

２　ブロック塀等の安全化

町は、建築基準法施行令第62条の８（塀）、平成12年建設省告示第1355号等に基づき、新設のブロック塀等の落下や倒壊防止などの安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

３　窓ガラス等落下物の安全化

町は、年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。

４　自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第４節　建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第１　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

１　公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

⑴　町の庁舎、消防、学校、公民館、医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

⑵　乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

⑶　大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、役場庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第２　一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

１　住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

⑴　耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

⑵　専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

⑶　住民に対する指導啓発内容

ア　建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ　天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ　がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

２　特殊建築物等の安全性の確保

⑴　特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

⑵　特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（「火災予防週間」と協調して実施）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、公共施設の的確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

第１　水道施設の災害防止

１　地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により被害発生の抑制と影響の最小化を図り、地震災害に強い水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

⑴　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。

⑵　既存施設の耐震化の推進を図る。

⑶　水道管路図等の整備を行う。

⑷　施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。

⑸　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

２　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第２　その他のライフライン施設の災害防止

町は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

第３　港湾・漁港施設の災害防止

１　拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震・津波災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送･集積用の拠点としての機能を確保する。

２　港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、地震・津波災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

第６節　危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

１　危険物災害の防止

町は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

２　高圧ガス施設の災害防止

町は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第７節　地震・津波防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び津波防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

１　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動、液状化及び津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等について県の協力を得て調査研究に努める。

２　地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第２章　迅速かつ円滑な地震･津波災害応急対策への備え

第１節　防災組織の整備

地震が発生した場合、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

第２節　通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第３節　地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第１　地震・津波観測体制の整備

１　鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

⑴　観測施設の整備充実

県内及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

⑵　津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達体制等の整備

津波警報等、地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

⑶　地震・津波関係資料のデータベース化

災害発生時等において、津波警報等及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

２　主要関係機関における地震・津波観測体制の整備

町及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

第２　震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県内各地に配備した計測震度計を利用し、県内市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は、本編第２部第２章第１節「地震情報・津波予報等の収集・伝達」のとおりである。

第４節　消防体制の整備

地震や津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第４節「消防体制の整備」に準ずる。

第５節　避難体制の整備

地震・津波災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第５節「避難体制の整備」に準ずる。

第６節　救助・救急体制の整備

地震や津波時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第１　救助・救急体制の整備

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

地震・津波災害時には斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

⑴　町（消防本部を含む。）の救助・救急体制の整備

ア　消防本部及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ　町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集・共有体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

⑵　消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

２　孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」（**資料１０－４**参照）に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

３　住民の救助・救急への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第２　救助・救急用装備・資機材の整備

具体的な整備計画については、第2編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

第７節　交通確保体制の整備

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第８節　輸送体制の整備

地震・津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第８節「輸送体制の整備」に準ずる。

第９節　医療体制の整備

地震・津波災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

第10節　その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第３章　住民の防災活動の促進

第１節　防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

なお、防災知識の普及啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第１節「防災知識の普及啓発」に準ずる。

第２節　防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第２節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第３節　自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第３節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第４節　防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第4節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第５節　企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第６節　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいをもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第６節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第２部　災害応急対策

【第２部　災害応急対策の構成】

第１章　活動体制の確立	
地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。	第１節　応急活動体制の確立 第２節　情報伝達体制の確立 第３節　災害救助法の適用及び運用 第４節　広域応援体制 第５節　自衛隊の災害派遣 第６節　技術者、技能者及び労働者の確保 第７節　ボランティアとの連携等
第２章　初動期の応急対策	
地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。	第１節　津波警報、地震･津波に関する情報の収集･伝達 第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達 第３節　広　報 第４節　消防活動 第５節　危険物の保安対策 第６節　水防・土砂災害等の防止対策 第７節　避難の勧告・指示、誘導 第８節　救助・救急 第９節　交通の確保・規制 第10節　緊急輸送 第11節　緊急医療 第12節　要配慮者への緊急支援
第３章　事態安定期の応急対策	
地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。	第１節　避難所の運営 第２節　食料の供給 第３節　応急給水 第４節　生活必需品の給与 第５節　医　療 第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第７節　動物保護対策 第８節　し尿･ごみ･死亡獣畜･障害物の除去対策 第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節　住宅の供給確保 第11節　文教対策 第12節　義援金・義援物資等の取扱い 第13節　農水産業災害の応急対策

第４章　社会基盤の応急対策	
電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。	第１節　電力施設の応急対策 第２節　ガス施設の応急対策 第３節　水道施設の応急対策 第４節　電気通信施設の応急対策 第５節　道路・河川等公共施設の応急対策

第１章　活動体制の確立

第１節　応急活動体制の確立

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

１　災害対策本部

町災害対策本部の設置、組織及び動員方法等については、第２編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

２　地震発生時の緊急配備体制

体　制	配備時期	配備内容	配備要員	
			職　員	消防（水防）団員
初動体制 （第１次配備） 地震・津波災害対策	１　震度4の地震が発生したとき。 ２　津波注意報が発表されたとき。 ３　その他町長が特に必要と認めたとき。	１　情報収集、住民への情報提供及び各課・局の情報連絡活動が円滑に行える体制とする。 ２　町長があらかじめ指定した職員で第２次配備体制に移行できる体制とする。	総務課	団本部 （拠点施設）
災害警戒本部 （第２次配備） 地震・津波災害対策	１　震度５弱以上の地震が発生し又は発生するおそれがあるとき。	１　情報収集・把握、連絡活動及び応急措置が速やかに実施できる体制とする。	総務課 農政課 建設課 農地整備課 管理職全員	警戒区域の各分団

	２　震度５弱未満でも災害が発生し又発生するおそれがあるとき。 ３　津波警報が発表されたとき。 ４　その他町長が特に必要と認めたとき。	２　事態の推移に伴い速やかに第３次配備体制に切り替え得る体制とする。		
災害対策本部（第３次配備） 大規模な災害の予想されるとき、又は発生したとき等、災害対策本部設置基準による	１　町の全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ２　震度６弱以上の地震が発生したとき。 ３　震度６弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれがあるとき。 ４　津波特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 ５　その他災害対策本部長が必要と認めたとき。	１　災害対策本部全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助応急対策活動が開始できる体制とする。	全　職　員	全団員

第２節　情報伝達体制の確立

地震・津波の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第２節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第３節　災害救助法の適用及び運用

大規模な地震・津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第４節　広域応援体制

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

第５節　自衛隊の災害派遣

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第６節　技術者、技能者及び労働者の確保

地震・津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第６節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第７節　ボランティアとの連携等

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第７節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第２章　初動期の応急対策

第１節　津波警報、地震・津波に関する情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波警報、地震・津波に関する情報は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第１　気象庁による津波警報等、地震・津波に関する情報の発表

１　地震に関する情報の発表

⑴　緊急地震速報（警報・予報）

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急通報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災行政無線等を通じて、住民に伝達する。震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。なお、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

ア　緊急地震速報（地震動警報（一般向け））

最大震度５弱以上の揺れが推定されたときに、震度４以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

イ　緊急地震速報（地震動予報（高度利用者向け））

最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。

⑵　地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種　　類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の８地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報・津波警報・津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

２　津波に関する情報の発表

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分（一部の地震については最速２分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

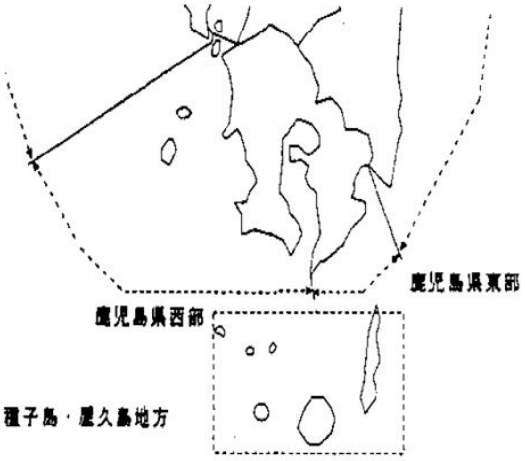

⑴　津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の４つに分けられる。

本町の津波予報区は「奄美群島・トカラ列島」である。

津　波 予報区	区　域	沿岸市町村名
奄美群島・ トカラ列島	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、**天城町**、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

⑵　津波警報等の種類等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５m＜高さ≦10m	10m		
		３m＜高さ≦５m	５m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	１m＜高さ≦３m	３m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、	0.2m≦高さ≦１m	１m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から

	津波による災害のおそれがある場合				上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

⑶　津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

⑷　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	情報の種類	内　　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2ｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第２　地震・津波情報等の受信・伝達

１　地震・津波情報等の伝達系統

地震・津波情報等の伝達系統は、次のとおりである。

⑴　津波警報等の基本的伝達系統

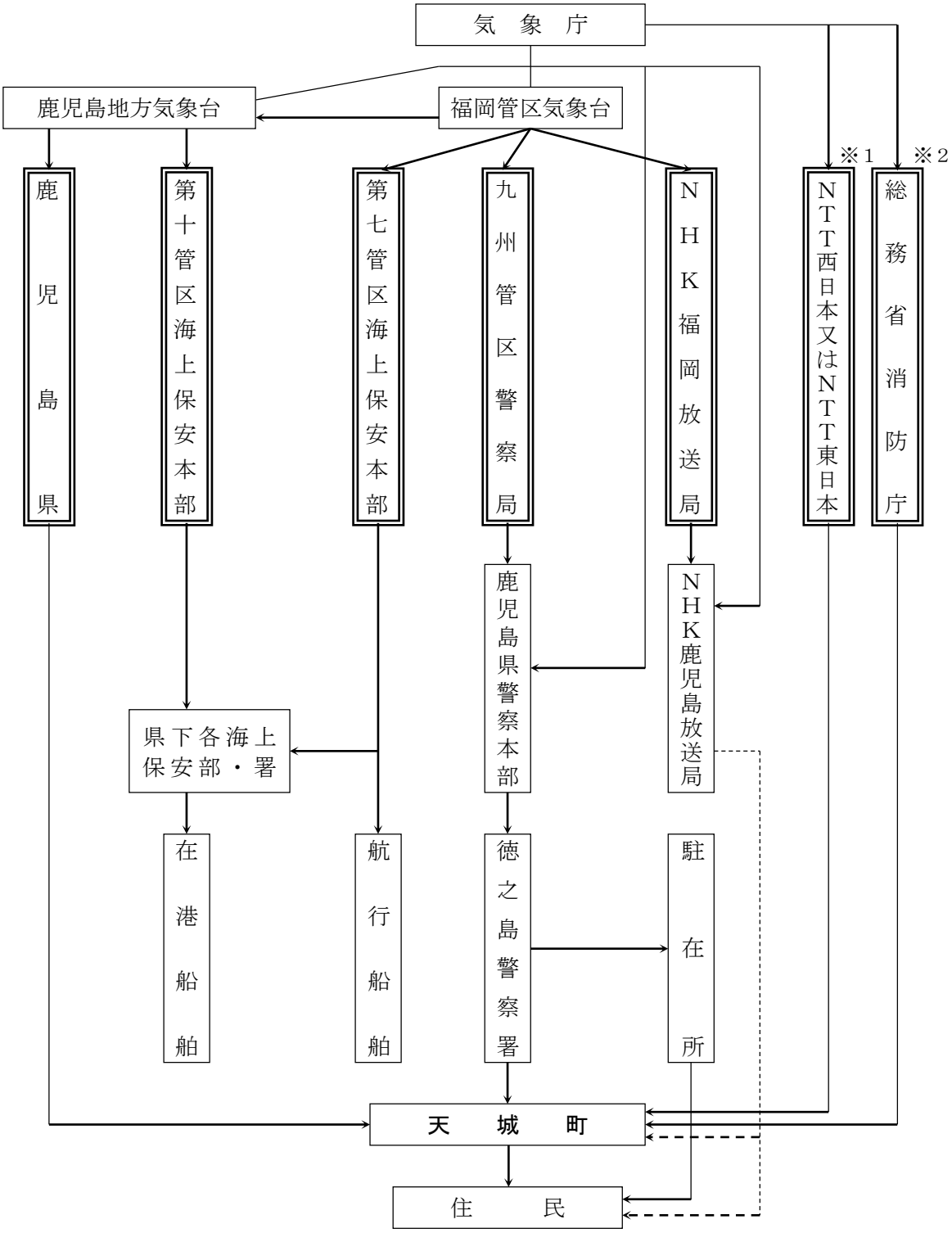

１　二重線で固まれている機関は、気象業務法施行令第８条及び第９条の規定に基づく法定伝達先。

２　特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。

３　※１気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達

４　※２気象資料伝送システム（オンライン）

⑵　気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

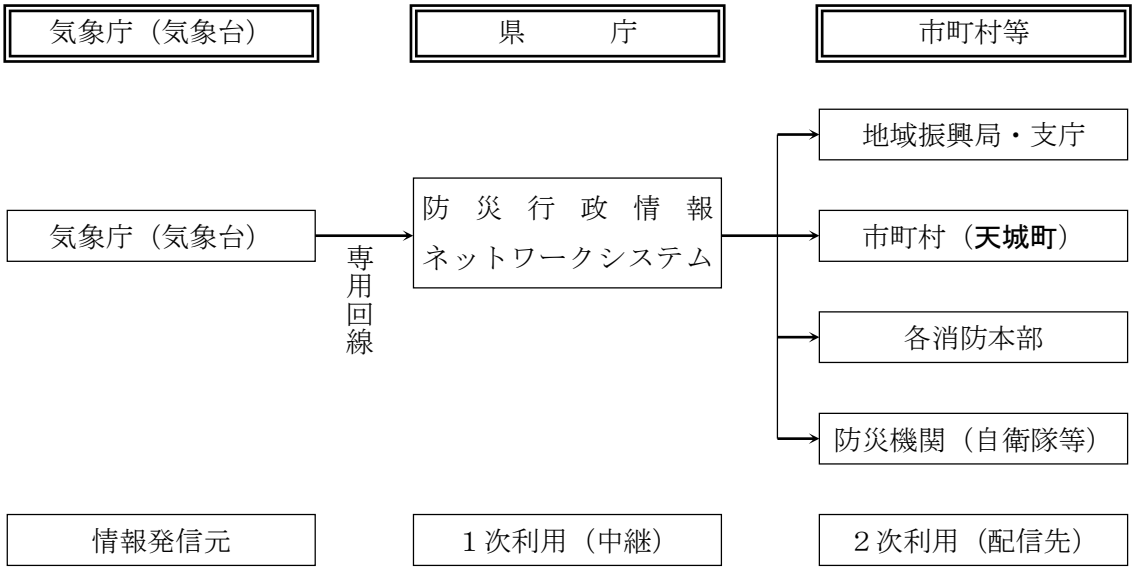

⑶　震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

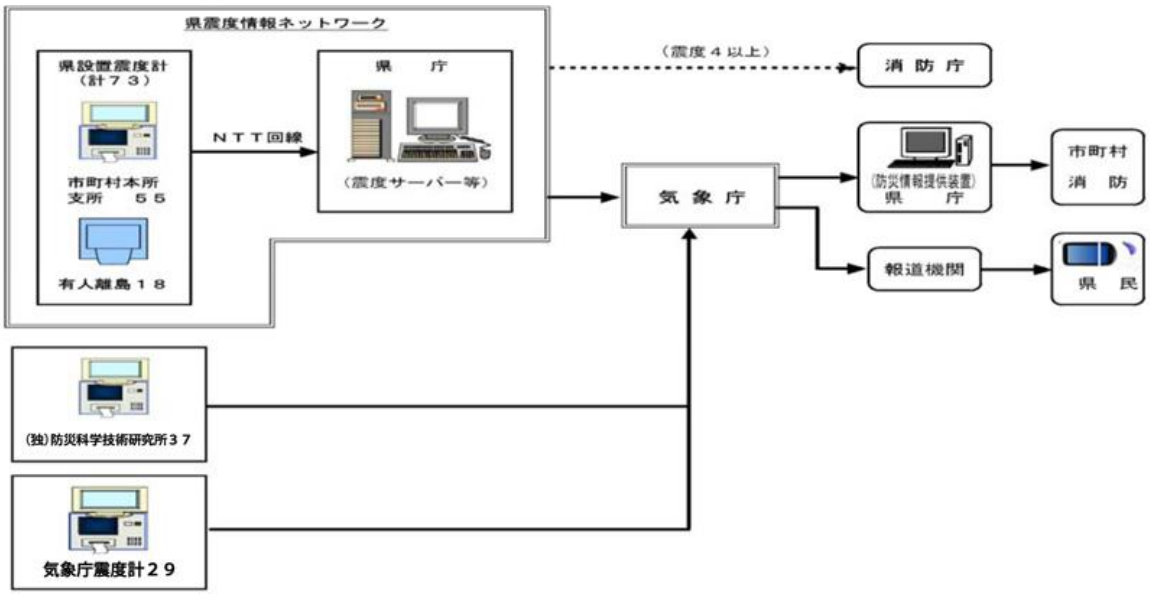

⑷　緊急地震速報の伝達系統

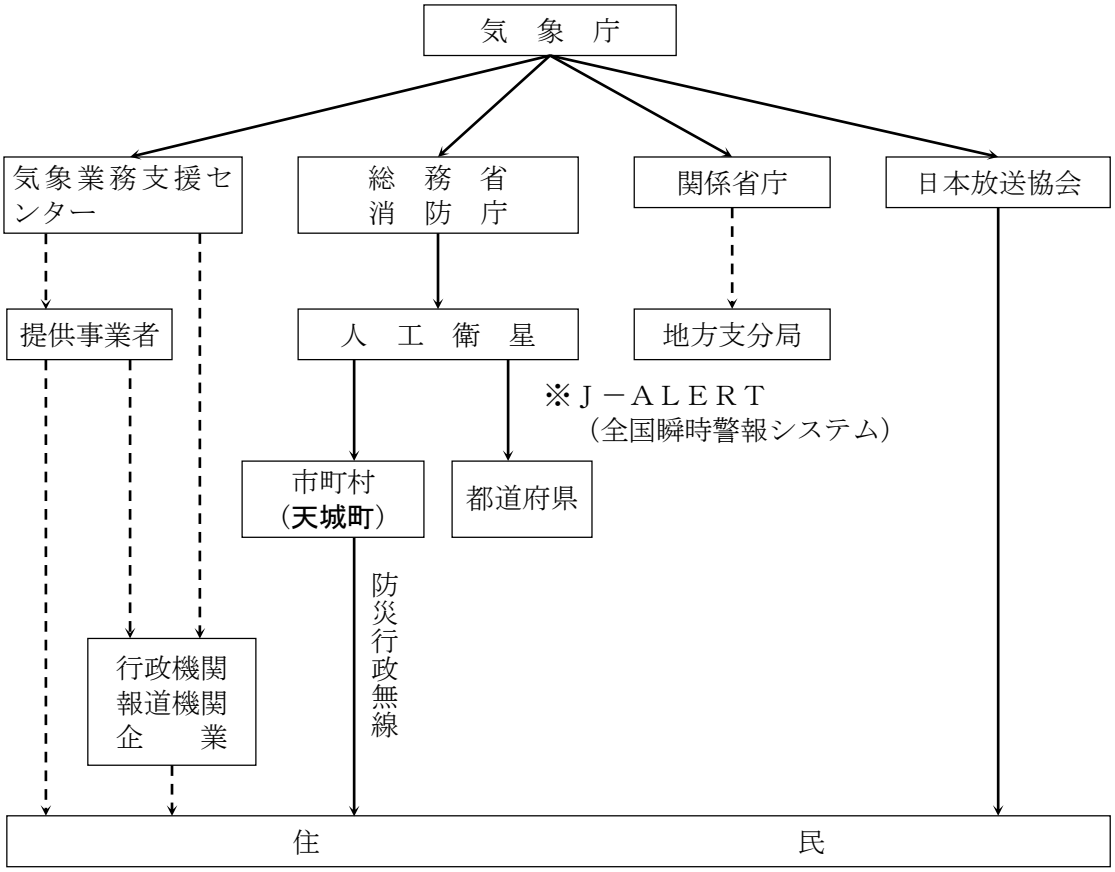

２　地震・津波情報等の受信・伝達

⑴　県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、天城町及び消防本部にＦＡＸ送信するため、これらの情報の内容に留意する。

ア　地震情報・津波予報等の発表状況

イ　市町村別の震度分布・震源情報

ウ　津波の有無、潮位・波高等の情報

⑵　県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達系統を活用して住民及び関係機関へ伝達する。

３　津波への警戒、避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次のように対応する。

⑴　住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

⑵　町の対応

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

揺れを感じた場合には、町は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度４以上と思われる地震を感じた場合は、次の対応をとる。

ア　海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

イ　津波報道の聴取

地震を感じてから１時間以上、責任者を定め、ＮＨＫの放送を聴取する。

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に関わる情報に重点をおいて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第２編第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

ただし、被害概況の報告に関しては、次の内容に従う。

１　町から国・県への報告

町は、震度４以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

⑴　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア　勤務時間外（本部連絡班員の登庁直後）

イ　勤務時間内（地震発生直後）

⑵　人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも１時間以内とする。

なお、震度５強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

⑶　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。

⑷　町は、同時多発火災や救出要請等により、１１９番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

２　災害情報等の報告

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

報告系統や災害情報の種類・内容、報告要領等については、第２編第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

第３節　広　報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する伝達情報手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１　町による広報

１　広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

⑴　津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町の広報担当者は、地震を感じたときは事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

⑵　地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　出火防止、初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ　転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

⑶　地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、防災行政無線の告知放送から正確な情報を入手するように、など。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

広報の方法、関係機関等に対する放送の要請・公表等については、第２編第２部第２章第３節「広報」に準ずる。

第４節　消防活動

地震・津波による火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部２章第５節「消防活動」に準ずる。

第５節　危険物の保安対策

地震・津波災害時は、住宅地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第１　町・県・事業所等による対策

１　町の対策

⑴　消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、町が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

⑵　危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等に係る関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

⑶　町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

２　県の対策

⑴　県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講ずること及び関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。

⑵　県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

３　事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講ずる。

第２　広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防ぎょや被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防ぎょ対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第６節　水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第4節「水防･土砂災害等の防止対策」に準ずる。

ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

１　地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

２　ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

３　河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第７節　避難の勧告・指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。また、避難施設の耐震化には特に配意する。

具体的な避難活動については、第2編第2部第2章第6節「避難勧告・指示、誘導」に準ずる。

なお、津波について町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難を勧告・指示する。

津波に対する警戒呼びかけ、避難の勧告・指示の基準（例示）

	基　　準	対　　応
津波に対する警戒及び海岸部への避難の勧告	震度３（と思われる。）の地震を感じたとき。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の勧告・指示	震度４以上（と思われる。）の地震を感じたとき。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する（避難の勧告・指示）。

第８節　救助・救急

地震・津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第７節「救助・救急」に準ずる。

第９節　交通の確保・規制

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第２編第２部第２章第８節「交通の確保・規制」に準ずる。

なお、発見者等の通報と運転者のとるべき措置については、以下による。

１　発見者等の通報

震災時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

２　大地震発生時における運転者のとるべき措置

⑴　大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ｱ)　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(ｲ)　停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ｳ)　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ　避難のために車両を使用しない。

⑵　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節　緊急輸送

地震・津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第９節「緊急輸送」に準ずる。

第11節　緊急医療

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第10節「緊急医療」に準ずる。

第12節　要配慮者への緊急支援

地震・津波災害時には、高齢者や乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

第３章　事態安定期の応急対策

第１節　避難所の運営

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊・焼失及び浸水・流失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第１節「避難所の運営」に準ずる。

第２節　食料の供給

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第２節「食料の供給」に準ずる。

第３節　応急給水

地震・津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第３節「応急給水」に準ずる。

第４節　生活必需品の給与

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第４節「生活必需品の給与」に準ずる。

第５節　医　療

地震・津波災害時の初期の医療活動については、第２編第２部第２章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第５節「医療」に準ずる。

第６節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第６節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

第７節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第７節「動物保護対策」に準ずる。

第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震・津波災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災・津波水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第８節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第９節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第９節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第10節　住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住宅の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第10節「住宅の供給確保」に準ずる。

第11節　文教対策

地震・津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第11節「文教対策」に準ずる。

第12節　義援金・義援物資等の取扱い

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第12節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

第13節　農水産業災害の応急対策

地震災害時には、農水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　農産物対策

１　事後措置の指導

町は、地震災害に伴う水害等による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

２　病害虫防除対策

地震災害に伴う水害時における病害虫の対策は、次のとおりとする。

⑴　指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携の下に的確な状況の防除指導の徹底を期する。

⑵　農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて、ＪＡあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡をとり早急に確保する。

⑶　集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

第２　水産物等対策

町は、災害による水産物等の被害の拡大を防止するために、漁家等に対して指導にあたる。

また、県及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

第３　家畜管理対策

１　防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに体制を整備する。町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

２　家畜管理対策の実施

⑴　家畜伝染病予防及び診療

ア　家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じて町は家畜保健衛生所と協力し、畜舎の消毒を実施する。

イ　必要に応じて家畜保健衛生所及び獣医師会をもって診療班を編成し、被害地域の巡回診療を行い家畜伝染病の発生防止措置を講ずる。

⑵　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町長の要請に基づき、県は、次の機関に応援を要請するほか、飼料業者に対し、確保及び供給についてあっせんを行う。

３　畜産関係施設の代替施設の確保

食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第４章　社会基盤の応急対策

第１節　電力施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化、津波水害等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

具体的な対策については、第２編第２部第４章第１節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第２節　ガス施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により多数の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は（一社）鹿児島県ＬＰガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

具体的な対策については、第２編第２部第４章第２節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第３節　水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対策については、第２編第２部第４章第３節「水道施設の応急対策」に準ずる。

第４節　電気通信施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

具体的な対策については、第２編第２部第４章第４節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第５節　道路・河川等公共施設の応急対策

地震・津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第２編第２部第４章第５節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

第３部　災害復旧・復興

【第３部　災害復旧・復興の構成】

第１章　公共土木施設等の災害復旧	
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。	第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第２節　激甚災害の指定
第２章　被災者の災害復旧・復興支援	
被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。	第１節　被災者の生活確保 第２節　被災者への融資措置

第１章　公共土木施設等の災害復旧

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第4部第1章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第２節　激甚災害の指定

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

具体的な対策については、第２編第４部第１章第２節「激甚災害の指定」に準ずる。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第１節　被災者の生活確保

被災者の一刻も早い生活確保のために行う、生活相談及び各種生活支援金等の支給についての具体的な対策については、第２編第４部第２章第１節「被災者の生活確保」に準ずる。

第２節　被災者への融資措置

被災者の経済的な再起を図るための各種融資措置についての具体的な対策については、第２編第４部第２章第２節「被災者への融資措置」に準ずる。

資　料　編

１　防災組織に関する資料

資料１－１　防災関係機関一覧

機　関　（団　体）　名	所　在　地	電　話　番　号
鹿児島県危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256
大島支庁	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7212
大島支庁徳之島事務所	徳之島町亀津7216	0997-82-1333
天城町役場	天城町平土野2691-1	0997-85-3111
徳之島地区消防組合消防本部	徳之島町亀津7203	0997-83-3160
徳之島地区消防組合天城分遣所	天城町天城430-2	0997-85-3973
徳之島保健所	徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149
徳之島警察署	徳之島町亀津4946-1	0997-83-0110
平土野駐在所	天城町天城533	0997-85-2002
松原駐在所	天城町松原391-1	0997-85-3913
九州電力(株)奄美配電事業所	奄美市名瀬長浜町6-1	0997-54-4860
ＮＴＴ西日本鹿児島支店	鹿児島市天保山町1-35	113（24時間）
九州農政局鹿児島地域センター奄美支所	奄美市名瀬長浜1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0274
徳之島総合陸運(株)	徳之島町亀津7497	0997-82-1211
ＪＡあまみ天城事業本部	天城町天城459-1	0997-85-4111
鹿児島森林管理署徳之島森林事務所	徳之島町亀津7111-2	0997-82-0027
天城診療所	天城町天城358-1	0997-85-3315
徳之島徳洲会病院	徳之島町亀津7588	0997-83-1100
宮上病院	徳之島町亀津7268	0997-82-0002
徳之島診療所	徳之島町亀津7554	0997-83-2131
天城町教育委員会	天城町平土野2691-1	0997-85-5204
日本赤十字社（鹿児島県支部・天城町分区）	天城町天城462	0997-85-5093
天城町防災センター	天城町天城427	0997-85-2199
あまぎユイの里医療センター	天城町天城439-1	0997-85-3080

資料１－２　天城町災害対策本部組織図

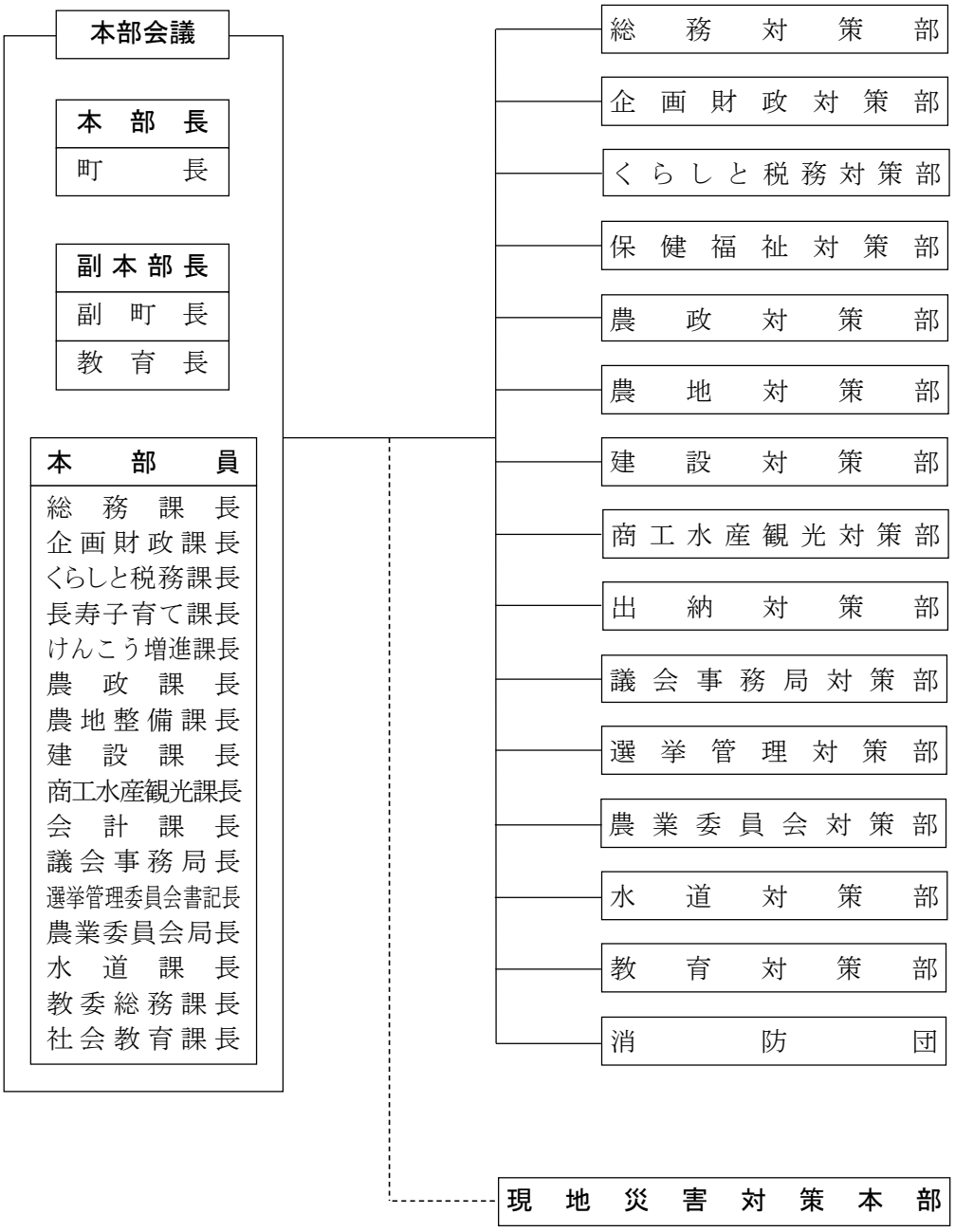

資料１－３　天城町災害対策本部各対策部の所掌事務

対　策　部	部を構成する課等	部　の　所　掌　事　務
総務対策部	総　務　課	ア　町防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 イ　本部会議に関すること。 ウ　情報の収集と各対策部との連絡調整に関すること。 エ　被害の収集と関係機関への報告に関すること。 オ　消防団員及び町職員の配備出動に関すること。 カ　気象通報、ダム放流通報等に関すること。 キ　災害調査班編成に関すること。 ク　自衛隊派遣要請に関すること。 ケ　災害対策の総合企画に関すること。 コ　避難所の設定及び誘導等に関すること。 サ　交通対策に関すること。 シ　県又は他市町村への応援依頼に関すること。 ス　他対策部への応援指示に関すること。 セ　町有財産の災害調査に関すること。 ソ　報道機関との連絡と相互協力に関すること。 タ　災害写真等の収集、災害記録に関すること。
企画財政対策部	企画財政課	ア　災害対策活動の広報に関すること。 イ　中小企業に対する災害金融に関すること。 ウ　災害対策に必要な予算経理に関すること。
くらしと税務対策部	くらしと税務課	ア　災害対策資材に関すること。 イ　災害時の死亡者の処理及び埋葬計画実施に関すること。 ウ　災害地域の清掃計画に関すること。 エ　災害時の公衆衛生に関すること（仮設トイレ等を含む)。 オ　公害防止対策に関すること。 カ　被災納税者の調査に関すること。 キ　被災納税者の減免等に関すること。

保健福祉対策部	長寿子育て課 けんこう増進課	ア　災害救助法（昭和22年法律第118号）及び法外援助の諸対策の総括に関すること。 イ　義援金品等の受理配分に関すること。 ウ　日赤奉仕団等の応援要請受入れ配置に関すること。 エ　一般ボランティアの受入れ連絡調整に関すること。 オ　応急生活必需物資の配分及び総合調整に関すること。 カ　災害見舞金の対象となる家屋等の被害調査に関すること。 キ　被災高齢者等(要配慮者)の援護に関すること。 ク　保健所、医療機関との連絡調整に関すること。 ケ　感染症の予防及び防疫に関すること。 コ　医療に関する救援、労力の要請、受入れ及び配置に関すること。 サ　救護班の編成・配置及び救護所の開設・応急治療に関すること。 シ　衛生医薬品等の確保及び配分に関すること。 ス　助産及び乳幼児の救護に関すること。 セ　被災者生活再建支援基金の申請受付に関すること。 ソ　応急生活必要物資（医療・日用品等）の入手及び斡旋に関すること。
農政対策部	農　政　課	ア　農業関係及び関係施設の被害調査と報告に関すること。 イ　主食（コメ・麦・乾パン等）の調達及び斡旋に関すること。 ウ　救助用食料及び農業関係物資の調達及び斡旋に関すること。 エ　家畜、家きん及び畜産施設の被害調査と報告に関すること。 オ　畜産関係の災害応急対策に関すること。 カ　治山関係の被害調査と報告に関すること。 キ　治山関係施設等の災害対策及び応急処置に関すること。 ク　林務関係の被害調査と報告に関すること。
農地対策部	農地整備課	ア　農用地、農道、農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 イ　農地の冠水排除及び農業用水利の対策に関すること。

建設対策部	建　設　課	ア　公共土木施設、都市施設、町有建物の災害調査と報告に関すること。 イ　土木事務所との連絡調整に関すること。 ウ　公共被害の応急対策と復旧に関すること。 エ　一般災害の応急対策と復旧の指導に関すること。 オ　土木関係復旧資材の確保に関すること。 カ　土木建設に関する救援労力の要請、受入及び配置に関すること。 キ　障害物の除去に関すること。 ク　建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 ケ　被災建築物の危険度応急判定に関すること。
商工水産観光対策部	商工水産観光課	ア　商工観光関係の被害調査並びに融資の斡旋に関すること。 イ　災害時の町有施設の利用に関すること。 ウ　災害調査等のための車両に関すること。
出納対策部	会　計　課	ア　援助資金、災害対策資金の支出に関すること。 イ　援助金品受付保管に関すること。
議会事務局対策部	議会事務局	ア　議員との連絡調整等に関すること。 イ　他の部の応援に関すること。
選挙管理対策部	選挙管理委員会 兼監査	ア　選挙管理委員、監査委員との連絡調整等に関すること。 イ　他の部の応援に関すること。
農業委員会対策部	農業委員会	ア　農地災害調査と報告に関すること。 イ　各種融資のあっせんに関すること。
水道対策部	水　道　課	ア　水道施設の災害調査、報告、応急対策、復旧に関すること。 イ　飲料水の確保と給水に関すること。 ウ　給水タンク車等の借上及び配車に関すること。
教育対策部	教育総務課 社会教育課	ア　学校施設、社会教育及び文化財施設等の災害調査・報告、応急対策・復旧に関すること。 イ　被災児童･生徒の調査及び応急教育に関すること。 ウ　児童・生徒の避難計画及び救護に関すること。 エ　学校の応急給食対策及び炊き出しに関すること。 オ　学用品及び教科書の調達・配分に関すること。 カ　婦人会、青年団、ＰＴＡ等の協力の要請・受入れ・配置に関すること。 キ　避難指定施設の運営保全管理に関すること。

資料１－４　自主防災組織の現状

（平成31年４月１日現在）

名　　称	区域	備　　考
与名間自治会自主防災会	与名間地区	集落自治会組織を主体とする。
松原西区自治会自主防災会	松原西区地区	〃
松原上区自治会自主防災会	松原上区地区	〃
前野自治会自主防災会	前野地区	〃
岡前自治会自主防災会	岡前地区	〃
浅間自治会自主防災会	浅間地区	〃
天城自治会自主防災会	天城地区	〃
平土野自治会自主防災会	平土野地区	〃
兼久自治会自主防災会	兼久地区	〃
大津川自治会自主防災会	大津川地区	〃
瀬滝自治会自主防災会	瀬滝地区	〃
当部自治会自主防災会	当部地区	〃
三京自治会自主防災会	三京地区	〃
西阿木名自治会自主防災会	西阿木名地区	〃

２　災害危険箇所に関する資料

資料２－１　山地災害危険地区

（平成24年４月１日現在　環境林務部森づくり推進課）

地域振興局	市町村名（H22.4.1現在）	山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合　計		
		民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	合計
大島支庁	天城町	3	0	3	0	0	0	3	0	3	6	0	6

資料２－２　「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１　土砂災害警戒区域等名一覧表（土石流）

（平成30年12月18日現在）

番号	区域名	箇所番号	市町村名	大字	字
1	土・シギヤウ１	dok531-0004	天城町	与名間	シギヤウ
2	土・ヨナマ１	dok531-0005	天城町	与名間	大和城
3	土・ヨナマ２	dok531-0006	天城町	与名間	ヨビ田
4	土・新田配田１	dok531-0007	天城町	松原	新田配田
5	土・兼久千間１	dok531-0015	天城町	兼久	千間
6	土・竹根１	dok531-0016	天城町	当部	竹根
7	土・目名田山１	dok531-0017	天城町	当部	目名田山
8	土・目名田山２	dok531-0018	天城町	当部	目名田山
9	土・東又１	dok531-0019	天城町	当部	東又
10	土・奈良田１	dok531-0020	天城町	西阿木名	奈良田
11	土・奈良田２	dok531-0021	天城町	西阿木名	奈良田
12	土・大津川千間１	dok531-0901	天城町	大津川	千間

※土・奈良田１、２以外は、特別警戒区域を含む。

２　土砂災害警戒区域等名一覧表（急傾斜地の崩壊）

（平成30年12月18日現在）

番号	区域名	箇所番号	市町村名	大字	字
1	急・新田配田１	kyu531-0007	天城町	松原	新田配田
2	急・古ゲン１	kyu531-0036	天城町	松原	古ゲン
3	急・カッタ川１	kyu531-0050	天城町	松原	カッタ川
4	急・岡前半田１	kyu531-0063(01～04)	天城町	岡前	半田
5	急・前里１	kyu531-0064	天城町	岡前	前里
6	急・拝神之原１	kyu531-0065	天城町	浅間	拝神之原
7	急・東田１	kyu531-0066	天城町	岡前	東田
8	急・田川１	kyu531-0083(01～03)	天城町	浅間	田川
9	急・浅間半田１	kyu531-0099	天城町	浅間	半田
10	急・前搭１	kyu531-0100(01～02)	天城町	浅間	前搭
11	急・湾屋１	kyu531-0104(01～02)	天城町	浅間	湾屋
12	急・親畑１	kyu531-0107	天城町	天城	親畑

13	急・宇和良字１	kyu531-0109	天城町	浅間	宇和良字
14	急・新港１	kyu531-0125	天城町	平土野	新港
15	急・名須１	kyu531-0126(01～05)	天城町	天城	名須
16	急・大前１	kyu531-0127(01～02)	天城町	天城	大前
17	急・平土野原１	kyu531-0128(01～04)	天城町	平土野	
18	急・平土野真瀬名１	kyu531-0129(01～02)	天城町	平土野	真瀬名
19	急・平土野真瀬名２	kyu531-0130	天城町	平土野	真瀬名
20	急・横道１	kyu531-0151(01～02)	天城町	天城	横道
21	急・上竿原１	kyu531-0152(01～02)	天城町	天城	上竿原
22	急・神里１	kyu531-0155	天城町	天城	神里
23	急・烏組１	kyu531-0156	天城町	天城	烏組
24	急・登賀１	kyu531-0237(01～02)	天城町	兼久	登賀
25	急・真瀬名１	kyu531-0238(01～02)	天城町	兼久	真瀬名
26	急・真瀬名２	kyu531-0239	天城町	兼久	真瀬名
27	急・真瀬名３	kyu531-0244	天城町	兼久	真瀬名
28	急・真瀬名４	kyu531-0245	天城町	兼久	真瀬名
29	急・兼久１	kyu531-0250	天城町	兼久	兼久
30	急・兼久２	kyu531-0251	天城町	兼久	兼久
31	急・中組１	kyu531-0252(01～02)	天城町	兼久	中組
32	急・中組２	kyu531-0256	天城町	兼久	中組
33	急・前組１	kyu531-0257	天城町	兼久	前組
34	急・前組２	kyu531-0258(01～02)	天城町	兼久	前組
35	急・石原１	kyu531-0282	天城町	瀬滝	石原
36	急・中組３	kyu531-0294	天城町	兼久	中組
37	急・後竿１	kyu531-0308(01～06)	天城町	大津川	後竿
38	急・国当１	kyu531-0313	天城町	大津川	国当
39	急・後竿２	kyu531-0318	天城町	大津川	後竿
40	急・松名後１	kyu531-0319	天城町	瀬滝	松名後
41	急・大井バル１	kyu531-0341	天城町	瀬滝	大井バル
42	急・前田１	kyu531-0358	天城町	瀬滝	前田
43	急・阿袋１	kyu531-0359(01～03)	天城町	瀬滝	阿袋
44	急・木瀬平１	kyu531-0371(01～02)	天城町	瀬滝	木瀬平
45	急・長仁田１	kyu531-0395(01～02)	天城町	瀬滝	長仁田
46	急・当部前１	kyu531-0402	天城町	当部	当部前
47	急・上田１	kyu531-0403(01～04)	天城町	当部	上田
48	急・当部前２	kyu531-0404	天城町	当部	当部前
49	急・野口１	kyu531-0408	天城町	当部	野口
50	急・又１	kyu531-0410	天城町	当部	又
51	急・長仁田３	kyu531-0424(01～03)	天城町	瀬滝	長仁田
52	急・盛石１	kyu531-0436	天城町	瀬滝	盛石
53	急・マガ井田１	kyu531-0438(01～02)	天城町	当部	マガ井田
54	急・秋利神１	kyu531-0447	天城町	西阿木名	秋利神
55	急・秋利神２	kyu531-0460	天城町	西阿木名	秋利神
56	急・上畑１	kyu531-0464(01～02)	天城町	西阿木名	上畑
57	急・石吉留１	kyu531-0467(01～03)	天城町	西阿木名	石吉留
58	急・秋利神３	kyu531-0469(01～02)	天城町	西阿木名	秋利神
59	急・加良雲１	kyu531-0538(01～03)	天城町	西阿木名	加良雲
60	急・沼田１	kyu531-0541	天城町	西阿木名	沼田
61	急・沼田２	kyu531-0542	天城町	西阿木名	沼田

62	急・花徳道１	kyu531-0551	天城町	西阿木名	花徳道
63	急・花徳道２	kyu531-0563(01～02)	天城町	西阿木名	花徳道
64	急・花徳道３	kyu531-0566	天城町	西阿木名	花徳道
65	急・石吉留２	kyu531-0596(01～06)	天城町	西阿木名	石吉留
66	急・千間１	kyu531-0901	天城町	兼久	千間
67	急・石原２	kyu531-0904	天城町	当部	石原
68	急・石原３	kyu531-0905	天城町	当部	石原
69	急・真瀬名５	kyu531-0906	天城町	兼久	真瀬名
70	急・兼久３	kyu531-0907	天城町	兼久	兼久
71	急・登賀２	kyu531-0908	天城町	兼久	登賀
72	急・松名後２	kyu531-0909	天城町	瀬滝	松名後
73	急・中組４	kyu531-0911	天城町	兼久	中組
74	急・下前又１	kyu531-0912(01～03)	天城町	大津川	下前又
75	急・平土野原２	kyu531-0913(01～02)	天城町	平土野	
76	急・カスキント１	kyu531-910	天城町	当部	カスキント
77	急・住木野１	kyu532-0440(01～02)	天城町	西阿木名	住木野
78	急・住木野２	kyu534-0441	天城町	西阿木名	住木野
79	急・長仁田２	kyu535-0902	天城町	瀬滝	長仁田
80	急・野口２	kyu536-0903	天城町	当部	野口

※急・真瀬名５以外は、すべて特別警戒区域を含む。

資料２－３　土石流危険渓流

（平成18年12月現在）

区分	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	字	流域面積 (km²)	平均渓床勾 (度)	保全対象				
									人口 (人)	人家戸数 (戸)	要配慮者関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地面積 (ha)
Ⅰ	531Ⅰ-001	秋利神川	秋利神川	当部その４	天城町	当部	0.02	6	12	5			0.12
	531Ⅰ-002	港川	港川	松原川	天城町	天城	0.14	20	0	0	老人ホーム	町道天城松原線	1.87
	531Ⅰ-003	与名間川	与名間川	与名間川	天城町	与名間	0.22	20	14	6		町道 県道花徳浅間線	3.87
	531Ⅰ-004	神川	神川	神川	天城町	与名間	0.17	12	113	47	保育所	町道 岡前小学校与名間分校	2.75
Ⅱ	531Ⅱ-001	秋利神川	三京の小川	三京の小川	天城町	三京	0.39	15	5	2		町道	0.70
	531Ⅱ-002	千間その１	千間その１	千間その１	天城町	千間	0.08	5	2	1		町道	0.33
	531Ⅱ-003	秋利神川	秋利神川	当部その１	天城町	当部	0.30	20	2	1		町道	3.50
	531Ⅱ-004	秋利神川	秋利神川	当部その３	天城町	当部	0.03	7	2	1		町道	0.53
	531Ⅱ-005	真瀬名川	美名田川	当部その２	天城町	当部	0.12	15	5	2		町道	2.20
	531Ⅱ-006	与名間川	与名間川	与名間その１	天城町	与名間	0.27	15	2	1		町道 県道花徳浅間線	2.60

資料２－４　急傾斜地崩壊危険箇所

１　急傾斜地崩壊危険箇所Ｉ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長（m）	傾斜度（度）	高さ（m）	人家戸数（戸）	公共的建物		公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
Ｉ　1 2713	天城１	天城町	天城	380	55	25	7	発電所							
Ｉ　1 2714	天城２	天城町	天城	150	60	25	8			県道	40				
Ｉ　1 2715	名須	天城町	天城	220	60	15	13			町道	125	その他	75		
Ｉ　1 2716	平土野	天城町	天城	60	45	15	34	幼稚園		町道	25				
Ｉ　1 2717	平土野２	天城町	天城	260	40	20	21	森林管理署		県道	240	その他	90		
Ｉ　1 2718	天城６	天城町	天城	260	70	20	8			県道	190	町道	40	その他	140
Ｉ　1 3252	兼久	天城町	兼久	70	60	8	8			その他	75				
Ｉ　1 3253	秋利神	天城町	西阿木名	200	80	40	5			町道	175				
Ｉ　1 4353	岡前１	天城町	岡前	240	60	28	7			その他	240				
Ｉ　1 4354	天城７	天城町	天城	90	40	5	0	高校		町道	90				
Ｉ　1 4355	天城８	天城町	天城	350	35	15	8			町道	40				
Ｉ　1 4356	平土野５	天城町	天城	120	70	15	5			県道	40				
Ｉ　1 4357	当部１	天城町	当部	60	40	50	5								
Ｉ　1 4358	秋利神２	天城町	西阿木名	80	50	35	1								
Ｉ　1 4359	秋利神４	天城町	西阿木名	120	55	100	0	農業センター	発電所	その他	80				
Ｉ　1 4360	住木野６	天城町	三京	150	40	20	5			その他	150				
Ｉ　1 4361	塩浜２	天城町	浅間	70	60	10	0	給食センター		町道	70				
Ｉ　1 4657	上烏	天城町	天城	160	52	10	8	グループホーム							
Ｉ　2　74	松原	天城町	松原	95	30	15	17	老人ホーム							
Ｉ　2　220	浅間	天城町	浅間	250	75	20	6			その他	250				
Ｉ　2　221	天城９	天城町	天城	160	40	9	4	天城町役場		町道	160				

２　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長（m）	傾斜度（度）	高さ（m）	人家戸数（戸）	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4537	岡前２	天城町	岡前	70	40	20	2	町道	70				
Ⅱ 1 4538	平土野４	天城町	天城	120	70	20	2	町道	120				
Ⅱ 1 4539	浅間半タ	天城町	浅間	44	50	17	2	その他	30				
Ⅱ 1 4540	兼久２	天城町	兼久	100	70	25	1						
Ⅱ 1 4541	大津川	天城町	兼久	55	42	30	1						
Ⅱ 1 4542	瀬滝２	天城町	兼久	50	35	12	2						
Ⅱ 1 4543	瀬滝３	天城町	兼久	50	57	5	1	その他	50				
Ⅱ 1 4544	秋利神３	天城町	西阿木名	90	45	100	2	その他	90				
Ⅱ 1 4545	秋利神５	天城町	西阿木名	60	70	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4546	下原	天城町	西阿木名	60	40	40	2						
Ⅱ 1 4547	西阿木名	天城町	西阿木名	50	50	40	2						
Ⅱ 1 4548	当部２	天城町	当部	40	65	8	1						
Ⅱ 1 4549	住木野１	天城町	三京	40	65	11	1	その他	40				
Ⅱ 1 4551	住木野３	天城町	三京	60	70	12	1						
Ⅱ 1 4552	住木野５	天城町	三京	100	70	40	1	その他	100				
Ⅱ 1 4553	石吉留	天城町	三京	40	45	20	1						
Ⅱ 1 4554	塩浜１	天城町	浅間	90	52	10	4						
Ⅱ 1 4555	平土野３	天城町	天城	200	75	10	4						
Ⅱ 2 394	瀬滝１	天城町	兼久	70	40	10	3	町道	70				
Ⅱ 2 395	当部３	天城町	当部	40	65	8	1	町道	40				
Ⅱ 2 396	住木野４	天城町	三京	50	65	25	1						

３　消防・水防に関する資料

資料３－１　消防力の現況

（令和２年４月１日現在）

		団　本　部	第１分団	第２分団	第３分団	合　　計
天城町	人　　員		24	20	24	68
	ポンプ自動車	1				1
	水槽付消防自動車	1				1
	小型ポンプ積載車	1				1
	小型ポンプ	2				2
	１０トン水槽車	1				1

（平成31年１月３１日現在）

	集落	消火水利	内　訳	
			消火栓	防火水槽
1	与名間	5	2	3
2	松原西区	10	5	5
3	松原上区	7	2	5
4	前野	6	4	2
5	岡前	9	6	3
6	浅間	11	6	5
7	天城	15	4	11
8	平土野	16	10	6
9	兼久	11	4	7
10	大津川	4	3	1
11	瀬滝	11	5	6
12	当部	3	2	1
13	西阿木名	4	1	3
14	三京	3	2	1
計		115	56	59

資料３－２　重要水防区域

水系名又は沿岸名	河川名又は海岸名	担当水防管理団体名	重要水防区域		左右岸別	危険と予想される区域		予想される危険	予想される被害の程度			摘要
			流路延長 m	区　域		延長 m	区　域		家屋	耕地	その他	
真瀬名川	真瀬名川	天城町	500	天城町平土野4412番地先から平土野橋に至る間	右	300	天城町平土野地区	溢水	50			c

４　医療・衛生に関する資料

資料４－１　主な医療機関一覧

機　関　名	住　　所	電話番号
天城診療所	鹿児島県大島郡天城町天城358-1	0997-85-3315
天城歯科診療所	鹿児島県大島郡天城町天城202-1	0997-85-4833
あまぎユイの里医療センター	鹿児島県大島郡天城町439-1	0997-85-3080

資料４－２　ごみ・し尿処理施設

１　ごみ処理施設

施　設　名	規　模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造 燃焼方式	施設所在地	施工業者	ばいじん処理方　式	灰溶融
徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター	38	2	機バ 流動床式	伊仙町目手久1395	バブコック日立	バグフィルタ	有り (休止中)

※運搬は、業者委託でごみ収集車11台（22トン）により実施。

２　埋立処分地施設

設置主体名	施設所在地	埋立内容物				埋立開始年　月	埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎥)	22年度末残余容　量 (㎥)	22年度埋立容量 (㎥)	浸出液処理	
		可燃物	不燃物	残渣	その他						能力 (㎥/日)	方　式
徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター	伊仙町目手久字尾浜1412		○	○		平15．4	5,560	29,600	18,654	1,130	30	生物処理・凝集膜ろ過・活性炭吸着・脱塩処理

３　し尿処理施設

し尿（仮）置き場	町内３ケ所（松原、兼久、西阿木名）
し尿運搬車	４台

５　避難に関する資料

資料５－１　天城町指定避難所，指定緊急避難場所及び福祉避難所

番号	指定避難所	指定緊急避難場所	避難場所名	所在地	災害、現象		
					暴風、地震等で住居が危険なとき	高潮、津波等で住居が危険なとき	土石流、崩落等で住居が危険なとき
1	○		与名間生涯学習センター	与名間282	●	●	×
2	○		松原西区公民館	松原62-1	●	×	●
3	○		松原上区公民館	松原1922-2	●	●	●
4	○		前野公民館	岡前1791	●	●	●
5	○		岡前生活館	岡前1409	●	×	●
6	○		浅間福祉館	浅間670-37	●	●	●
7	○		天城自治公民館	天城626	●	●	●
8	○		平土野児童館	平土野18-2	●	×	●
9	○		兼久自治公民館	兼久1183	●	●	●
10	○		南部保育所	大津川751-1	●	●	●
11	○		瀬滝構造改善センター	瀬滝981-1	●	●	●
12	○		当部公民館（旧当部分校）	当部57-1	●	●	●
13	○		三京公民館	西阿木名1353-37	●	●	●
14	○		西阿木名振興センター	西阿木名334	●	●	●
15	○		天城町Ｂ＆Ｇ海洋センター	浅間177-15	●	×	●
16	○		天城町防災センター	天城427	●	●	●
17	○		老人福祉センター	天城462	●	●	●
18	○		農業センター	瀬滝1405-1	●	●	●
19		○	岡前小学校与名間分校　体育館	与名間940	●	●	×
20		○	岡前小学校　体育館	岡前1602	●	●	●
21		○	北中学校　体育館	浅間408	●	×	●
22		○	天城小学校　体育館	天城555	●	●	●
23		○	天城中学校　体育館	兼久1105-3	●	●	●
24		○	兼久小学校　体育館	瀬滝1009	●	●	×
25		○	西阿木名小中学校　体育館	西阿木名262	●	●	●
26		○	西阿木名小学校三京分校 講堂	西阿木名1352	●	●	×
27		○	与名間海浜公園第２駐車場	与名間599-3	×	●	●
28		○	クロスカントリーパーク	松原猫平629	×	●	●
29		○	岡前西郷公園	岡前1218	×	●	×
30		○	防災拠点施設周辺広場	天城427	×	●	●
31		○	当部あがりまた周辺	当部898	×	●	×
32	福祉		天城町保健センター(福祉避難所)	天城431	●	●	●

６　通信に関する資料

資料６－１　町の防災行政無線施設の整備状況

（平成25年12月30日現在）

伝達方法	無線等設置状況	戸別設置状況	備　考
防災行政無線	同報系を整備	全　戸	デジタル方式

１　屋外拡声子局一覧

No.	局　名	施　設　名	所在地
SP00	天城町役場	屋外拡声子局	平土野
SP01	ムシロ瀬	屋外拡声子局	与名間
SP02	与名間分校	屋外拡声子局（通話機能付き）	与名間
SP03	県道与名間	屋外拡声子局	与名間
SP04	与名間海浜公園	屋外拡声子局	与名間
SP05	松原西区公民館	屋外拡声子局	松原西区
SP06	港川橋	屋外拡声子局	松原西区
SP07	松原上区公民館	屋外拡声子局	松原上区
SP08	岡前小学校	屋外拡声子局（通話機能付き）	前野
SP09	岡前西郷公園	屋外拡声子局	岡前
SP10	戸ノ木橋	屋外拡声子局	川津辺
SP11	北中学校	屋外拡声子局（通話機能付き）	浅間
SP12	総合グランド入口	屋外拡声子局	浅間
SP13	県道浅間	屋外拡声子局	浅間
SP14	浅間福祉館	屋外拡声子局	浅間
SP15	湾屋公園	屋外拡声子局	浅間
SP16	天城団地	屋外拡声子局	天城
SP17	平土野港	屋外拡声子局	平土野
SP18	真瀬名団地	屋外拡声子局	平土野
SP19	犬之門蓋	屋外拡声子局	兼久
SP20	天城中学校	屋外拡声子局（通話機能付き）	兼久
SP21	県道兼久	屋外拡声子局	兼久
SP22	大津川	屋外拡声子局	大津川
SP23	千間	屋外拡声子局	千間
SP24	兼久小学校	屋外拡声子局（通話機能付き）	瀬滝
SP25	瀬滝地区構造改善センター	屋外拡声子局	瀬滝

SP26	農業センター	屋外拡声子局	瀬滝
SP27	瀬滝農道再送信子局	再送信子局（通話機能付き）	瀬滝
SP28	秋利神キャンパスパーク	屋外拡声子局	秋利神
SP29	県道西阿木名	屋外拡声子局	西阿木名
SP30	西阿木名小中学校再送信子局	屋外拡声再送信子局（通話機能付き）	西阿木名
SP31	西阿木名南部	屋外拡声子局	西阿木名
SP32	当部石原	屋外拡声子局	石原
SP33	当部再送信子局	屋外拡声再送信子局	当部
SP34	三京再送信子局	屋外拡声再送信子局(通話機能付き)	三京
SP35	県道天城	屋外拡声子局	天城
SP36	三京住木野	屋外拡声子局	住木野

資料６－２　消防通信体制の整備状況

（平成26年４月１日現在）

設備等区分 / 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知専用電話回線	緊急指令装置	
	固定・基地局	移動		緊急指令専用	消防指令装置併用
徳之島地区消防組合	12	23	11	―	1

7　災害支援制度に関する資料

資料７－１　災害報告の判定基準

区　分	被　害　の　判　定　基　準
死　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住　家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

（注）

⑴　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

⑵　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

⑶　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式

都道府県		区分			被害
災害名 報告番号 報告者名	災害名 第　報 （月日時現在）	その他	田	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			畑	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			文教施設		箇所
			病院		箇所
			道路		箇所
			橋梁		箇所
			河川		箇所
			港湾		箇所
			砂防		箇所
			清掃施設		箇所
			がけ崩れ		箇所
			鉄道不通		箇所
			被害船舶		隻
			水道		戸
			電話		回線
			電気		戸
			ガス		戸
			ブロック塀等		箇所
		被災世帯数			世帯
		被災者数			人
		火災発生	建物		件
			危険物		件
			その他		件

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	月　日　時
	解散	月　日　時
災害対策本部設置市町村名		
	計	団体
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）

※被害額は省略することができるものとする。

資料７－２　救助の実施要領の基準（概要）

平成24年４月６日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 300円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 2,401,000円以内 ３　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	１　平均１戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人　１日当たり 1,010円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	１　輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること
医　　療	医療の途を失った者 （応急的処置）	１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	１　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,100円 中学生生徒　4,400円 高等学校等生徒　4,800円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,300円以内 一時保存：既存建物借上費　通常の実費／既存建物以外　１体当たり　5,000円以内 検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第24条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

８　条例・規則に関する資料

資料８－１　天城町防災会議条例　（昭和38年６月14日 条例第13号）

改正

平成29年12月７日条例第16号

平成30年３月20日条例第18号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、天城町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　天城町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　天城町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、町長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に、事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長が、その部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　その他町長が必要と認める者

６　前項の委員の定数は、18名以内とする。

７　第５項第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町村の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年12月７日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月20日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料８－２　天城町災害対策本部条例　（昭和38年６月14日 条例第14号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第６項の規定に基づき、天城町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

９　応援協定に関する資料

資料９－１　鹿児島県消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域の区分及び代表消防機関等）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

２　県内を５地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

３　代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

⑴　高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの

⑵　大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害

⑶　石油コンビナート指定地域災害

⑷　航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

⑸　その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

（応援隊の登録）

第４条　各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては２以上の市町村等が合同して一の応援隊を登録することができる。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第３条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

⑴　災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難であるとき。

⑵　災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第６条　応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

⑴　第１要請　隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第２条第２項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

⑵　第２要請　第１要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第１要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第７条　応援要請は、原則として第１要請、第２要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第１要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第２要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第２要請を行うことができる。

２　第２要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

３　応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

⑴　災害の種別、発生場所及び災害の状況

⑵　応援隊の人員、車両、資機材の数量等

⑶　応援隊の集結場所及び活動内容

⑷　災害現場の最高指揮者の職及び氏名

⑸　使用無線系統（使用無線方式、周波数等は無線運用マニュアルに記載）

⑹　その他必要な事項

４　要請側市町村等の長が応援要請を行ったときは、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第１要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第２要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

３　応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

（応援の中断）

第９条　応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第10条　応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第11条　応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

⑴　応援側市町村等の負担する費用

ア　受援地において機械器具を破損した場合の修理費

イ　応援における隊員の諸手当及び被服等の損料

ウ　応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

エ　消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

⑵　要請側市町村等の負担する費用

ア　応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

イ　応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用

ウ　応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

⑶　応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

ア　応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

イ　応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

ウ　協定に定めのない経費

２　応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

（協定の効力）

第12条　この協定は、平成18年11月１日からその効力を生じる。

（改廃）

第13条　この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

（委任）

第14条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自１通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

資料９－２　鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

⑴　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

⑵　発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

⑶　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第５第２項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

⑴　災害の種別

⑵　災害の発生の日時、場所及び被害の状況

⑶　災害発生現場の気象状況

⑷　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

⑸　災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法

⑹　応援に要する資機材の品目及び数量

⑺　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、第４条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第７条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第９条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条　この協定は、平成10年６月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保持する。

平成10年６月26日

鹿児島県知事

天 城 町 長

資料９－３　徳之島における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と徳之島町長、天城町長、伊仙町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等による社会的な影響が大きい重大な自然災害を言う。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第１条　応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

⑴　所管施設の被害状況の把握

⑵　情報連絡網の構築

⑶　現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

⑷　災害応急措置

⑸　その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　徳之島内の町（以下「町」という。）の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を町に派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条　局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　町長は、町内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条　町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、

あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

⑴　災害初動時に第１条⑴、⑵及び⑶の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

⑵　第１条⑷及び⑸の応援を行う場合

原則として町の負担とするが、第１条⑷の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

①　大規模な災害と認められる場合

②　国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、または非常体制を発令している場合

③　被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④　広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、または関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条　九州地方整備局企画部防災課と町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条　この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と町長が協議して定めるものとする。

２　この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、町においては総務担当課長とする。

（運用）

第９条　この協定書は、平成24年６月27日から適用する。

平成24年６月27日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番７号

国土交通省九州地方整備局長

吉　崎　　収

鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203番地
徳之島町長
高　岡　秀　規

鹿児島県大島郡天城町平土野2691番地１
天城町長
大　久　幸　助

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842番地
伊仙町長
大 久 保　　明

資料９－４　災害時における電力復旧等に関する協定書

天城町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社奄美配電事業所（以下「乙」という。）が、災害発生時に、天城町の電力の確保と早期復旧を図るため、双方の対策本部（対策部）において、防災情報の連絡及び災害対応の連携を密にし、電力設備の復旧協力等（以下「復旧協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時の電力復旧の実施に関し、情報提供及び連携並びに甲乙相互に協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（復旧協力の種類）

第２条　復旧協力の種類は、次のとおりとする。

⑴　甲乙相互の災害情報の提供

⑵　乙の高圧（低圧）発電機車による、住民生活に重大な影響を及ぼす施設への優先緊急送電

⑶　乙による復旧要員、復旧工事車両及び高圧（低圧）発電機車の集結基地並びに宿泊施設、それに伴う炊き出し用施設等の確保が困難になった場合の甲による提供

⑷　災害により道路が決壊又は遮断された場合、電力施設復旧に支障のある道路障害等の甲による優先復旧

⑸　災害時または災害が予想される場合の甲による事故防止や被害状況等の広報

⑹　自衛隊派遣について乙から要請があった場合の対応

自然災害による被害が甚大で電力復旧が長期化する下記のケースの場合、乙は甲に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

ア　災害の程度が甚大で道路決壊や地すべりなどにより、電力施設の復旧に長時間を要する場合

イ　被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお、応援を必要とすると判断される場合

⑺　前各号に掲げるもののほかに特に相互に要請のあった事項

（協力要請の手続等）

第３条　甲又は乙が、復旧協力が必要になったときは、次項各号に定めるところにより第７条に定める窓口責任者を通じて要請を行うものとする。

２　復旧協力は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

⑴　災害情報の提供については、次の表に掲げる情報を相互に連絡するものとする。

	天城町　→　九州電力	九州電力　→　天城町
台風襲来前	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（交通規制他）	対策部の設置状況 復旧人員の事前配置 気象情報（台風の動き）
台風通過中	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（通行止等）	停電状況

台風通過後	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（崖崩れ、道路決壊） 家屋等被害状況（浸水、倒壊他） 電柱倒壊電線断線等電力設備の被害状況 （地区からの情報でわかる範囲とする）	停電状況 被害状況（初期） 復旧体制 復旧状況
復　旧　時	同上	停電状況（適宜） 被害状況 復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はＦＡＸ（情報連絡票）により行う。

⑵　配電設備の復旧に長時間を要する場合において、乙の高圧（低圧）発電機車による緊急送電の必要がある場合は、甲乙協議のうえ、設置箇所及び優先順位の決定を行うものとする。

⑶　災害発生時の甲の施設についての提供については、次によるものとする。

ア　提供の依頼

乙は、被害の規模に応じて集結基地や宿泊施設の確保と応援者の受け入れを行い、復旧に当たるものとする。ただし、災害が特に大規模で多くの車両や人員の応援を要し、集結基地や宿泊施設等に使用する施設や復旧要員の炊き出し用の施設について協力を依頼することができる。

イ　対象施設

あらかじめ次の施設について、甲と使用の形態、方法等を協議しておくものとし、災害発生時の使用に際しては、乙は許可を受けるものとする。

施　設　名	所　在　地	連　絡　先	用　　途
天城町防災センター	天城町天城427	0997-85-2199	駐輪場 宿泊施設 炊き出し施設

ウ　使用期間

災害が発生し、多くの応援者が必要となり乙による施設等の確保が不可能となったときから応援者による復旧作業が終了したとき、又は乙による施設等の確保が可能となったときまでとする。ただし、台風による非常に大きな災害が予想され、乙による施設等の確保が不可能なときは、甲乙協議によるものとする。

エ　使用の依頼

乙は、施設使用の必要が生じたとき又はその必要性が生じると予測されるときは、甲に対し可能な限り早い時期から協議を行うものとし、使用に際しては、文書による申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により申請することができる。

オ　施設使用の許可

甲は、乙から施設使用の許可申請を受けたときは、災害の状況並びに当該施設使用の必要性及び緊急性を考慮し、早期復旧に特に必要があると認められるときは、施設の使用を許可するものとする。この場合において、許可は文書をもって行うが、緊急を要し文書を交付するいとまがないときは、口頭により許可を行い、後日文書を交付することができるものとする。

カ　施設使用の際の注意事項

乙が施設使用の許可を受けて施設を利用するときは、電気・ガス・水道の安全確認、火気の取り締まり、館内の施設管理を善良なる管理者の注意をもって行うとし、施設使用の際の乙の総括責任者は九州電力株式会社奄美配電事業所配電グループ副長とする。

キ　使用後の報告

乙は、甲に対し、施設使用終了後速やかに文書により、使用期間、利用人員、光熱水費使用実績等について報告を行うものとする。

ク　施設使用期間中に乙が甲の設備を損傷した場合は、乙の負担によりこれを賠償する。

⑷　避難勧告等が発令された場合は、甲は、乙に速やかに電話で連絡するものとし、解除された場合も同様とする。

（情報連絡体制）

第４条　甲乙の情報連絡体制は、次の表のとおりとする。

⑴　対策本部設置前

天城町役場　総務課長
ＴＥＬ０９９７－８５－３１１１（代表）

⇕

九州電力(株)奄美配電事業所
ＴＥＬ　０１２０－９８６－８０８（代表）

託送業務グループ長	⇔	徳之島配電事業所長
[redacted]		[redacted]

⑵　対策本部設置後

天城町災害対策本部
窓口責任者　総務課長
ＴＥＬ　０９９７－８５－３１１１（代表）

	九州電力（株）奄美配電事業所対策部			
	部長	広報班	支援班	復旧班
責任者	所長	託送業務グループ長	配電グループ副長	配電グループ長
役割分担	災害復旧総括	お客さま対応 お客さま広報	宿泊、炊き出し手配 資材手配 道路情報収集	復旧作業 復旧要員派遣
電話		[redacted]	[redacted]	[redacted]
備考		窓口責任者		

[redacted]

（災害時の協力体制）

第５条　乙による災害時の協力体制は次の表のとおりとする。

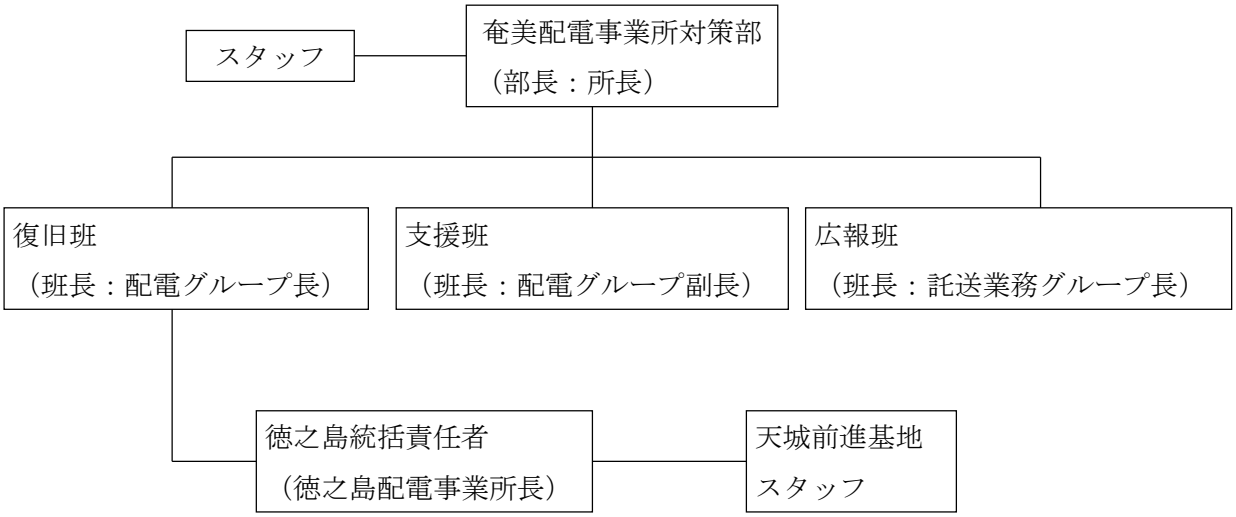

（経費等の負担）

第６条　復旧協力に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、復旧協力により甲から提供された施設等を使用した場合の費用（施設使用料及び光熱水費等）については甲乙協議するものとする。

（窓口責任者）

第７条　第３条に掲げる協力要請に関する連絡を円滑に行うために、天城町総務課長及び九州電力株式会社奄美配電事業所託送業務グループ長を窓口責任者とする。

（補償）

第８条　この協定に基づき復旧協力に従事した者が、当該復旧協力に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条　復旧協力の実施に必要な事項でこの協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

２　この協定に記された甲乙相互の協力依頼については、災害時の実情を考慮した実施可能な範囲でのものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成29年６月13日

甲　大島郡天城町平土野２６９１-1
天　城　町　長　　大　久　　幸　助

乙　奄美市名瀬長浜町６番１号
九州電力株式会社
奄美配電事業所長　　岩　下　　幸　夫

資料９－５　災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定

天城町（以下「甲」という。）と鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（ＬＰガス等）（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、天城町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第２条　第１条の要請は、ＬＰガス等発注書をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　第１条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第４条　この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬、引き渡し）

第５条　ＬＰガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

２　甲は引き渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第６条　乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

⑴　臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

⑵　仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

第７条　甲と乙は、担当者連絡報告書により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車輌の通行）

第８条　甲は、乙がＬＰガス等を運搬する際には、車輌を緊急又は優先車輌として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第９条　この協定に基づき当該業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（効力）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成23年11月17日

甲　鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1番地
天城町長　大　久　幸　助
天城町長職務代理者
天城町副町長　森　田　弘　光

乙　鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町2462番地
鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部
支 部 長　　中　原　哲　二

10　その他防災に関する資料

資料10－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況　（平成21年３月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ､棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ､棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
７		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料10－２　気象等観測施設・地震観測点等

１　地方気象台・測候所

官　署　名	所　在　地	電　話　番　号
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9913
名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375

２　地域気象観測所（観測種目：気温、風向、風速、降水量、日照時間）

観　測　所　名	所　在　地
伊　仙	大島郡伊仙町面縄

３　地震観測点及び震度観測点

地震観測点名称	震度観測点名称	備　考
徳之島	天城町当部	

４　震度情報ネットワークシステム計測震度計設置状況

〔鹿児島地方気象台、危機管理防災課〕

（平成24年７月３日現在）

施設名／市町村名	気象庁	文　部 科学省	県
徳之島町			★
天城町	▲		★★
伊仙町		●	

★は県震度情報ネットワークシステム

▲は気象庁設置のうち、多機能型地震計

●は文部科学省設置

資料10－３　過去の主な災害履歴

発　生　年	被　　害　　の　　概　　要
明治28年７月 （1895年）	強風による高波のため被害甚大。全島での被害は、人家全壊3,865棟、半壊1,357棟、流失家屋198棟、死者12人。
明治44年６月 （1911年）	喜界島地震（M8.0）のため、大島郡全体で大きな被害に見舞われた。大島郡での被害は、人家全壊425棟、半壊627棟、死者12人、負傷者18人。島内の鹿浦港では、北側の絶壁から数百トンの岩石が崩れ落ち、人家が埋没し圧死者５人、負傷者６人を出した。
昭和20年９月 （1945年）	枕崎台風。全国的に被害甚大。 島内の被害の詳細は明らかではないが、名瀬測候所の気象年報によれば、豪雨とともに潮風が強く、台風後約１年ほどは海岸線の樹木は赤く枯れ、徳之島全島を一巡した風害によって家屋・作物は壊滅的打撃を受けたと記されている。
昭和52年９月 （1977年）	沖永良部台風。奄美群島各地を襲い、大きな被害を与える。 ９月９日の夜から猛烈な風が吹き荒れ、町民を不安におののかせた。住家・非住家あわせて34戸が全壊し、災害救助法が適用された。
平成24年８月～10月 （2012年）	８月下旬から10月始めにかけて、台風15号・16号・17号が直撃に近い進路を取ったことにより近年にない大きな被害をもたらした。特に台風17号では住居の全半壊等により９世帯に被災者生活再建支援法の適用を受けた。
平成30年９月～10月 （2018年）	９月下旬に台風24号が直撃、続いて10月上旬に台風25号が西側を通過。特に台風24号では、住居の全半壊が15世帯に及び、被災者生活再建支援法の適用を受けた。ほか、島内で停電、断水、牛小屋の屋根の破損等が多数発生した。

資料10－４

孤立化対策マニュアル

１ 目 的

□ 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

□ このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

２ 孤立化集落対策

１　孤立化のおそれのある集落の把握

市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、ＮＴＴ等防災関係機関から意見を聴取する。

〔 孤立化のおそれのある集落(例) 〕

■ 道路状況
○ 集落につながる道路等において迂回路がない。
○ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
○ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
○ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

■ 通信手段
○ 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
○ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

２　孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

（１）市町村

・　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
　また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

・　集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、ＮＴＴなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

・　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

・　市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。

・　孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

（２）ＮＴＴ

・　孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下 40 箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

（３）道路管理者（県・市町村等）

・　孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

３　孤立化した場合の対応

（１）市町村

・　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
・　避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
・　その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

（２）県

・　市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
・　放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

（３）ＮＴＴ

・　孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
・　被災した通信中継局、通信回線等を応急復旧に努める。

（４）道路管理者（県・市町村）

・　建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

（５）自衛隊

・　大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

（６）警 察

・　安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

11　各種様式に関する資料

資料11－１　災害報告の様式

年　月　日

災害状況各戸別調書　　調査員印

り災原因	区名	地区名	世帯主氏名	全・半・一部	住	畜	他

氏名	続柄	生年月日	性別	氏名	続柄	生年月日	性別

り災の状況

損害部分	数量	金額	損害部分	数量	金額
屋根（含裏板）	坪		障子	枚	
瓦、ﾄﾀﾝ、ルーピング等	枚		フスマ	枚	
雨戸	枚		家具等	件	
戸袋	枚		寝具衣類	件	
外壁	㎡		食糧品		
柱折損	本				
基礎移動	m				
傾斜	度				

見取図

損壊箇所を図表のこと

建物の構造	坪数	損害見積額	備考
	坪	円	

注意　１　この調書は、災害直後ありのままの状況を正確に記入のこと。
　　２　この調書に基づいて、役場職員が再度確認調査を行い全・半壊等判定の基礎資料となるので、公平、正確を期すること。

都道府県		区分			被害
災害名 報告番号 報告者名	災害名 第　報 （月日時現在）	その他	田	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			畑	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			文教施設		箇所
			病院		箇所
			道路		箇所
			橋梁		箇所
			河川		箇所
			港湾		箇所
			砂防		箇所
			清掃施設		箇所
			がけ崩れ		箇所
			鉄道不通		箇所
			被害船舶		隻
			水道		戸
			電話		回線
			電気		戸
			ガス		戸
			ブロック塀等		箇所
		被災世帯数			世帯
		被災者数			人
		火災発生	建物		件
			危険物		件
			その他		件

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県対策本部	名称	
	設置　月　日　時	
	解散　月　日　時	
災害対策本部設置市町村名		
	計　団体	
災害救助法適用市町村名		
	計　団体	
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）

※被害額は省略することができるものとする。

資料11－２　自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

１　自衛隊災害派遣要請依頼書

第　　号
年　月　日

鹿児島県知事　　様

天城町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
⑴　災害の状況

⑵　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
⑴　活動希望区域

⑵　活動内容

４　その他参考となるべき事項

２　自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第　　号
年　　月　　日

鹿児島県知事　　様

天城町長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年　月　日付け　第　　号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収理由

３　その他必要事項

資料11－３　被災証明に関する様式

被　災　証　明　申　請　書

天城町長様

申請人住所

申請人氏名　　印

被　災　内　容

被災年月日	平成　　年　　月　　日（　）～　　日（　） 午前　　午前 時　～　　時にかけて 午後　　午後
災害の種類	台　風　　号 床上　　cm 雨　浸水の場合 床下　　cm 風　（　） 地　震　（　） 火　災　（　） その他　（　）
被災箇所	家　屋（居間・台所・風呂場・その他） 合　計　　㎡ 店　舗　　㎡ 事務所　　㎡ 工　場　　㎡ その他
備　考	

平成　　年　　月　　日

上記のとおり被害を被ったことを証明願います。

被　災　証　明　書

申請人住所

申請人氏名

被　災　内　容

被災年月日	平成　　年　　月　　日（　　）～　　日（　　） 午前　　午前 時　～　　時にかけて 午後　　午後
災害の種類	台　風　　号 床上　　cm 雨　浸水の場合 床下　　cm 風　（　　） 地　震　（　　） 火　災　（　　） その他　（　　）
被災箇所	住　所 家　屋（居間・台所・風呂場・その他） 合　計　　㎡ 店　舗　　㎡ 事務所　　㎡ 工　場　　㎡ その他
備　考	

上記のとおり被害を被ったことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日

天城町長

資料11－４　水防活動実施状況報告様式

水 防 活 動 実 施 状 況 報 告 書

（管理団体名）　　印

<table>
<tr><td colspan="2">水防実施の台風名又は豪雨名</td><td colspan="3"></td><td>指定非指定の別</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">出水の概況</td><td colspan="5"></td><td colspan="3">区分</td><td>管理団体分
円</td><td>県支出分
円</td><td>合計
円</td></tr>
<tr><td colspan="2">水防実施の場所</td><td colspan="5"></td><td rowspan="10">所要経費</td><td rowspan="3">人件費</td><td>手当</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">日時</td><td colspan="5" rowspan="2">自　平成　年　月　日　時
至　平成　年　月　日　時　時間</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動人員</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td colspan="2">計</td><td rowspan="5">物件費</td><td>資材費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2">人</td><td>器材費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水防作業の概況・工法・延長</td><td colspan="5" rowspan="2"></td><td>燃料費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>雑費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">水防の結果</td><td></td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td rowspan="6">使用機材</td><td colspan="2" rowspan="2">叺（かます）</td><td>俵</td><td>俵</td><td>俵</td></tr>
<tr><td>効果</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2" rowspan="2">縄</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td></tr>
<tr><td>被害額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">丸太</td><td>本</td><td>本</td><td>本</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の団体よりの応援状況</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">立退きの状況及びそれを指示した理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">居住者出動状況</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">水防功労者の年齢及び所属並びに功績概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">警察の応援状況</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">堤防その他の施設等の状況、異常を感じたときはその場所及び状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現地指導員の職氏名</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">水防活動に関する自己批判</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">水防関係者の死傷</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

資料11－５　災害救助用米穀の引渡要求書

番　　号
年　　月　　日

農林水産省政策統括官　殿

鹿児島県大島郡天城町長　　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第４章１第10の１に基づき、以下のとおり申請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備　考

農林水産省 政策統括官付 貿易業務課　03-6744-0585　FAX 03-6744-1390

天城町役場　0997-85-3111　FAX 0997-85-3110

資料11－６　徳之島地区消防組合で使用しているトリアージタッグ

災害医療等で、大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、トリアージ責任者が傷病者の治療優先順位を区分する。トリアージは、最大効率を得るため、原則として災害現場等で直接治療に関与しない専任の医療従事者が行う。
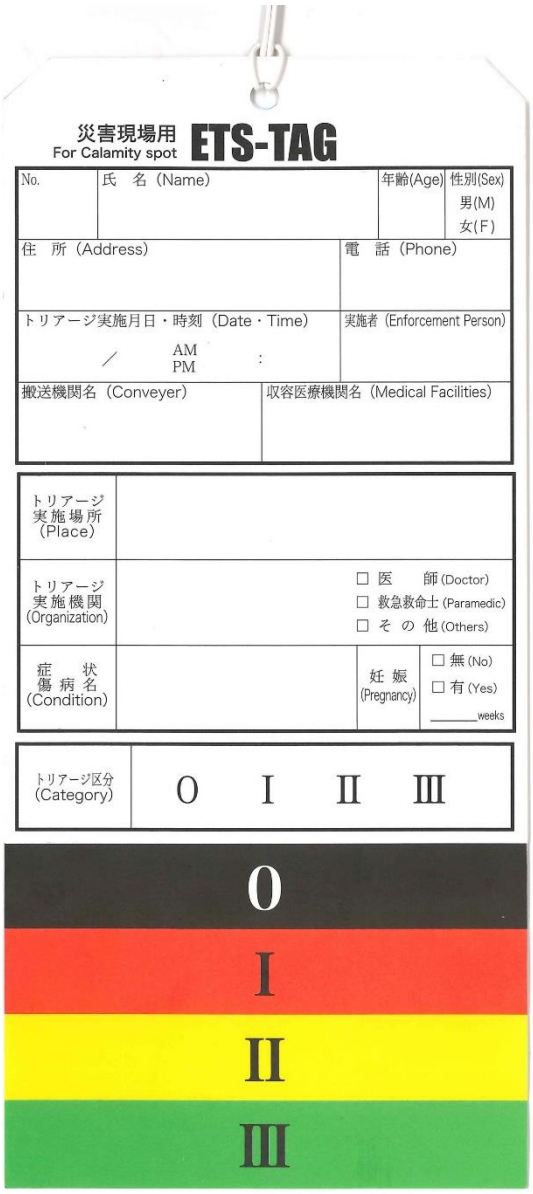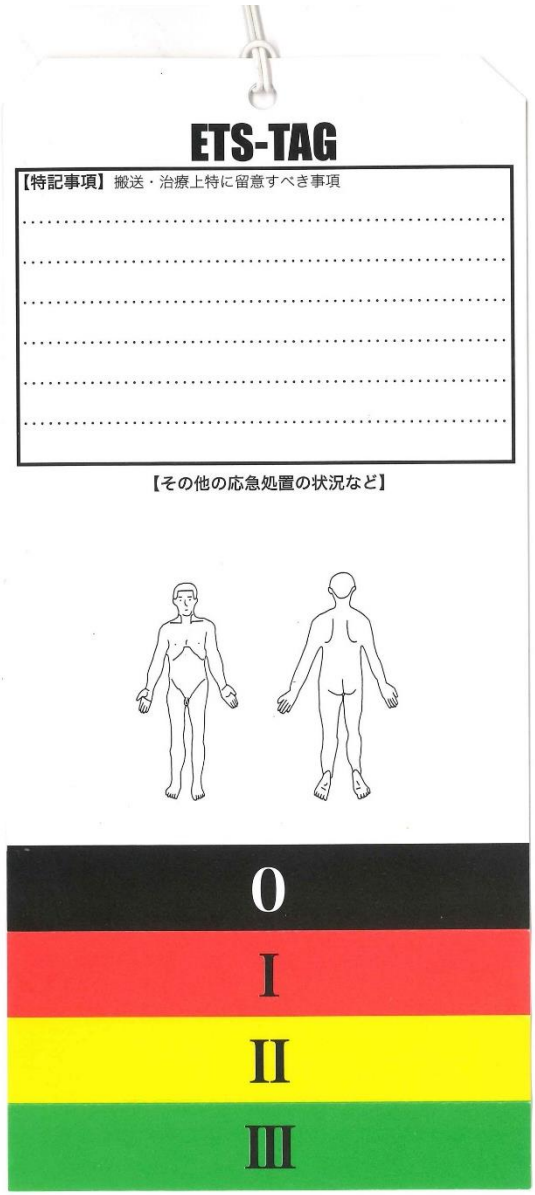
トリアージの際には、負傷者にトリアージタッグが使用され、原則として着ける部位は右手首だが、やむを得ない場合は左手首、右足首、左足首、首の順に着ける。また、トリアージは何回か行われる場合があるが、都度トリアージタッグを交換することなく引き続き使用し、順次情報を追記する。